

# 問題行動等対応マニュアル

～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～

平成 28 年（2016 年）3 月版

平成 19 年（2007 年）2 月  
山 口 県 教 育 委 員 会



## はじめに

近年、社会の情報化や少子高齢化の進展など、児童生徒を取り巻く環境の急激な変化を背景に、学校における、暴力行為やいじめ等の児童生徒の問題行動等が多様化、複雑化しています。これに伴って、教職員が指導に苦慮する状況や、初期対応の遅れ等のトラブルにより保護者等の学校不信を招く状況が見受けられるなど、問題行動等への対応は、学校の大きな課題となっております。

学校が、子どもたちにとって安心して学び合い、高め合うことができる安全な場所となるためには、問題行動の未然防止に向けた取組はもとより、学校事件・事故等の危機発生時における、学校と家庭、地域や関係機関等が緊密に連携した適切な対応が求められます。

このため県教委では、学校が、生徒指導上の諸課題に迅速・的確かつ組織的に対応できるよう、平成19年2月に「問題行動等対応マニュアル」を作成し、必要に応じ改訂を重ねているところですが、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、平成26年2月に「山口県いじめ防止基本方針」を策定したことから、関係機関等との連携や事例別マニュアルの加筆修正、参考資料の充実などの改訂を行いました。

各学校においては、県教委作成の、生徒指導ハンドブック「よりよい生徒指導に向けて」や指導資料「心の教育推進の手引き」等を基に、心の教育の推進や開発的・予防的な生徒指導の充実により、子どもたちに豊かな人間性を育成し、問題行動等の未然防止を図っていただいているところですが、『学校危機はどの学校でも起こりうる。』という認識の下、本マニュアルを十分に活用し、学校事件・事故等の事案発生時には、校長のリーダーシップの下、学校全体が組織として機能し、教職員一人ひとりが適切に対応できるようお取り組みをお願いします。

県教委としましても、学校の生徒指導・教育相談体制の強化を図るため、積極的に情報提供を行うとともに、危機発生時には、市町教育委員会とも連携し、学校の教育機能の早期回復に向けた支援に努めてまいります。

今後とも、各学校において、教職員の生徒指導力・危機対応力を高めていただき、家庭・地域・関係機関等との緊密な連携により、子どもたちの健全育成と安心・安全な学校づくりに向けた取組が一層推進されることを願っております。

平成28年3月

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

# 目 次

マニュアルの特徴・活用方法等	1
<b>1 学校危機対応について</b>	<b>2</b>
（1）学校危機の内容・分類	2
（2）学校危機対応の目的	3
（3）学校危機対応のポイント	3
（4）学校危機・トラブルの誘因や原因	4
<b>2 問題行動等に対応するための事前準備</b>	<b>5</b>
（1）事前準備のポイント	5
（2）問題行動等の未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実	5
（3）校内の組織体制と役割分担	6
（4）緊急連絡体制の整備	8
（5）関係機関等との連携	9
<b>3 問題行動等発生時の対応・連携図</b>	<b>17</b>
<b>4 事例別マニュアル</b>	
□ 重大事案発生時の基本的な対応	重大事案・1
□ 生徒間暴力・対人暴力	生徒間暴力・9
□ 対教師暴力	対教師暴力・13
□ 器物損壊	器物損壊・17
□ 学級崩壊	学級崩壊・21
□ いじめ防止対策推進法<山口県いじめ防止基本方針>	いじめ防止法・25
□ いじめ認知	いじめ認知・29
□ いじめ対応	いじめ対応・31
□ インターネット上の誹謗中傷・個人情報流出等	インターネット・41
□ 男子児童生徒の性の逸脱行為	男子性逸脱・47
□ 女子児童生徒の性の逸脱行為	女子性逸脱・51
□ 万引き	万引き・57
□ 校内での盗難	校内盗難・61
□ 薬物乱用	薬物乱用・67
□ 家出	家出・71
□ <b>小中</b> 出席停止	出停・75
□ 懲戒処分< <b>高</b> 停学・ <b>小中高</b> 訓告>	懲戒・79
□ <b>高</b> 中途退学<問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学>	中退(勧告)・83
□ <b>高</b> 中途退学<自らの申し出>	中退(申出)・87
□ 児童虐待	児童虐待・89
□ 自殺予告・自殺予防<子どもの発するサインとその対応>	自殺予防・93
□ 警察による逮捕・事情聴取等に関わること	警察・101
□ 保護者・地域からの苦情等への対応	保護者対応・103
□ 緊急保護者会の開催	緊急保護者会・107
□ 重大事案発生時の報道機関への対応	報道対応・111

## 参考

◆ 山口県CRTの派遣について.....	重大事案
◆ 自己責任と少年法の改正のポイント.....	重大事案
◆ 重大な少年事件の前兆行動等.....	重大事案
◆ 危機時のストレス反応.....	重大事案
◆ 心の傷を広げないために（二次被害の防止）.....	重大事案
◆ こころだってケガをすることがあるんだよ（保護者のみなさまへ）.....	重大事案
◆ 告発義務について.....	生徒間暴力
◆ 規範意識の醸成に関する生徒指導体制.....	対教師暴力
◆ 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの①.....	対教師暴力
◆ 割れ窓理論.....	器物損壊
◆ 「一言」が子どもを変える影響力を持つ教師になるために.....	学級崩壊
◆ 原因はいじめられている児童生徒にある、という雰囲気がある児童生徒にある場合.....	いじめ対応
◆ 学校や家庭での日常的な観察のポイント.....	いじめ対応
◆ いじめに関するQ&A.....	いじめ対応
◆ インターネット上でのコミュニケーション.....	インターネット
◆ 「チェーンメール」への対応について.....	インターネット
◆ 学校と警察のネット問題連携対応システム.....	インターネット
◆ 危ない！子どもの携帯電話.....	インターネット
◆ ネット問題相談機関.....	インターネット
◆ 性非行について.....	男子性逸脱
◆ 「出会い系サイト」による犯罪から自分の身を守るための3つのNO！.....	女子性逸脱
◆ 携帯電話が子どもにもたらす弊害.....	女子性逸脱
◆ インターネットの有害情報から子どもたちを守るために.....	女子性逸脱
◆ 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導の基本.....	万引き
◆ 心を育てる生徒指導～犯人探しが目的ではない～.....	校内盗難
◆ リフレーミング・エクササイズ～盗癖のある児童と関わる場面で～.....	校内盗難
◆ 「持ち物検査」について.....	校内盗難
◆ 薬物の種類.....	薬物乱用
◆ 子どもの話を聴くときは.....	家出
◆ 教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて.....	出席停止
◆ 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方.....	懲戒処分
◆ 「体罰」に係る判例.....	中退（勧告・懲戒）
◆ 「要保護児童対策地域協議会」について.....	児童虐待
◆ 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの②.....	児童虐待
◆ 自殺直前のサイン：自殺直前のサインとは何でしょうか？.....	自殺予防
◆ 対応の原則：自殺の危険が高まった子どもにどう関わったらよいのでしょうか.....	自殺予防
◆ 子どもの自殺への対応について.....	自殺予防
◆ ベストを尽くす～速やかな行動と丁寧な対応が必要～.....	保護者対応
◆ 提言者のタイプと対応方法.....	保護者対応
◆ 保護者との連携を「阻む態度」と「促す態度」.....	緊急保護者会

## 資料編

<b>資料1</b>	S S W活用マニュアル抜粋（活用の流れ・関係機関との連携）.....	1
<b>資料2</b>	学校メンタルサポート事業.....	5
<b>資料3</b>	山口県における教育相談窓口一覧.....	6
<b>資料4</b>	非行少年発見から家庭裁判所送致まで.....	8
<b>資料5</b>	家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで.....	9
<b>資料6</b>	学校における事件・事故等発生時の報告について.....	10
	○ 報告の対象となる事件・事故等	
	○ 報告の手順（事件・事故／いじめ重大事態）	
	○ 「速報」様式	
	○ 「報告」様式（市町立／県立）	
<b>資料7</b>	各学校における緊急連絡先一覧の作成について.....	17
<b>資料8</b>	児童虐待通告書様式.....	18

## マニュアルの特徴・活用方法等

### 【特徴】

- 問題行動等発生時の基本的・具体的な対応について明示
- 時系列（初期、初期・中期、中期・長期）で構成し、各時点での対応の具体及び留意点明示
- 教職員「個人の資質」が、学校として「組織力」を発揮する中で生かされるという視点で作成
- チェックシート方式とし、学校が実際場面で活用できる構成
- 最近の事件・事案における対応及び反省を盛り込んだ内容
- 時代を反映した課題を掲載

### 【活用方法】

- 校内研修会で活用  
危機対応に関する校内研修会等において、研修教材として活用する。
- 問題行動等発生時に活用  
該当するページをコピーし、関係者に配付する。
- 事件・事故収束後に活用  
事例検討会等において、対応は適切であったか、対応に関する漏れはなかったか等を確認するとともに、今後の事件・事故への対応に生かす。

### 【留意事項】

- 可能な限り時系列に並べているが、状況に応じて優先順位を判断すること
- 現場ではマニュアルにこだわり過ぎず、混乱した場合は「子どもを守る」ことを第一に考えて行動すること
- 特別支援学校の小・中・高等部は、小・中・高等学校に対応
- 事例別マニュアルの表記について  
教員、教師、教職員 → 「教職員」と表記  
生徒指導主事、生徒部長、生徒指導課長等 → 「生徒指導主任」と表記  
該当する校種 → 小・小中・高などと表記

# 1 学校危機対応について

## (1) 学校危機の内容・分類

学校で起こることが予想される危機の内容は、下図に示すように、『児童生徒に関係すること』、『教職員に関係すること』、『火災・自然災害に関係すること』等多様である。

本マニュアルは、『児童生徒に関係すること』のうち、「児童生徒の問題行動等」が発生した際の基本的・具体的な対応について示すものである。

### ■ 学校危機の分類 ■

#### 児童生徒に関係すること

学校への侵入・占拠  
児童生徒への危害

○ 学校への侵入者による被害 等

学校施設・設備等の  
被害(自然災害を除く)

○ 学校施設の爆破及び爆破予告  
○ 器物損壊に伴う施設・設備の被害  
○ 備品類等の盗難・紛失  
○ 薬物・毒劇物・危険物の盗難・紛失 等

事 故

○ 交通事故  
○ 授業・部活動・修学旅行等での事故  
○ 学校外での事故 等

学校における集団疾病

○ 学校内における食中毒  
○ インフルエンザの集団感染 等

#### 問題行動等

○ いじめ・暴力行為  
○ 万引・窃盗  
○ 性の逸脱行為  
○ 家出 等

#### 教職員に関係すること

事 故

○ 死亡・負傷  
○ 安否不明(海外旅行中での事故等) 等

非 違 行 為

○ 飲酒運転等交通法規違反  
○ 体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント 等

#### 火災・自然災害に関係すること

火 災

○ 火災の発生及び施設の被害

自 然 災 害

○ 地震・台風等による学校施設・設備の被害

## (2) 学校危機対応の目的

「学校危機対応」とは、各学校の教育目標の達成を阻害する要因を除去するために、学校が下記の目的をもって組織的に取り組むことをいう。

- 児童生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- 学校・教職員と児童生徒・保護者・地域社会等との信頼関係の向上を図ること
- 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

## (3) 学校危機対応のポイント

学校の教育目標を達成するためには、学校が子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。

しかしながら、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機は頻繁に起こっており、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応しなければならない。

- 迅速かつ的確な初期対応
  - 初期対応が以後の展開を大きく左右する。
- 指揮系統の明確化
  - 危機対応はトップダウンが基本である。
- 情報集約・情報管理の徹底
  - 校長がリーダーシップを発揮するためには、正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
- 情報の共有と役割分担の明確化
  - 緊急対策会議等を持ち、全教職員の共通理解のもと組織的に対応する。
- 保護者・関係機関等との密接な連携
  - 必要に応じて、躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>することなく支援を要請する。



#### (4) 学校危機・トラブルの誘因や原因

##### ■ 教職員による不適切な発言や文書

- 全体集会や学年集会等での不用意な発言、不十分な説明等が誤解を招き、保護者からの指摘を受ける。また、それに対する学校の対応が誠意あるものとならない場合、かえって事態を悪化させる。
- 学年通信や学級通信等家庭向けの文書の中に、不適切な文言があり、保護者の指摘を受ける。活字となっているため、大きな事態に発展する可能性がある。

##### ■ 担任や部活動顧問による問題の抱え込み

- 一人で問題を解決しようと抱え込んだり、事態の深刻度の認識が希薄であったりすると、対応が遅れ解決が困難となる。
- 背景には、学年間や校務分掌単位で課題を共有する姿勢や組織力が弱いことなどがある。

##### ■ 初期対応の遅れ

- 週休日や祝祭日、夜間であっても、迅速で正確な事実確認を行い、一刻も早く保護者と接触を図ることなどは極めて重要である。
- 対応が遅れると、ささいな事案が一夜にして悪化することがある。早めに接触すれば誠意が伝わり、タイミングを計って校長が対応することで早期解決が図られるケースは少なくない。

##### ■ 特別指導（**小中**出席停止・**高**停学を含む）の在り方

- 問題行動の事実確認や特別指導が配慮を欠いている場合、指摘を受けることがある。
- 特別指導が試験や学校行事等と重なった時などの配慮も重要である。

##### ■ 保護者との話し合いや対応

- 学校側の真意や誠意がきちんと伝わらず、事態が悪化するケースは少なくない。特に、経験が不足していたり、保護者への対応が得意ではなかったりする教職員の場合、管理職や学年主任等の同席やフォローは欠かせない。
- 集会における発言や配付する文書等の内容については、必ず、関係する保護者の了解を得る必要がある。

## 2 問題行動等に対応するための事前準備

### (1) 事前準備のポイント

■ どの学校でも起こりうる！	→ 平常時における危機意識の高揚
■ リーダーシップとチームワーク！	→ 校内の組織体制と役割分担の明確化
■ 日頃の教育活動の充実を！	→ 児童生徒・保護者との信頼関係の構築
■ 変化をいち早く察知！	→ 児童生徒の多面的理解と情報の一元化
■ 自己実現への援助を！	→ 自己指導能力や人間性の伸長の支援
■ 「抱え込み」から「連携」へ！	→ 教職員間の情報共有と関係機関との連携
■ 備えあれば憂いなし！	→ 定期的な訓練・校内研修等の実施
■ 過去の対応や反省を生かす！	→ 指導・対応記録の整理・蓄積と分析

### (2) 問題行動等の未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

#### ア 開発的・予防的生徒指導の重要性

- 児童生徒一人ひとりの人格のよりよい発達を実現するためには、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援が必要となる。
- 児童生徒にとって学校生活が有意義かつ充実したものであれば、そのことが自己指導能力を育み、問題行動を未然に防止することにもつながるため、開発的・予防的生徒指導として、教科指導や道徳教育、特別活動、キャリア教育など学校教育活動全体の充実を図ることが重要である。

#### イ 開発的・予防的生徒指導の主な取組

##### ■ 教科指導の充実

- 毎日の教科指導では、児童生徒一人ひとりが生き生きと学習に取り組み、学校や学級・ホームルームの中での居場所をつくることが大切である。
- すべての児童生徒に対して、楽しく分かる授業を展開し、一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすことにより、学習に対しての充実感や達成感を味わわせる。

##### ■ 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成をねらいとしている。
- 道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常の生活場面に具現できるように援助する。

## ■ 特別活動の充実

- 特別活動の目標は、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成と重なる部分がある。
- 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人ひとりが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。

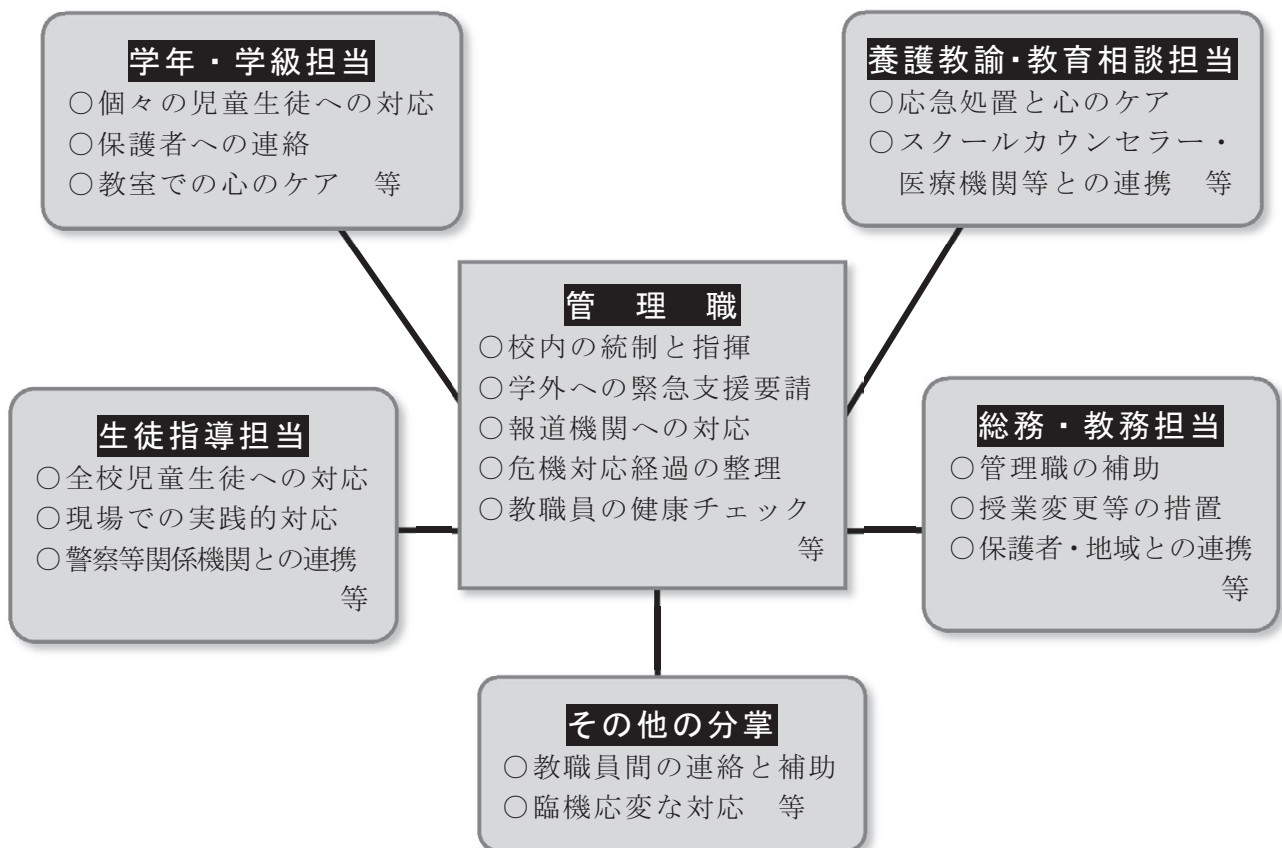
## ■ キャリア教育の推進

- キャリア教育は、夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成をねらいとしている。
- 「自分がしたいこと」「自分ができること」「社会が求めていること」のバランスを図りながら、発達段階に応じて継続的な指導を行う。

### (3) 校内の組織体制と役割分担

#### ア 校務分掌に沿った緊急時の組織体制

- 問題行動等への対応に当たっては、校務分掌に沿った緊急時の組織体制が重要である。管理職を中心に、各分掌が迅速・的確にそれぞれの役割を果たすために、平素からの事前準備と役割確認が大切である。



## イ 事前準備における役割分担例

<p><b>管 理 職</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年度当初、校務分掌に沿った危機対応チームを組織し、各自の役割を明確にする。その際、役職で分担せず、個々の力量を的確に判断して組織づくりを行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 計画的に生徒指導、教育相談体制の充実を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員の緊急連絡網を整備するとともに関係機関との緊急連絡体制を整備し、平時から連携を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 危機対応に係る教職員用資料を作成・配付し、平時から訓練・校内研修等を実施する。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常的に発生する小さな問題行動に対し、平時から組織として対応する訓練をしておく。</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員に対して、事件・事故発生時には、内容を時系列に沿って詳細かつ正確に記録するよう徹底しておく。</li> <li><input type="checkbox"/> あらかじめ、管理職が不在の場合に指揮を執る教職員を決めておく。</li> </ul>
<p><b>教務・総務担当</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 管理職が不在の場合、代行・代決できる体制を整えておく。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃から、学校通信やPTAだより等を活用し、保護者に対して危機対応への理解と協力を呼びかけておく。</li> <li><input type="checkbox"/> あらかじめ、保護者による支援体制の構築と危機対応時の協力を要請しておく。</li> </ul>
<p><b>生徒指導担当 ※(生徒指導主事)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日頃から、校内で危機を誘発する可能性のある様々な事象への注視を怠らない。職員朝礼等を活用し、情報を共有する。</li> <li><input type="checkbox"/> 危機発生時の全校児童生徒の緊急連絡方法、指導及び支援の実践的プランを準備する。</li> <li><input type="checkbox"/> これまでの指導記録を整理・分析し、今後の対応に生かす。</li> </ul>
<p><b>学年・学級担当</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日頃から、児童生徒にしっかりと寄り添い、変化を敏感に感じ取るとともに、安心・安全な学級づくりに努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒へ心理的・物理的危機をもたらす可能性がある事物は、教室から取り除く。</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員研修へ積極的に参加し、応急処置や心のケアが行えるようなスキルや基本的知識を高める。</li> <li><input type="checkbox"/> 学級・学年の保護者全員の緊急連絡体制を整備する。</li> </ul>
<p><b>養護教諭 教育相談担当</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。</li> <li><input type="checkbox"/> 基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等について、校内研修会を計画的に実施する。</li> </ul>

### ※ 「生徒指導主事」の位置付け（学校教育法施行規則第70条の4）

生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

## (4) 緊急連絡体制の整備

### ア 連絡体制の整備

#### ■ 教職員

- 連絡系統をフローチャート等で示す。
- 自宅電話や携帯電話で確実に連絡がとれる体制を構築する。
- 全教職員に配付する。

#### ■ 保護者

- 担任・部活動顧問等は、自宅電話・携帯電話等の一覧表を作成する。
- 個人情報に配慮し、各保護者への配付については、事前に了解を得るなど慎重に行う（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30 施行）。
- メール配信システムを整備し、緊急情報が停滞なく伝わるようにする。

#### ■ 児童生徒

- 担任・部活動顧問等は、必要に応じて、児童生徒の了解を得た上で、児童生徒の携帯電話の一覧表を作成する。
- 個人情報に配慮し、各児童生徒への配付については、事前に保護者から了解を得るなど慎重に行う（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30 施行）。

### イ 関係機関との連絡体制の整備

- 連絡先・担当者及び関係機関の役割等の一覧表を作成する。
- 校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付けるとともに、設置場所を全教職員に周知する。
- 個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。
- 管理職・生徒指導主任等が、関係機関等を定期的に訪問するなど、連携を密にしておく。

### ウ 連絡方法及び報告内容のポイント

#### ■ 迅速・確実な連絡

- 第一報は「巧遅より拙速」を優先する。
  - ※ 第一報の不完全さ、不正確さを決して叱ってはならない。
- 分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（できればメモを添えて）。
- 「情報は私物ではない。」ことを全教職員が認識する。

#### ■ 報告の内容（5W1H）と優先順位

- ① 何があったのか（WHAT）
- ② 誰が関係しているのか（WHO）
- ③ いつ発生したのか（WHEN）
- ④ どこで発生したのか（WHERE）
- ⑤ なぜ起こったのか（WHY）
- ⑥ 現在どのような状況なのか（HOW）

## (5) 関係機関等との連携

生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、関係機関等との緊密な連携が重要である。

学校と関係機関等が一体となって取り組むためには、各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、平素から積極的に情報交換を行う必要がある。

### ア 平常時の連携機関

P T A、学校評議員、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）、近隣の学校、市町教育委員会、所轄警察署、少年サポートセンター、少年安全サポーター、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年健全育成協議会、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、市町福祉関係課、同窓会、交通機関（通学バス・鉄道等）、商業施設等

#### — 【具体的な取組】～文部科学省「生徒指導提要」～ —

##### ① 青少年育成国民運動

青少年育成国民運動はすべての国民が積極的に青少年育成に努めること等を旗印として昭和41年に始まった。

市町での取組として青少年育成市町民会議が結成され、地域住民や関係団体・機関等により構成されている。青少年育成国民運動推進員や青少年育成アドバイザーも委嘱されており、学校も連携、協力を図ることにより大きな成果を得る。

さらに多くの市においては、市民会議の下に、学校区の地域コミュニティが組織されている。

##### ② 学校区での連携の具体例

学校区で健全育成を図るためには、警察、民生委員・児童委員、幼稚園、小学校、中学校、自治会、P T A、子ども会、防犯団体などの様々な関係機関と諸団体がかかわっている。

#### 【実践活動例】

- 家庭・地域から始まる声かけ（あいさつ）運動
- 「まちをきれいにする日（毎月1日）」
- 学識者の協力による、小学校の「寺子屋学習」（2泊3日の通学合宿）
- 中学生の史跡探訪
- さつま芋等の栽培と収穫期の焼き芋大会

### イ 緊急時の連携機関

#### (ア) 問題行動発生時の連携機関

市町教育委員会、所轄警察署、少年安全サポーター、児童相談所、家庭裁判所、児童自立支援施設、少年鑑別所、少年院、保護司、市町福祉関係課等

#### (イ) 心身のケアに係る連携機関

県教育委員会（学校メンタルサポート事業）、C R T（クライシス・レスポンス・チーム）、子どもと親のサポートセンター、ふれあい教育センター、医療機関、精神保健福祉センター、臨床心理士会等

## ウ 警察との連携

### (ア) 学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」協定

- 主体： 山口県警察本部 山口県教育委員会
- 締結： 平成28年3月18日
- 施行： 平成28年4月 1日
- 目的： 県内の学校と警察との連携については、平成16年からそれぞれ基準を定め、必要な連絡を図っているが、広域化・複雑化する生徒指導状況を踏まえ、児童生徒の健全育成の観点から、県立学校と警察署とが、統一した基準に基づく相互連絡を行い、問題行動・非行及び犯罪被害の防止並びに安全確保について、連携して早期に対応できる体制を構築する。
- 備考： 県立以外（国立・市町立・私立）の学校についても、協定を締結し、平成28年4月から県内全ての学校で同制度を施行。

### ■ 学校と警察署の相互の連絡対象事案

学校と警察署の双方が認知しうる事案で、相互の連携が必要と認められる事案

- 不審者や校地内侵入者等に係る事案
- スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案
  - ・ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者となった、あるいはなるおそれがある事案
  - ・ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者ではないが、「いじめ」などの対象となっている事案
- その他特に学校と警察が連携した早期対応が必要と認められる事案
  - ・ 児童虐待や自殺予告など、児童生徒の被害の防止及び安全の確保のために連携が必要と認められる事案
  - ・ 事案の内容等から、児童生徒の問題行動等の防止のための連携した対応が必要と認められる事案
- ※ 特に、スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案については、学校だけでは対応困難な場合が多く、警察との早期の連携が必要（少年安全サポーターの活用が有効）

### ■ 警察署から学校への連絡対象事案

警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案

- 逮捕事案（報道発表しない事案については、捜査に支障のないものに限る。）
- 逮捕事案以外の犯罪・触法事案について、次の事由等により、学校と連携して早期かつ継続的に対応することが必要と認められる事案
  - ・ 事案の内容が悪質な場合
  - ・ 事案の原因、動機が、学校、交友関係にある場合
  - ・ 対象の児童生徒が、学校内外において粗暴行為を敢行する非行集団の構成員である場合
  - ・ 同一非行に関わる対象の児童生徒が、複数に及ぶ場合
  - ・ 対象の児童生徒の影響が、他の周辺児童生徒に及ぶ場合
  - ・ 義務教育中の児童生徒にあって、特に早期対応が必要と認められる場合
- 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案
- 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、被害者支援のため、特に連携が必要な場合

## 留意事項

- ※ 連絡責任者は対象事案を取り扱った警察署長とし、連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指定した者が、面接又は電話により速やかに行う。
- ※ 逮捕事案は逮捕後、任意事案は全容が解明し正確な情報となった時点又は送致、通告した時点で、被害防止に係る緊急情報については直ちに、速やかに連絡する。
- ※ 学校への連絡の前に、対象児童生徒の保護者に対して、学校への連絡について説明するとともに、自ら学校に連絡するよう指導する。
- ※ 警察署が管轄外に所在する学校に在籍する児童生徒に係る事案を取り扱った場合は、当該警察署から当該学校へ連絡する。

## ■ 学校から警察署への連絡対象事案

学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全確保のため、警察との連携が必要な事案

- 学校が認知したいじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、対象の児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合
- 生徒間暴力、対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、指導にも関わらず、周囲に危険が予測される場合
- シンナーの吸引等の薬物乱用により、対象の児童生徒の生命の安全、及び周辺児童生徒に危険が予測される場合
- 暴走族等の構成員となり、対象の児童生徒の安全確保、及び周辺児童生徒の被害の防止のため、特に連絡が必要な場合
- 児童生徒が、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある場合

## いじめ・暴力行為・被害に遭うおそれのある場合の連絡基準

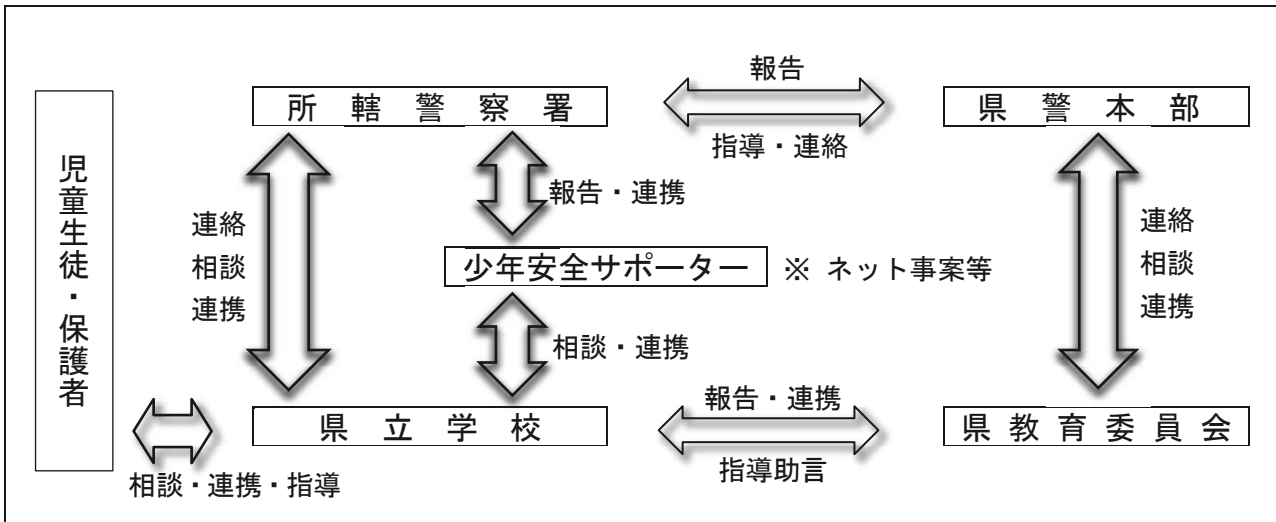
いじめ	○ 強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案であって、学校だけでは解決が難しく、学校における安全配慮義務の観点から警察の協力が必要な場合
生徒間暴力	○ 被害児童生徒にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合（※ 連絡前に被害児童生徒の保護者の承諾を得る。） ○ 教職員の制止にもかかわらず暴力行為を止めず、興奮状態が継続しさらなる危険が予測される場合
対教師暴力	○ 被害教職員にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合 ○ 被害の程度にかかわらず、日常的に教職員の指導に従わず、胸ぐらをつかむ、ものを投げる、殴る、蹴るなどの暴力行為が繰り返される場合
器物損壊	○ 故意に器物を損壊させ、行為に対する自省が見受けられない場合 ○ 損壊の程度にかかわらず、日常的に暴力行為が繰り返され、周囲に危険が予測される場合
被害に遭うおそれ	○ 所在不明である、家庭の協力が得にくく連絡が取れない、学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある、欠席が続き、家庭と連携はできているが、保護者等が十分に児童生徒の状況を把握できない場合等（※ 県教委と十分連携した上で判断する。）



**留意事項**

連絡責任者	○ 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長とする。
連絡方法	○ 連絡責任者が連絡担当者として指定した者（生徒指導主任等）が、面接又は電話により速やかに行う。
連絡時期	○ 連絡責任者である学校長が、警察署への連絡が必要と判断した時点とする。
連絡内容	○ 連絡の範囲は、当該事案に係る児童生徒の問題行動等及び児童生徒の被害の防止並びに安全の確保に資するために必要な情報に限る。 ○ 具体的な連絡内容は、問題行動等を解決または防止するとともに、被害の拡大を防ぐため、対象事案の概要や、当該児童生徒の氏名、年齢、学年、性別など、健全育成に資するため学校が必要と認める事項とする。 ○ 連絡した内容については、必要に応じて、当該児童生徒及び保護者に伝える。
留意事項	○ 連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期する。 ○ 連絡した情報については、秘密の保持を徹底し、制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。 ○ 対象事案に関係した児童生徒への指導に当たっては、健全育成を推進するという制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果をもった適正な措置を行う。 ○ 児童生徒や保護者に対し、制度について周知を図り、その趣旨や目的等の理解を得るとともに、対象事案に関係する児童生徒の保護者の理解と緊密な連携の下、制度の適切な運用を行う。 ○ 連絡責任者・担当者は、「職務上知り得た個人情報や漏らしたり、目的以外に利用したりすることはできない。」（国家公務員法100条、地方公務員法34条）。 ○ 公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発しなければならない義務を「告発義務」（刑事訴訟法第239条）といい、生徒指導では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破壊、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有している（「生徒指導提要」）。 ○ 問題が発生してから連携するのではなく、日頃から十分な意思の疎通を図り、相互の連絡に対して迅速・的確に対応できる体制を整備するとともに、所轄警察署と連携した児童生徒の健全育成に係る取組を推進する。

【連携フロー図】



(エ) 少年サポートセンター

少年の重大な非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要である。

このため、警察官や少年警察補導員等が街頭補導活動を実施し、非行少年や不良行為少年の発見・保護・指導、被害少年やその家庭に対する支援活動等を専門的に行っている。

また、少年非行等に関する相談も受け付けている。

東部少年サポートセンター(岩国警察署内:0827-23-5150)岩国・周南地域  
 中部少年サポートセンター(県警本部少年課内:083-925-5150)山口・萩地域  
 西部少年サポートセンター(下関警察署内:083-222-5150)宇部・下関地域

(オ) 少年安全サポーター

県警少年課所属の少年安全サポーターは、警察官のOBで構成され、岩国、柳井、光、周南、防府、山口、宇部、美祢、下関、萩の10市教育委員会\*を活動拠点に、学校への指導・支援を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している(\*平成28年度配置)。

具体的活動は、以下のとおりである。

非行防止活動	非行防止教室／立ち直り指導／相談受理
被害防止活動	緊急時訓練／防犯教室／校外パトロール／安全点検 等
連携活動	会議出席／情報発信／街頭活動 等

## エ 矯正施設について

### (ア) 少年鑑別所

- 家庭裁判所での観護措置の決定によって送致された少年を、最高8週間収容、少年が問題を起こすに至った原因や、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを、医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識や技術に基づいて、専門的な調査や診断を行う施設。
- 鑑別方法は、医学的な診断や性格検査等を行うと同時に、所内での様々な活動を細かく記録し、集められた各種の資料を総合して、最も有効・適切と考えられる保護・矯正・更生などの指針が決定される。
- 結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用される。

### (イ) 少年院

- 家庭裁判所から保護処分として送致された少年が収容され、少年個々の心身の発達状況、問題行動の要因、将来の生活設計等を総合的に検討し、少年が社会生活に順応するための矯正教育を受ける法務大臣管理の施設。

#### <少年院の種類>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初等少年院：心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者</li><li>・ 中等少年院：心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者</li><li>・ 特別少年院：心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者</li><li>・ 医療少年院：心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者</li></ul> <p>※ H19.6.1公布「少年法等の一部を改正する法律」により、14歳未満（おおむね12歳以上）の少年についても、少年院送致の保護処分が可能。</p> |
|---|

## オ 児童相談所

- 満18歳未満の児童（児童福祉法において「児童」は18歳未満）を対象に、児童の福祉に関する様々な問題について家庭・学校等からの相談に応じ、児童がもつ悩みや問題、児童の置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童・家庭に最も効果的な処遇を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された都道府県の行政機関。
- 必要に応じて、児童を一時保護し、行動観察や生活指導等を行ったり、児童養護施設・児童自立支援施設等に入所または里親等に委託したりして、安定した生活の確保を図る。

岩国児童相談所	岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南児童相談所	周南市、下松市、光市、
中央児童相談所※	山口市、防府市、美祢市
宇部児童相談所	宇部市、山陽小野田市
下関児童相談所	下関市
萩児童相談所	萩市、長門市、阿武町

※ 県内で「一時保護所」を併設しているのは、中央児童相談所だけである。

## カ 児童福祉施設

すべての児童が、心身ともに健やかに成長することを目的とする施設であり、健全な遊びを通して児童の情操を育む施設や、家庭的に恵まれない児童や精神・身体等に障害のある児童を通園又は入所させて、適切な保護指導を行う施設である。

### (ア) 乳児院

1歳未満の、保護者がいない、又は保護者のもとで養育できない乳児を入所させて、養育する施設である。

下 関 市	なかべ学院乳児部
-------	----------

### (イ) 児童養護施設

1歳以上18歳未満の、保護者がいない、又は保護者のもとで養育できない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、自立を支援する施設である。

周 防 大 島 町	あけぼの寮
周 南 市	共楽養育園
山 口 市	山口育児院、吉敷愛児園、清光園
防 府 市	防府海北園
山陽小野田市	小野田陽光園
下 関 市	下関大平学園、なかべ学院養護部
長 門 市	俵山湯の家

### (ウ) 児童自立支援施設

- 以前は「教護院」と呼ばれていたが、児童福祉法改正（平成10年4月1日）により名称が変更となった。
- 入所の対象児童は、①不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、②家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童であり、保護者のもとからの通所も認められている。
- 設置の目的は、種々の原因で社会に対して適応が困難な状況にある児童に対し、生活指導・学習指導及び職業指導を一体的に行い、児童の自立を支援することであり、小舎制を原則とし、職員が起居を共にしながら、自由で開放的な雰囲気の中で自立を支援している。

#### 山口県立育成学校

※ 施設内に入所児童の年齢に応じて、山口市立大内中学校氷上分校、同大内小学校氷上分教室を開設。育成学校入所と同時に、児童生徒に係る学籍は大内中学校・大内小学校に移り、転校（転入）することになる。

### (エ) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、又は保護者のもとから通わせて、情緒障害を治すことを目的とする施設である。

山 口 市	山口県みほり学園
-------	----------

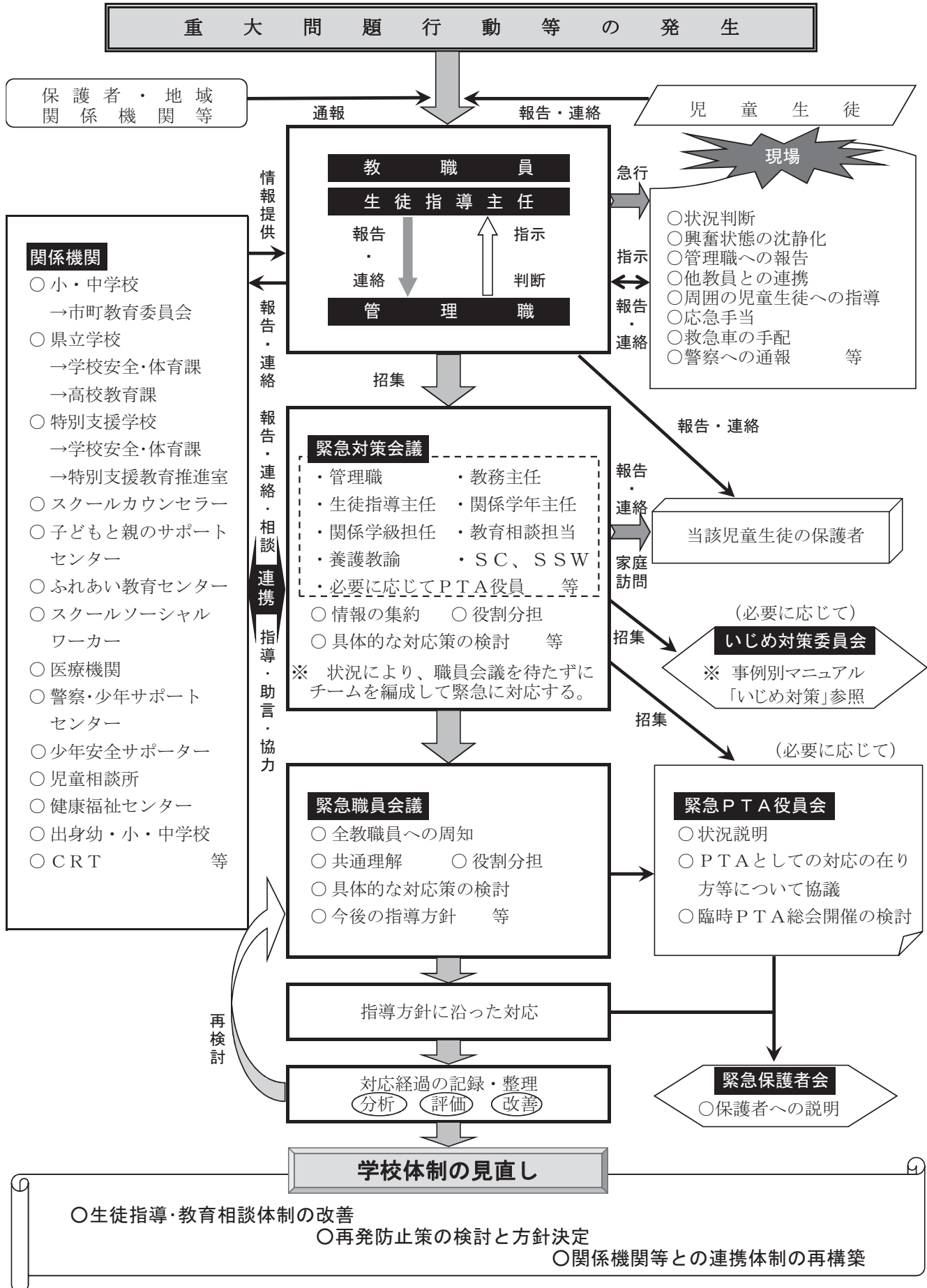
## キ 山口県クライシス・レスポンス・チーム（山口県CRT）について

CRTとは、一個人や一家族の危機ではなく、小・中・高等学校といったコミュニティの「こころの危機」に即応する専門家チームである。

山口県で最初にスタートし、山口県CRTの活動実績を受け、現在、長崎、静岡、和歌山、大分、石川県で活動を開始しており、全国へ拡大しつつある。

活動内容	<p>県内の小・中・高等学校で災害・事件・事故が発生し、多くの子どもたちが被害にあったり、被害を目撃したりした場合に、その心的被害の広がり食い止め、学校というコミュニティが機能不全に陥ることを防止するため、三日間限定、24時間態勢で支援に当たる。一言で言うと「二次被害の拡大防止とこころの応急処置」である。</p> <p>具体的には、教職員をしっかりとサポートし、被害を受けた子どもの重症度を評価し、どのようなケアをするかのプランづくりを行うと同時に、教職員への助言や心理的サポートを行う。また、保護者への説明会を開いた場合やマスコミに対して専門家としてコメントしたり、説明資料づくりを援助したりする。</p>
メンバー	<p>精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等で構成されている。</p> <p>CRTに登録されている山口県精神保健福祉センター職員は、業務として活動に加わる。</p>
出動要件	<p>死亡、重傷を負う事故、レイプ、誘拐などを体験・目撃又は直面し、強い恐怖感や無力感又は戦慄を感じた場合を「外傷性ストレス」と呼ぶが、多くの子どもたちがこれに曝されたことがCRT派遣の要件である。</p> <p>いじめ・暴力・自殺未遂・自傷行為等は対象外である。</p>
URL	<p><a href="http://www.h7.dion.ne.jp/~kawanom2/crt/">http://www.h7.dion.ne.jp/~kawanom2/crt/</a></p>

### 3 問題行動等発生時の対応・連携図



### 管理職への連絡

- ◆ 報告の優先順位
  - ① 何があったのか (What)
  - ② 誰が関係しているのか (Who)
  - ③ いつ発生したのか (When)
  - ④ どこで発生したのか (Where)
  - ⑤ なぜ起こったのか (Why)
  - ⑥ 現在どのような状況なのか (How)

「巧遅よりも拙速」

メモを添えて

### 管理職(不在時は生徒指導主任)の判断

- ◆ 現場に派遣する教職員の選定(複数での対応)
- ◆ 養護教諭派遣の必要性(けが等の有無や程度に応じて判断)
- ◆ 緊急対策会議開催の必要性
- ◆ 連絡を受けた時点で関係機関等への緊急連絡の必要性
  - ・ 重大なけが等、生命に関わる危険性がある場合
  - ・ 事態の沈静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合
  - ・ 人的支援が必要とする場合、警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合

119番

警察

教育委員会

### 教職員の急行と対応

<緊急時は、生徒指導主任を中心に教職員が各自で判断する。>

- ◆ 状況判断—報告—連絡…他教員との連携(養護教諭も含む)・管理職への報告、関係機関への連絡の必要性等
- ◆ 児童生徒の興奮状態の沈静化、周囲の児童生徒への指導…別室で待機、現場から遠ざける等
- ◆ けが等の応急手当、破損物の撤去等による安全確保
- ◆ 救急車の手配や医療機関への連絡

119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用

「発信地表示システム」により、通報位置が特定できる。携帯電話は場所の特定に、誤差が生じたり、時間を要することがある。

- ◆ 警察への通報

緊急の場合は、110番通報が基本

管内の警察署へ通報する場合は、110番ではなく、083-・・・-0110で連絡する。(実際に対応する署と直接やりとりができる。)

### 緊急対策会議の開催

- ◆ 情報の集約・管理  
(状況の把握と整理、時系列での詳細かつ正確な記録、情報管理の徹底)
- ◆ 具体的な対応策・方針等の検討  
(児童生徒への具体的な指導内容、保護者への協力依頼の内容等)
- ◆ 役割分担の決定  
(病院派遣、警察対応、情報収集、報道、保護者対応等の窓口の一本化)

### 指導方針に沿った対応(留意点)

- ◆ 「規律の維持」と「心のケア」の二つの側面から、対応を総合的に検討する。
- ◆ 必要に応じて、教育委員会に助言を求める。
- ◆ 医療機関・児童相談所・警察等、関係機関との緊密な連携を図りながら対応する。
- ◆ 個人情報の保護に留意する。
  - ・ プライバシーを侵害することのないよう十分配慮すること。
  - ・ 公表することにより被害が拡大することのないよう十分配慮すること(二次被害の防止)。
  - ・ 児童生徒に関することについては、保護者の了承を得た上で公表すること。





# 事例別マニュアル



# □ 重大事案発生時の基本的な対応

## ＜重大少年事件、児童生徒の死亡等＞

### 対応のポイント

- ① 起きたことで非難されるよりも、対応の在り方が問題視される傾向が強い。
- ② 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 躊躇なく教育委員会、関係機関へ支援を求める
- ④ 児童生徒・保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 全国CRT提供の「学校危機対応教職員ハンドブック」を活用する。

### 初 期 対 応

#### ① 管理職への速報及び情報管理

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
- 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）。
- 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。

#### ② 状況把握

- 校長の確認
  - ・出張等の場合は、現場に直行しながら教頭等と連絡を取り合い、詳細を確認する。
- 現場の保存
  - ・警察による現場検証のため、片付け・清掃などはしない。
  - ・状況によっては、現場を隠したり、立て札で近づかないようにしたりするなど配慮する。

#### ③ 管理職または管理職の指示を受けた教職員による連絡・指示

- 負傷者等への対応及び119番通報
  - ・携帯電話からの通報は、他地域の消防にかかることがあるため、必ず現場の市町名を最初に言う。他地域の消防にかかった場合、転送されるため、電話を切らないようにする。
  - ・現場では、できる限りの応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AED使用等）を施す。
  - ・救急車には、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添い、管理職へ状況を報告する。
  - ・誰がどこの病院へ搬送されたかを記録し、一覧表を作る。
- 110番通報
- 全教職員への連絡・指示
  - ・児童生徒の生命の安全を守ることを最優先に行動する。
- 児童生徒への連絡・指示及び児童生徒の確認
  - ・担任・授業担当者・全校放送等により集合（避難）場所を連絡する。
  - ・集合後、児童生徒の確認は、名票等を用い確実にチェックする。
- 教育委員会へ速報・支援要請、事案に応じてCRTの派遣を要請（この項末を参照）
- 該当児童生徒の保護者への連絡
  - ・事実を正確に伝えるとともに、搬送病院名等の情報を連絡する。
- PTA会長、同窓会長、地域の関係者等への連絡

#### 危機に当たった際の校長の行動・姿勢

- 陣 頭 指 揮：強力なリーダーシップを発揮し、陣頭に立って指示を出す。
- 決 断 力：「不決断」は「誤判断」よりも悪いことがある。
- 大胆にして細心：解決への積極的な行動とともに、緻密な思慮が必要である。
- 泰 然 自 若：緊急事態にあっても、顔を上げ、落ち着いて自然な動作で行動することが、教職員・児童生徒に安心感を与える。

#### ④ 具体的な対応

- 対策本部（校長室）の設置及び緊急対策会議
  - ・全校集会・緊急保護者会開催、休校措置・学校再開時期の決定等について検討する。
- 緊急職員会議の開催
  - ・状況の共通理解を図る。
  - ・具体的な対応策の共通理解と役割分担の確認等を行う。
  - ・学校外との対応の窓口を一本化し、教職員が、自己の判断で学校外へ情報を伝えないことを確認・徹底する。
- 児童生徒への説明・指導
  - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
  - ・憶測やうわさ・デマが広がり、二次被害が生じる可能性があるため、早急を実施する。
  - ・座った状態で、事実を正確に、短時間（20分以内）で、年齢に応じた言い方で伝える。
  - ・学級単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に打合せを行う。
  - ・必要に応じて（夏季の場合熱中症防止、極度の緊張や恐怖等の混乱状態の鎮静化など）、ペットボトル飲料等飲み物の準備について考慮する。
  - ・必要に応じて、各家庭への連絡、迎え依頼等の配慮をした上で、下校措置をとる。

#### 留意事項

##### <全校集会を実施する場合>

- ・緊急時の校長のメッセージは重要である。簡単な事実説明とともに学校の取組姿勢をしっかりと示すことが、児童生徒の安心感につながる。どんな言葉を使ったかではなく、どんな気持ちで語ったかが重要である。悲しみや苦しみ、辛さは表に出した方がよい。
- ・児童生徒の出席は強制しない。出席したくない（できない）児童生徒を把握するとともに、待機場所（保健室等）を設け、教職員が必ず付き添う。甘い食べ物・飲み物等の用意も考慮する。

##### <校内放送で実施する場合>

- ・学級ごとの実施であり、しかも校長のメッセージを直接伝える方法として、校内放送の利用がある。黙祷があれば、それも含めて5分以内の短時間で実施する。
- ・校長が話している最中、各担任は、児童生徒の様子をよく観察し、状況を確認する。
- ・事前指導：校長から大切な話があることを伝え、緊張しないで落ち着いて聞くように伝える。
- ・事後指導：校長の話が終わった時、気分の悪くなった児童生徒が出た場合、養護教諭と連携する。学年に応じた補足説明をする場合は事前に協議しておく。

##### <学級ごとに実施する場合>

- ・教職員は、「辛い」「悲しい」など自分の感情を率直に表現し、児童生徒にも自分の感情を表現してもよいことを伝える。感情の表出を許すことによって、児童生徒はより早く正常な状態に戻れるようになる。
- ※ 発生初期には、説明等を全校などの大きな集団で実施すると、様々な反応やパニックが発生し、收拾がつかなくなる可能性がある。このため、学級単位等の小さな集団で実施することが望ましい（年齢差が大きい小学校では、特に留意が必要）。

#### □ 保護者への連絡・説明

- ・全保護者へ、その日のうち（できれば報道発表前）に連絡する。
- ・保護者向け文書を作成する（事案の概要、児童生徒の様子、学校の思い、家庭での留意事項、緊急保護者会の案内、相談窓口等）。
- ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
- ・保護者用パンフレット「こころだってケガをすることがあるんだよ」を配付する。  
【「重大事案－5」参照】
- ・学校全体・当該学年・当該学級・当該部活動等、対象を決定し緊急保護者会を開催する。  
【「緊急保護者会」参照】

<「急を要する場合の電話による保護者会開催案内」例>

「突然、連絡させていただきまして申し訳ございません。実は、本校生徒に関わることで、保護者の皆様に御連絡しなければならなかったことができました。急な話で申し訳ございませんが、本日、午後〇時から、本校体育館で、緊急保護者会を開催しますので、可能な限り御出席いただきますようお願いいたします。なお、運動場を駐車場として準備しております。」

□ 電話・来校者への対応【「保護者対応」参照】

- ・応答文案を作成する。
- ・対応窓口を一本化する。
- ・詳細に記録する（日時、場所、名前、学校との関係、内容等）。

□ クレーム電話等への対応

- ・事案によっては、クレーム等の電話がある。対応窓口で電話をつないで、最初に相手の氏名を確認する。匿名の場合でも真摯な態度で傾聴し、公表できる事実を冷静にきちんと伝える。

□ 報道機関への対応【「報道対応」参照】

□ 周囲の学校との連携

- ・周囲の学校の児童生徒、保護者の間に憶測やうわさ、デマ等が広がらないように、校長は、周囲の学校の校長に正確な情報を提供し、協力を要請する。

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### ⑤ 心のケア

□ スクールカウンセラー等派遣要請（「学校メンタルサポート事業」を活用）

- ・カウンセリング・家庭訪問・電話相談等を通じて、児童生徒・保護者・教職員の心のケアに努め、二次被害を防止する。

□ 心のケアに係る説明の実施（緊急保護者会開催時、教職員向け等）

□ 心のケアに係る資料作成・配付（児童生徒向け、保護者向け、教職員向け等）

#### 留意事項

- ・子どもたちが、大きな事件の中でも平然としていること自体、すでに無理をしていることになる。「そっとしておこう。」とすることはよいが、言いたい子どもに対して言わないようにという指導は、言いたいことを言えなくする可能性がある。溜め込むと屈折するので、吐き出させる必要もある。
- ・学級で話をするときには、辛い思いをしている人がいるので、その人の思いに合わせることを原則であることを伝える。
- ・気持ちや体に変化の出てきた子どもに対しては、そのことは当然であり、自分で抱え込まずに、相談することが大切であることを伝える。
- ・教職員自身の思いを子どもたちに対して出して構わない。教職員も辛く、悩んでいることを率直に伝えることが、子どもの安心感につながり、教職員と子どもの距離感が縮まることもある。

## ⑥ 死への対応

- 学級等における説明・話し合いに際しての留意事項
  - ・静かに、そして率直な態度で、児童生徒と死の意味や影響について話し合う。その際、気分が悪くなったら遠慮無く申し出ることを伝えておく。
  - ・様々な感情表出を促す。
  - ・不必要なことを詳細にわたって話すことはしないが、質問には真摯に答えるよう努める。
  - ・死者の残した品や思い出について話し合うことも大切である。
  - ・宗教的な言葉は避けるようにする。一方、児童生徒個人の様々な信仰等を認めることも大切である。
- 保護者宛通信文の配付
  - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
  - ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さを記載する。
  - ・援助機関や相談電話のリストを掲載する。
  - ・カウンセリングの有効性を説明する。
- 葬儀への参加
  - ・参加の連絡範囲・規模等について、当該児童生徒の保護者の希望や了解を事前にとる。
  - ・葬儀への出欠席の選択は、あくまでも児童生徒自身が決める。
  - ・参加する児童生徒には、葬儀のエチケット等を事前に指導する。
- その他
  - ・遺族の思いに十分配慮し、「不幸中の幸い」「幸いにも」等の言葉は絶対に使わない。

### 自殺への対応

- ・自殺現場の様子や自殺の手段等についての詳細は、絶対に話さない。
- ・死を美化しない。心情に共感すると誘発を招くことがある。
- ・配慮を要する児童生徒に十分注意を払い、後追い自殺やその他の二次被害を防ぐ。

## ⑦ その他

- 臨時休校後の学校再開
  - ・安心・安全な登下校について、十分配慮する。
  - ・教職員が校門等で迎える。
  - ・事案発生場所の整備、代替教室の決定等、平常授業再開に向けた環境整備を行う。
- 当該保護者（遺族）への対応
  - ・誠意ある継続的な対応・支援を行う（家庭訪問、援助機関の紹介、法要への出席等）。

## 山口県CRTの派遣について

- 派遣目的：特定個人・家庭の被害ではなく、衝撃がクラスや学校全体に波及し、児童・生徒の多くにトラウマ（心的外傷）を生じかねないような事故・事件等が発生した場合に学校に駆けつける「こころのレスキュー隊」。
- 派遣対象の事案：type I 学校危機で、原則として衝撃度Ⅲ弱以上（下表参照）の事案  
（教職員の不祥事や数日経ってからの依頼などは対象外）
- 対象校：県内公立・国立・私立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校
- 派遣依頼先：CRT情報センター **0835-26-1152**（防府：海北園内）（不酬：0835-22-2044）  
公立学校の場合は、教育委員会を通じて派遣を依頼する。

◆表 type I 学校危機の衝撃度

事件規模	衝撃度	事 案 例	◎学校管理下	○学校管理外
大 規 模	VI	◎北オセアチア共和国学校テロ		
	V	◎大阪池田小事件		
中 規 模	IV	◎佐世保市の小6殺害事件	◎高校爆発物事件、数十人救急搬送	
	III強	◎校内で子どもが自殺。遭遇数人以上	◎校内プールで水死。遭遇多数	
	III弱	◎通学中子どもが交通事故死、遭遇数人		○親子心中事件
小 規 模	II	○自宅で子どもが自殺		○数人の子どもが水遊び中に1人水死
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で子どもが死亡		

※「遭遇」は子どもが事件そのものや遺体、鮮血などを間近に見たり、実際に対応したり、あやうく難を逃れた場合を言う。遠くからの目撃ではない。

山口県CRTWebページから <http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/guidebook/CRTaken.pdf>



## 自己責任と少年法の改正のポイント

平成13年4月1日から改正少年法が施行された。特に、重要な改正点の一つとして、それまでは刑事処分が科せられるのは16歳以上の少年に限られていたものが、14歳以上16歳未満の少年も対象とされるようになったという点である。また、16歳以上の少年が、殺人・傷害致死・強盗致死等の故意の犯罪により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官に送致（逆送）されることが原則とされた。

こうした法改正を受けて、子どもたちの健全な成長を図るための児童生徒や保護者等への主な指導助言としては、次のような事項が挙げられる。

### ■ 年齢区分の見直し

刑事処分の対象年齢の下限が14歳まで引き下げられ、少年の社会生活における責任の自覚が一層求められる。

### ■ 凶悪重大犯罪を犯した少年（16歳以上）に対する処分の見直し

故意に人を死亡させる行為は、反社会性・反倫理性の高い、重大な罪を犯したものとして、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示。

### ■ 家庭裁判所等の保護者への適切な措置の明文化

少年の再非行防止の観点から、家庭裁判所が保護者に対して訓戒・指導その他適切な措置をとることができることを明文で規定。

我が国の法律では、現在、刑事責任年齢を満14歳以上と定めている。しかし、これは刑法上の罪であるので、それ以下の年齢でも民事上の責任能力が認められることもある（民法712条）し、また、保護者には保護者本人の不法行為責任や、監督責任（民法714条）が認められることもある。

また、道徳的な自立や責任は、小学校でも求められるものであり、自制・自立、義務や責任といった基本的な態度や能力は、義務教育段階から、その発達段階に応じてしっかりと学んでいくことが大切である。

<国立教育政策研究所生徒指導研究センター

「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～」2006年>



## 重大な少年事件の前兆行動等

以下の前兆行動が見られるからといって、少年事件を起こすとは限らず、偏見や誤解が生じないように十分配慮する必要がある。ただ、以下の行動が見られる時には、教職員をはじめとした周囲の大人たちは、特に子どもを注意深く見守る必要がある。

- ア 犯行類似行動（暴行や脅迫等から重大犯罪にエスカレートする）
- イ 犯行準備行動（犯行実験、犯行計画メモ又は犯行予告文）
- ウ 友人やインターネットでの犯行のほめかし
- エ 周囲から見て常軌を逸している特異・不審な行動
- オ 周囲への相談や日記での悩みの表現
- カ 凶器の収集・携帯・使用
- キ 動物虐待
- ク リストカット等の自傷行為
- ケ 暴力的なゲームやビデオ又は本・雑誌等へののめり込み

<文部科学省・警察庁

「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

## 危機時のストレス反応

生死に関わるような深刻な危機ほど、被害者の心に大きな傷を残す可能性が高い。危機への対応を万全に行えば、その傷は最小限に食い止められ、被害者は癒される。しかし、心のケアが十分になされずに放置されると、トラウマ（心の傷）が生じ、心理的障害を引き起こす危険性が高い。PTSD（心的外傷後ストレス障害）がそれである。

- ① 睡眠障害  
過覚醒、夜が怖い、暗闇が怖い、一人で寝られない、悪夢、夜驚<sup>やきよう</sup>等
- ② 食欲障害  
食欲不振、過食、嘔吐<sup>おうと</sup>等
- ③ 退行的行動  
幼稚化、甘え、指しゃぶり、身体接触、夜尿、短気、反抗、暴力等
- ④ 心身症  
頭痛、発疹、腸障害、便秘、喘息<sup>ぜんそく</sup>、無月経・月経困難、心気症等
- ⑤ 学校への不適応症状  
不登校、無関心、無気力、集中力の欠如、仲間からの引きこもり、日課を課すことの困難、学習拒否、暴力等

＜上地安昭 「教師のための学校危機対応実践マニュアル」2003年＞

## 心の傷を広げないために（二次被害の防止）

### 被害者が更に傷つく身近な人の言葉や態度

- 教職員の言葉  
「どうしてそこに行ったの。」（性犯罪被害にあった少女に）  
「泣かないで、頑張るのよ。」（親を亡くした子どもへ）  
「気にしすぎ。」「考えすぎ。」（いじめ被害を訴えた親へ）
- 家族の言葉  
「いじめなんか、あなたが弱いからでしょ。」（いじめ被害）
- 知人や友人の言葉  
「元氣そうでよかった。」（家族を殺害された人へ）  
「もっと頑張らないと。」「そんなに頑張らないで。」  
「早く忘れなさい。」  
「もっとひどい被害にあった人がいるんだから。」  
「御両親が一番辛いですね。」（亡くなった方の兄弟へ）  
「（亡くなった子の他に）兄弟がいてよかったね。」
- 周りの人の態度  
・哀れみの視線 ・いわれなき偏見 ・興味本位の話しかけ ・うわさを流す

＜大久保恵美子 「犯罪被害者支援の軌跡」2001年＞

# こころだってケガをすることがあるんだよ

(保護者のみなさまへ)

子どもが自分や他人の生命に関わるような衝撃的な出来事を体験したり、目撃した直後には、心と身体にいろいろな反応や症状が出る場合があります。これらは「衝撃的な出来事へのごく自然な反応や症状」であり、その多くは一時的なものです。しかし、その出来事が子どもにとってあまりにつらかったり、また、適切な対応を受けていない場合には、反応が長引いたり、症状をこじらせてしまう場合があります。

このリーフレットは、命に関わる衝撃的な出来事によって、子どもの心と身体にどのような変化が起こるのか、そして、親として基本的にどう接してあげるとよいのかなどを説明したものです

## こころとからだにおこること

### 小学校高学年用（4～6年生用）

#### 遊び・勉強

- 遊びや勉強、好きだったことに集中できない

#### 食べる・寝る

- 食欲がない
- なかなか眠れない

#### からだ

- 頭が痛い
- お腹が痛い
- 体がしんどい

#### ピリピリ

- 物音にビクつく
- イライラする
- すぐに腹を立てる

#### 赤ちゃん返り

- 一人でいるのをこわがる
- 幼い子のように甘える
- 一緒に寝たがる

#### ぼーっ

- ぼーっとしている
- 話をしなくなる

#### 強がり

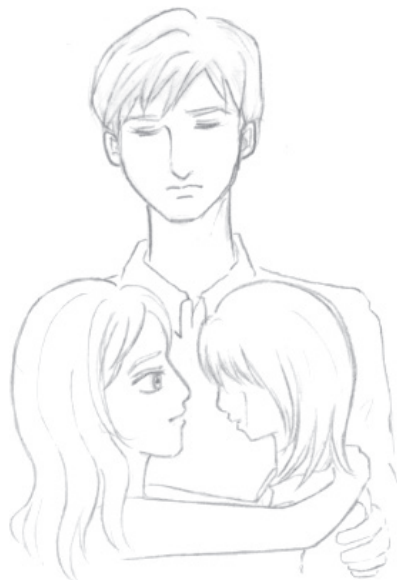
- まるで何もなかったかのように普段通りふるまう
- 急にはしゃぎだす

#### 悲しみと怒り

- 自分を責める
- 他人を責める

#### こわい・不安

- こわがりになる
- 寝ているときにうなされる
- こわい夢を見てとびおきる



※ これまで説明したことは、ほんの一部です。

心配なこと、困ったこと、分からないことがある時は、一人で悩まず、まず学校に相談してください。



## まずは、周囲の大人が落ち着いていること

まわりの大人が落ち着いて子どもに接してあげると、子どもも落ち着きを取り戻してきます。しかし、大人が自分の気持ちを押しつけていると、子どもはそれを真似してしまい、自分のつらい気持ちを表さなくなります。親も、「私は、今こんなふうに感じているよ」と、子どもにわかる言葉で説明して、いろんなことを感じて良いのだと教えてあげてください。

また、子どもから衝撃的な話を聞くと、親のほうに耐えられなくなることもあります。そのような場合は、親自身が誰か身近な人に話を聞いてもらうことも必要です。それでもつらい時には専門職に助けを求めましょう。

### 話す？ 話さない？ 子どもが話そうとしている時は、しっかり聴いてあげましょう

子どもは何度も同じ話を繰り返すかもしれませんが、話すことで頭の中が整理されるので、その度に聴いてあげてください。もちろん話したがるらない子どももいますから、その時には無理に聞き出そうとせず、「話したくなったらいつでも聞くからね」と伝えてあげてください。

### 正確な情報 情報は正確に伝え、うわさはやめましょう

事実を子どもにどう伝えるべきかは悩むところです。きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって子どもを不安にさせてしまいます。悩むときは、学校からの「お知らせ」も参考にしてください。

### からだの手当 体の症状を訴えている時は、体への手当をしてあげましょう

体の症状の治療のために病院に連れて行くことが大切です。苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を子どもに与えます。

### ひとりぼっちにしない そばにいてあげましょう

小さい子のように甘えて一人になりたがらないときは、つきはなさないで、できるだけそばにいてあげてください。甘えることで心がいやされるので、そうしているうちに、たいていは徐々に落ち着いてきます。しばらくは、幼い子のつもりで接してみてください。

### 子どもをしからない 強がっていても不安でいっぱいです

まるで何事もなかったかのように普通にふるまったり、逆にはしゃぐのを見て、驚かされることがあります。これは、悲しみやショックを子どもの小さな心で受け止めることができずに、それを打ち消そうと必死で抵抗していることの表れです。本当は不安でいっぱいなのです。「悲しいね」などと気持ちを代弁してあげてください。いい言葉が見つからないときは、手を握ったり、背中をさすったりするなど、やさしく接してあげましょう。

### ふだんの生活 日常生活を保つことも大切です

予期せぬ出来事を体験すると、目に映る世界がそれまでとは違って見えてきます。だから、学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活を送れるようにしてあげてください。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることを続けてください。これは悲しみやショックを無視するということではありません。悲しみを中心にしながらも、日常生活を保つことで回復していく力を低下させないためです。もちろんあまりにショックが強くて日常生活を保つことができないこともありますので、その場合には専門職(カウンセラーや医療機関)に相談してください。こころの専門職による資料です。

<全国CRT標準化委員会 2011年>

(URL:<http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/free/free.html>)

※ 他に、「小学校低学年1～3年の保護者向け」「中学生・高校生の保護者向け」あり

# □ 生徒間暴力・対人暴力

## 対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応し、負傷者の救助を第一に、教職員の安全にも十分留意する。
- ② 興奮状態にある児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。  
【傷害（刑法第204条）、暴行（刑法第208条）など】
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する。【「学校から警察への連絡ガイドライン」参照】
- ⑦ いじめの可能性を考慮し、学校いじめ対策委員会の開催を検討する。

## 初 期 対 応

### ① 初 動 対 応

#### 暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
  - ・周りの児童生徒を遠ざける。グループ同士なら分ける。
  - ・手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい。」等の単純で明確な指示を繰り返す。
  - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
  - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる。

#### 負傷者への対応

- 負傷者の確認・救助・安全確保を第一に行う。
- 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確認する（判断は慎重に）。
  - 重度**・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
  - ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
  - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
  - 中度**・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
  - ・付き添う教職員は、管理職へ状況を報告する。
  - 軽度**・養護教諭等が処置し、経過を観察する。

同時進行

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭）。
- 被害・加害児童生徒の保護者への緊急連絡
  - ・病院に搬送された場合は、事件の概要及び病院名等を正確に伝える。
- 警察への通報
  - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 関係学校への連絡
  - ・関係者に他校の児童生徒がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。

## ② 事実確認

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

### 聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

### 被害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
  - ・教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
  - ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

### 加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
  - ・「暴力は絶対に許されない行為である。」（社会で許されない行為は、学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
  - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
  - ・発言中は、加害児童生徒の思いも傾聴する。
  - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

### 周囲の児童生徒・関係者等から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う。
  - ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。

## ③ 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 被害児童生徒・保護者への対応・支援
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・高懲戒処分等の原案作成
- 小中出席停止の検討

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・高懲戒処分等の決定
- 小中出席停止の検討
- いじめ対策委員会開催の検討

## 初期・中期対応

## ④ 児童生徒・保護者への対応

### 被害児童生徒への対応

- 病院等への見舞い
  - ・校長がいち早く出向く。
  - ・入院の場合、できるだけ毎日見舞う。（児童生徒・保護者の意向や精神的負担等を考慮する。）
- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・教職員が支えることを約束し、人間関係の回復に努めるよう促す。
  - ・仕返しも暴力行為であることを伝え、絶対にしないように伝える。
  - ・暴力を誘発するような行為を被害者側も認めた場合には、その問題点についても話し合い、気付かせる。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

### 被害児童生徒の保護者への対応

- 電話による概要説明
  - ・児童生徒が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
  - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
  - ・担任と管理職等複数で実施する。
  - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
  - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
  - ・加害児童生徒に対する学校の指導方針、全校児童生徒への指導内容等を説明する。
  - ・警察署への「被害届」の提出等について話し合う（要「診断書」）。

連携した対応・支援

### 加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、養育や加害児童生徒への非難は避ける。
  - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする。）
  - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

## ⑤ その他

- 全体指導
  - ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
  - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
  - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。
  - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと謝罪の意を伝える。
- 関係機関等への連携・支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・家庭など児童生徒の置かれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
  - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→P T A、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
  - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
  - ・小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

### 未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
  - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんする。」等
  - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
  - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
  - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
  - ・ 毅然とした粘り強い指導
  - 〔問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
  - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・ A F P Y などの人間関係づくりのプログラムの活用
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者、P T A との連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化

### 関係機関との連携

- 児童生徒の動向の把握
  - ・ 児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
  - ・ 近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
  - ・ 管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、J R 等の交通機関、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
  - ・ 訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

### 「告発義務」について

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うもので、文書でも口頭でも行うことができます。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破損、悪質なじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。

他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

＜文部科学省 「生徒指導提要」2010年＞

# □ 対教師暴力

## 対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応し、対応教職員の安全にも十分留意する。
- ② 興奮状態にある加害児童生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。  
【傷害（刑法第204条）、暴力（刑法第208条）など】
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑥ 学校と警察との連携を強化する。【「学校から警察への連絡ガイドライン」参照】

## 初 期 対 応

### ① 初 動 対 応

#### 暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
  - ・ 周りの児童生徒を遠ざける。グループなら分ける。
  - ・ 手が届かない距離を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
  - ・ 必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
  - ・ 現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる。

同時進行

#### 負傷への対応

- 教職員の救助・安全確保を第一に行う。
- 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）。
  - 重度**・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
  - ・ 救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
  - ・ 付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
  - 中度**・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
  - ・ 付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
  - 軽度**・養護教諭等が処置し、経過を観察する。
- 「診断書」をとる。
- ・ 警察署への「被害届」提出の際に必要な

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。
- 警察への通報
  - ・ 学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- 教育委員会への速報・相談【「資料6」参照】
  - ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
  - ・ 警察への通報についての相談や、通報により保護者との軋轢が予想される場合等、教委と十分に連携して対応する。
- 加害児童生徒の保護者への緊急連絡

## ② 事実確認

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

### 聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童生徒、背後関係等

### 被害教職員から聴取

- 管理職が行う。
  - ・加害児童生徒に対する日頃の指導状況等について聞き取る。
  - ・警察署への「被害届」の提出について判断する。

### 加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担する）が、別室で行う。
  - ・「暴力は絶対許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
  - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
  - ・発言中は、加害児童生徒の思い（当該教職員との人間関係等）を傾聴する。
  - ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

### 周囲の生徒・関係者等から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
  - ・周囲で見ていたすべての児童生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。
  - ・現場にいた教職員からも聴取する。

## ③ 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 被害教職員への対応・支援
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成
- **小中**出席停止の検討

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定
- **小中**出席停止の検討

初 期 ・ 中 期 対 応

## ④ 児童生徒・保護者への対応

### 加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、

連携した対応・支援

### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。  
（できれば、被害教職員も同行する。）
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・暴力行為には毅然とした姿勢を示すが、これまでの指導や接し方等に原因や動機が認められる場合は、公平に接する。

振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。

- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害教職員に対して真に謝罪の気持ちをもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

- ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
- ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

## ⑤ その他

- 全体指導
  - ・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
  - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
  - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
  - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと謝罪の意を伝える。
- 関係機関等への連携・支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
  - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→P T A、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
  - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
  - ・小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化と周知徹底
    - 「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 「学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
    - 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
  - ・毅然とした粘り強い指導
    - 問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
    - 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための校内研修・事例検討会の実施
  - ・学校危機対応演習資料（URL：<http://shien.ysn21.jp/contents/teacher/anzen/20120214001.html>）
- 保護者、P T Aとの連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化



## 規範意識の醸成に関する生徒指導体制

規範意識の醸成や校内規律に関する指導は、学級担任・ホームルーム担任だけでなく、全教職員の共通理解・共通行動に基づく協力体制を整えるとともに、外部の専門機関と連携した生徒指導体制の確立が求められています。

社会変化が著しい現代、家庭や地域社会においても「価値観の多様化」が進行しています。学校において生徒指導の運営方針を考えるに当たっては、これらの社会の動向に目を向け、一般社会と乖離しないような校内規律とすることが重要です。そして、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての生徒指導の方針や姿勢を外部に積極的に発信することが必要です。また、すべての問題を学校内だけで解決しようとはせずに家庭や地域社会に対して、児童生徒の健全育成についての働きかけをすることが求められています。

生徒指導の運営方針などを外部に積極的に発信していくためには、各学校の教育理念に基づいた教職員間の合意形成と指導の一貫性が必要です。具体的には、各学校種における児童生徒の発達の段階と実態に即した指導基準を明確にし、児童生徒及び保護者などに、入学後の早い段階に生徒指導の指導基準や校則などの周知徹底を図ることが重要です。

<文部科学省 「生徒指導提要」2010年>

## 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ①

### **心のエネルギーの枯渇**

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされて学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい。」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい。」というメッセージである。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ。」「がまんしなさい。」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦いの心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

教員が「安心感を与える。」「楽しさや充実感を感じさせる。」「よく認め、ほめる。」ことを通して児童生徒のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

<文部科学省 「生徒指導提要」2010年>

## □ 器物損壊＜加害者が不明の場合＞

### 対応のポイント

- ① 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める。
- ② 管理職及び生徒指導主任は、直ちに現場を確認する。
- ③ 教育委員会へ速報するとともに、学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。
- ④ 学校生活に支障がある場合は、応急修理又は児童生徒が近づかないよう安全面の配慮をする。
- ⑤ 業者に依頼するなどして、できるだけ早く元の状態に戻す。

## 初 期 対 応

### ① 発見直後の対応

#### 損壊現場の確認・保存と記録

- 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める。
  - ・足跡・指紋・遺留品等を保存するとともに、立ち入らない、触れない、動かさない。
  - ・児童生徒の通学や授業等の支障となる場合や危険が予想される場合は、最小限の応急修理を施すか、あるいは、張り紙や立て札等で近づかないよう配慮する。
  - ・児童生徒を誹謗中傷する内容の落書き等は、絶対に児童生徒の目に触れないよう隠す。
  - ・池の鯉・ウサギ・鳥などを殺傷したりする行為も「器物損壊罪」となる。
- 発見時の状況や損壊の程度など、写真等も用いて記録に残す。
- 他の教職員の協力を得て、現場以外にも被害がないか確認する。

#### 連絡・通報等

- 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任への連絡
    - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
    - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）。
    - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
  - 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任による現場確認
  - 関係者による緊急対策会議の開催
    - ・情報を集約し、警察への通報を判断する。
    - ・全校児童生徒への対応の在り方について協議する。
- ▽
- 警察への通報
    - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携の下、所轄警察署に連絡し、「被害届」を提出する。※ 原則として、報道発表の対象となる。
  - 教育委員会への速報【「資料6」参照】
    - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
    - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
  - 業者への連絡
    - ・自動販売機等が壊された場合は、業者へ連絡する。

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員に対して事実を周知する。
- 児童生徒への伝え方・指導方法等について協議する。

## ② 警察による現場検証後の対応

### 全体指導

- 日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- 校内で器物損壊があったことについて、正確な情報提供に努める。
- 指導
  - ・「器物損壊は絶対に許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした態度を示す。
  - ・倫理観に基づいた行動の大切さを訴える指導を行う。
  - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。
- 調査
  - ・「犯人探し」が目的ではないが、関連の情報があれば、話しに来てほしいことを伝える。秘密は絶対に守ることを併せて伝える。

### 片付け・修理等

- 業者に依頼するなどして、一日も早く元の状態に戻す。
  - ・児童生徒を誹謗中傷する内容の落書きは、現場検証後直ちに消す。

### 損壊の程度が甚だしい場合

- 全保護者への周知
  - ・事実と問題点等について文書を配付する。
- （必要に応じて）緊急PTA役員会の開催

## 初 期 ・ 中 期 対 応

## ③ 加害児童生徒が申し出た場合の対応

### 加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
  - ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
  - ・自ら申し出たことを評価する。
  - ・動機、事件に至るまでの経過、関係者等を詳細に聞き取る。
  - ・「絶対許されない行為である。」（社会で許されないことは学校でも許されない。）という毅然とした姿勢を示す。
  - ・家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。
  - ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
  - ・発言中は、加害児童生徒の思いを傾聴する。
  - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。
  - ・「被害届」を出していれば、警察署と連携して対応する。

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 他の児童生徒への対応
- 指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

#### ④ 児童生徒・保護者への対応

##### 加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、真に謝罪の気持ちをもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

##### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、来校等）
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担
  - ・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
  - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
  - ・弁償責任についての理解を得る。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

#### ⑤ その他

- 関係機関等への連携・支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・家庭など、児童生徒のおかれている環境の改善や関係機関との連携を必要とする場合→スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
  - ・学校が落ち着かず、外部からの見守りを必要とする場合→PTA、コミュニティ・スクール、少年安全サポーター
- 教育委員会との連携
  - ・報道対応や心のケア等のための支援要請
  - ・**小中**「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 緊急保護者会の開催【「緊急保護者会」参照】
- 記者会見の実施等報道機関への対応【「報道対応」参照】
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

### 中 期 ・ 長 期 対 応

#### 未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
    - ・方針・基準の明確化と周知徹底
      - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんする。」等
    - ・学校全体での共通理解・共通実践
      - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
      - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
    - ・毅然とした粘り強い指導
      - 〔問題発生を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な教育相談の充実
      - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 警察と連携した非行防止教室等の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者、PTAとの連携強化
- コミュニティ・スクール、地域との連携強化

## 割れ窓理論

「割れ窓理論」は、軽微な犯罪も軽微な段階から徹底的に取り締まる事で凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる、とする環境犯罪学上の理論で、アメリカで考案された。

「割れ窓理論」は、治安が悪化するまでには、次のような経過をたどるとしている。

- ① 一見無害な秩序違反行為が野放しにされる（例：建物の1枚の窓ガラスを割られたまま放置しておく。）と、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない。」というサインとなる。それによって、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、重大な犯罪が起こりやすい環境を作り出す。すると、
- ② 軽犯罪が起きるようになる。そして、
- ③ 住民の「体感治安」が低下し、秩序維持に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。しまいには、
- ④ 凶悪犯罪等が多発するようになる。

<文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

## □ 学級崩壊＜周囲の教職員による支え＞

### 対応のポイント

- ① 情報収集に努め、できるだけ早期に学級や児童生徒の実態を把握する。
- ② 学級担任個人を非難するのではなく、学級崩壊を全校的な危機として捉え、組織的に支援する。
- ③ 教職員全体で、児童生徒の何気ない言動に注目し、褒めるなど、児童生徒が自信をもつような関わりを積み重ね、教職員と児童生徒の信頼関係の回復をめざす。
- ④ 学校をひらき、保護者や地域の協力を得るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家、関係機関との緊密な連携を図る。

### いわゆる「学級崩壊」（学級がうまく機能しない状況）とは

子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合

（「学級経営研究会」（文部省より研究委嘱）による：2000年3月）

### 観察のポイント

#### ＜第1段階＞

- 学級担任が話をしている時に私語が多くなる。
- 教室が汚れている（ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等）。

#### ＜第2段階＞

- 学級担任の注意に従わない、反抗するといった状態が継続している。
- 休み時間が終わっても教室に入らない児童生徒がいる。

#### ＜第3段階＞

- 授業中、頻繁に大声が聞こえたり、勝手に立ち歩いたりする様子が目立ち、授業が成り立たなくなっている。
- 学級担任が指導意欲を失い、教室に行くことが困難になる。

## 初 期 対 応

### ① 連絡及び状況等の把握

#### 管理職（校長・教頭）・学年主任等への相談

- 当該学級の状況について、知り得た情報を客観的かつ正確に伝え、相談する。

#### 状況等の把握

- 管理職・学年教職員等による学級の状況把握
  - ・どのような行動が問題になっているか。
  - ・そのような行動をとっている児童生徒は誰か、その中心は誰か。
  - ・中心となる児童生徒に同調しているのは誰か。
  - ・周囲の児童生徒の様子はどうか（学習機会は確保されているか）。
  - ・いつ、どんな時にそのような行動をとるか（他の教職員の授業でも同じか）。 等

#### 抱え込んでしまった学級担任への対応

- ・本人は、「自分のせいでこうなってしまった。」と自分を責めている場合が多いので、同学年の教職員等で、つらい思いを共感的に聴く。
- ・学校全体の問題であり、全教職員で組織的に対応することを伝える。
- ・実際に起こっている場面に応じた具体的な対応方法について助言する。
- ・必要に応じて、カウンセラー等専門家にも支援を求める。
- ・状況によっては、体調を理由に休みを取るなどの方法も考慮する。

□ 留意事項

- ・管理職は、「学級担任一人の責任ではない。」ことを全教職員に告げ、「学級担任を全教職員でバックアップしていく。」ことを確認する。
- ・授業中に大声を上げる等の行動については、その言動の背景にある情緒不安定をもたらす要因などについて、関係機関との連携のもと、早期の段階で確認するよう努める。

## ② 原因等の分析と対応策の検討

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 学級担任自らの反省や児童生徒の不满等を整理する。
  - ・今後の対応のためにも、学級担任が自己点検し、自らの実践を多面的に整理しながら振り返ることが必要である。
  - ・ただし、学級担任の責任追及の場とならないよう、十分配慮する。
- 今後の対応策の検討と役割分担を行う。
- 学校側だけでなく、児童生徒自身の問題や家庭の教育方針等も検討する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・少年安全サポーター等の専門家、教育委員会等にも出席を依頼する。

## 初 期 ・ 中 期 対 応

## ③ 具体的な対応

### 教職員間の連携による対応

- 当該学級の授業の工夫・改善
  - ・分かりやすい授業、達成感のある授業づくりに努める。
  - ・ティーム・ティーチング等、教頭や教務主任を含めた他の教職員と連携した指導を行う。
  - ・学年での合同授業や交換授業等を、可能な限り組み込む。
  - ・状況に応じて教科担任制を導入するなど、より多くの教職員が学級に関わるようにする。
- 当該学級の児童生徒(特に中心となっている児童生徒)への指導・支援
  - ・学級担任以外の複数の教職員(養護教諭・教育相談担当等)が、教育相談を通して不満や悩みを理解し、指導を行う。
- 留意事項
  - ・学級担任と児童生徒の好ましい人間関係づくりを支援する。
  - ・当面の目標だけでなく、長期的な見通しを立てながら、具体的な対応策を考える。
  - ・状況の見極めや実践の振り返りは、管理職が中心となって組織的に行う。
  - ・サポートする教職員の授業時数や時間割等について、過度の負担とならないよう十分配慮する。

### 学級担任自身の対応

- 学級担任と児童生徒との話し合い
  - ・問題点の確認、改善の方針、教職員を含めた学級内の約束事の確認等を行う。
  - ・話し合いの場に、学年主任等が立ち会う。

### 保護者・PTAとの連携

- 臨時の授業参観・学級懇談会を開催し、現状説明、問題点の確認、具体的な対応策の提示、保護者への協力依頼等を行う。
- 定期的な授業参観を実施し、学校側の対応と児童生徒の変容を確認してもらう。

↓  
保護者の不安の除去及び学校の教育効果の一層の向上が期待できる。

- 留意事項
  - ・関係児童生徒の保護者と事前に協議し、関係児童生徒のプライバシー保護について十分配慮する。

### 未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化と周知徹底
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
    - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進きぜん
  - ・毅然とした粘り強い指導
    - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
    - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・A F P Yなどの人間関係づくりのプログラムの活用
- 指導力向上のための校内研修・事例検討会の実施【「対教師暴力-3」参照】
  - ・県教委作成「学校危機対応演習資料」や事例等を活用した教職員研修の実施
- 学校環境の整備
  - ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどは学級崩壊の前兆→見付け次第復元

### 学級経営の工夫・改善

- 信頼関係の回復
  - ・児童生徒一人ひとりのよさや努力点等を見取り、褒め、学級活動に生かすなど、児童生徒が自信をもてる対応を積み重ねる。
  - ・児童生徒観の見直しや短所を長所に捉える（例：頑固→意志が強い）ような実践を工夫するとともに、実践内容を全教職員が共通理解できる場や時間を常時設定する。

#### 学級集団の把握とは

- ・児童生徒一人ひとりの個性や特性の理解
- ・児童生徒が学級の中でどのような役割や立場にあるかなど、学級集団との関係の理解
- ・担任の実践を見学児童生徒がどのように受け止めているのかの理解

- 学習指導法の工夫・改善
  - ・問題解決的な学習や体験的な学習等を積極的に取り入れ、学習意欲の向上を図る。
  - ・小集団活動による児童生徒同士の人間関係の安定化を図る。
  - ・感受性や活動意欲を高めるため、教室環境を改善する。
- 道徳・特別活動の重視
  - ・周囲との協調性を高めるための活動を実践する。
  - ・自主的な活動の推進と学級全体の連帯感を高めるような活動を充実する。
- 「学級崩壊」を経験した一般児童生徒の心のケア

### PTAとの連携

- PTA主催による学級づくり研修会等の開催
  - ・学級崩壊を保護者と協力関係を進めるよい機会であると捉え、改善後も連携を継続する。

### 学級担任がいつでも相談できる校内の雰囲気づくり

- 学年団や管理職との間でいつでも話し合える人間関係の構築
  - ・教職員間での「声掛け運動」を実践する。



## 「一言」が子どもを変える影響力をもつ教師になるために

### 言ってはならないこんな「一言」！

子どもたちに対し、下記のような「一言」は絶対に言ってはならない。それは言葉の暴力であり、教職員の「いじめ」であり、人格の全否定でもある。

教職員がこのような言葉を発したとき、子どもたちにとって、その先生は先生でなくなり、信頼関係は崩壊し、取り返しのつかない事態となる。

子どもたちの世界にだけ「いじめ」があるはずがない。子どもたちは、教職員の考え方や姿勢を映す鏡であることを忘れてはならない。

二度と学校へ来るな。  
あきらめた方がいい、どうせ無理だよ。  
なんだ、こんなことも分からないのか。  
もうお前の面倒は見ない。  
おい、これでも頑張ったのか。  
もう手遅れだな。  
お前には学校に来る資格なんかない。

お前は努力しても無駄だ。  
お前って本当に何をやってもダメだな。  
お前はいてもいなくても同じだ。  
お前は頭が悪い、何だこれは。  
お前の顔など見たくない。  
親の顔が見たいもんだ。  
どうせお前だろう。

<山口県教育委員会>

### 「一言が子どもを変える」教師の在り方10のポイント

どんな教師が子どもに「一言の大きな影響」を与えるのだろうか。子どもたち、父母たち、そして私が接してきた教師から私が感じてきたことを総括し、10のポイントとして整理してみた。

- ① 常日頃、温もりのあるやり取りがその子とできている。  
その延長線上に「一言」がある。
- ② 「何かしてくれそうな先生」という期待感をもたれている。  
期待の壺が子どもに用意されていると、こちらの「一言」も入りやすい。
- ③ 親近感をもって子どもと接し、自分から心を開いて話したり、対応しようとしている。  
親近感を受け入れの心をやわらかくし、「一言」が染み込みやすい。
- ④ その子にとって意外なところにあたたかい眼差しを向けている。  
意外な自分を発見してくれた驚きがこちらの「一言」に輝きを添える。
- ⑤ 子どもとのふれあいをより多くもとうと努力している。  
多くのふれあいが心のキャッチボールとなり、「一言」を受け入れやすくなる。
- ⑥ 真剣さがあり、子どもの一生懸命や、誠実な行為に関心を寄せ、それをよく把握している。  
認めてくれているという子どもの気持ちが「一言」で伸びる力を引き出す。
- ⑦ 「私を思ってくれている、分かってくれている。」という思いをこちらに寄せている。  
その思いがこちらから発した「一言」の栄養を最大限に吸収する。
- ⑧ 押しつけより、受け入れる姿勢がある。  
こちらの受け入れの姿勢は子どもの「一言」の受け入れ姿勢を大いに促す。
- ⑨ 傾聴し、子どもの心を知ろうという意欲がある。  
こちらの傾聴の姿勢に子どもも傾聴の姿勢で応えようとする。
- ⑩ 考え方が前向き、プラス思考で、心が開かれる思いがする。  
それにより子どもも「一言」を自然と前向きに、プラス思考で受け止める。

「一言」だけが一人歩きできる力をもっているのではない。「一言」が大きな影響力を発揮するにはその土台に「良き相互の人間関係」がなくてはならない。「一言」が投げかけられたとき、受け手の側にその「一言」をしっかりと受け入れられる心の壺が用意されている必要がある。

<山田暁生 「子どもを変えた教師の一言」1997年>

## □ いじめ防止対策推進法

### <山口県いじめ防止基本方針>

平成24年に社会問題化した「いじめ問題」を契機に、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行され、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

県としても、いじめは積極的に取り組むべき人権課題であることから、法及び国の基本方針に基づき、平成26年2月、「山口県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

#### ■ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）<第1条（抄）>

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### ■ 山口県いじめ防止基本方針（平成26年2月知事決定）

いじめの問題を取り扱うに当たっては、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という認識の下、以下の四つの視点からの取組が重要である。

- ① 一人ひとりを大切にする教育の推進による、全ての児童生徒をいじめに向かわせない『未然防止』の取組
- ② 児童生徒のきめ細かな実態把握による『早期発見』の取組
- ③ いじめを認知した際には、全ての教職員が解決に向け、一丸となっていく、迅速・的確かつ組織的な『早期対応』の取組
- ④ 学校やその設置者による、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』への取組  
さらに、いじめ防止・根絶を実効的に進めていくためには、学校・家庭をはじめ児童生徒を取り巻く全ての関係者が連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。

#### いじめの定義

- 「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、①一定の人的関係にある他の児童等が行う、②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が③心身の苦痛を感じているものをいう」 <法第2条>
- 個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。  
いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。 <国の基本方針>

#### いじめの重大事態（定義及び対応）【「資料6（学校・事件事故報告書）」参照】

「第1号」いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「第2号」いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <法第28条>

- ※ 第1号事案：自殺企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患 等
- ※ 第2号事案：不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする（児童生徒の欠席状況等を踏まえ、学校の設置者又は学校で適切に判断）。
- ※ 重大事態発生時、学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長へ、速やかに報告する。
- ※ 児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態として調査・報告する。

## 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

### 県の実施すべき取組

- 「山口県いじめ防止基本方針」の策定<法第12条>（平成26年2月）
- 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置<法第14条第1項>  
いじめに関する関係機関の連携強化を推進するため、専門家・学校・市町教委・児童相談所・地方法務局・県警・知事部局等の関係者により構成（平成26年7月設置）
- 「山口県いじめ問題調査委員会」の設置<法第14条第3項>  
外部専門家等の第三者で構成され、県の基本方針に基づく対策を実効的に行うための県教委の附属機関であるとともに、法第28条「重大事態」に係る調査を県教委主体で行う場合の調査組織（平成26年9月設置）
- いじめの防止等に係る施策の推進  
各学校や市町教委、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に係る情報の共有や提供、取組に対する必要な指導助言又は支援等について、具体的な施策を実施する。
  - ・生徒指導・教育相談体制の充実・強化
  - ・学校サポートチームの派遣
  - ・相談体制の整備及び相談窓口の周知
  - ・いじめ防止・根絶強調月間の取組
  - ・教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実
  - ・ネットいじめの防止等への支援 等

### 学校の実施すべき取組

- 学校「いじめ防止基本方針」の策定  
各学校は、いじめの防止等に向けた取組を実効的に行うため、年間計画に基づき、校内生徒指導・教育相談体制、校内研修等について、家庭や地域と連携した具体的な行動計画である学校「いじめ防止基本方針」を定め、通知等により児童生徒・家庭・地域に周知を図るとともに、学校ウェブサイト等を活用し、広く公開する。  
また、全教職員の共通理解の下、PDCAサイクルに基づく評価・検証を行い、毎年度見直しを行う。
- 学校「いじめ対策委員会」の設置  
管理職及び関係教職員を中心に、SC・SSWや、必要に応じて、他の外部専門家、保護者、地域人材の参画を得て、学校の基本方針の検証等を行うとともに、組織的ないじめ対策の中核として、学校のいじめ防止等の対策を実効的に行う。  
また、より機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と、調査や情報共有のための部会や、日常の対応を行う実働的な部会等に役割分担しておく。
- 人権が尊重された学校づくり  
「いじめは人間として、絶対に許されない。」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。
- 豊かな心を育む教育の推進  
いじめの『未然防止』に向け、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育をはじめ、規範意識の醸成や他者への思いやりや社会性を育む教育等に取り組む。
- いじめの防止等に関する措置
  - ・ささいな兆候でも、「背後にいじめがあるかもしれない。」との意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知する。日頃から、児童生徒が示す変化やサインを見逃さず、いじめを訴えやすい体制を整え、『早期発見』に取り組む。
  - ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的な『早期対応』に努め、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじている児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
  - ・SCやSSW等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家や、児童相談所、警察、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

# 山口県いじめ防止基本方針 一概要一

はじめに 「山口県いじめ防止基本方針策定の経緯」「全校体制での組織的な取組」「社会総がかりの取組」

## 第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

### I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### ■1 いじめとは

- 定義 「法による定義」「いじめられた児童生徒の立場に立った判断」「組織による認知」
- 特徴及び構造 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの四層構造」

#### ■2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめの防止 「児童等は、いじめを行ってはならない(法第4条)」「山口県人権推進指針に基づく、一人ひとりを大切にする教育の推進」「県民全体へ向けた普及啓発」
- いじめの早期発見・早期対応 「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」
- 家庭・地域との連携 「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
- 関係機関等との連携 「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」

### II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### ■1 いじめの防止等のために県が実施する施策

- 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置  
「有識者、専門家、学校、教育委員会、知事部局、関係機関・団体等の連携強化」
- 「いじめ問題調査委員会」の設置 「県教委による第三者委員会の設置」「私立学校・市町への支援」
- いじめの防止等に係る施策の推進(県立学校を所管する県教委として実施する施策・市町教委へ指導助言又は支援を行う県教委としての実施する施策・私立学校を所轄する知事として実施する施策)  
「人材確保・教職員研修の充実等の基盤整備」「相談窓口の周知・徹底」等
- いじめの防止等のための財政上の措置 「必要な財政上の措置、人的体制の整備」

#### ■2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定 「家庭や地域と連携した具体的ないじめ対策全体に関わる取組」
- 「いじめ対策組織(いじめ対策委員会)」の設置  
「外部専門家を含む構成」「学校基本方針の評価・検証・改善」「学校いじめ対策の中核」
- 人権が尊重された学校づくり  
「いじめは人間として、絶対に許されない」「互いの人格の尊重」「人権教育への取組」
- 豊かな心を育む教育の推進  
「教育活動全体を通じた道徳教育」「規範意識の醸成」「他者への思いやりや社会性を育む取組」
- いじめの防止等に関する措置  
「アンケートや教育相談等による早期発見」「特定の教職員で抱え込まず組織による早期対応」

#### ■3 重大事態への対応

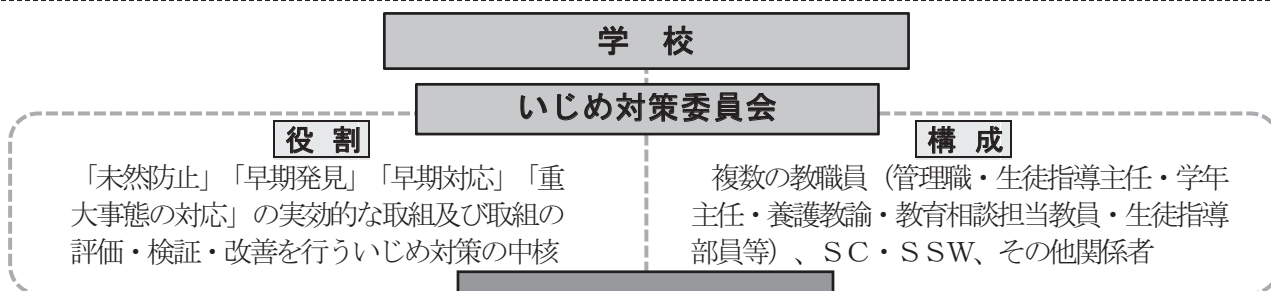
- 重大事態の判断及び報告  
「重大事態とは」「知事への発生報告(県立学校・私立学校)」「児童生徒・保護者による申し立て」
- 重大事態の調査
  - ① 調査の主体の決定 「県教委又は学校法人による判断(学校主体、県教委又は学校法人主体)」
  - ② 調査の趣旨 「客観的な事実関係を明確にするための調査」
  - ③ 調査の組織 「学校主体：いじめ対策委員会」「県教委主体：いじめ問題調査委員会」
  - ④ 調査結果の報告及び提供 「いじめを受けた児童生徒・保護者への適切な情報提供」「いじめを受けた児童生徒・保護者の所見」「知事への結果報告(県立学校・私立学校)」「自殺の背景調査」
- 再調査及び措置等  
「知事による調査結果の再調査」「知事から県議会への結果報告(県立学校)」
- 留意事項  
「事実に真摯に向き合う姿勢」「質問紙調査」「心のケア・学校機能の回復」

### III その他の重要事項

- 山口県いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及び改訂

## 第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

### I. 学校が行う具体的な取組



#### 4点の視点からの取組

#### ■ 1 未然防止（いじめの予防）

- 生徒指導・教育相談の充実・強化  
「教職員の資質能力の向上」「児童生徒の行動観察」「児童生徒理解」「校種間連携の促進」
- 学校の教育活動を通じた取組  
「各教科・総合的な学習の時間」「道徳教育」「特別活動等における児童生徒の主体的な活動」
- 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善  
「学校基本方針の評価・検証・改善」「いじめ対策委員会による情報集約と情報共有」
- 家庭・地域との連携  
「大人の意識の向上」「日頃からの信頼関係づくり」「地域の情報ネットワーク」「情報発信」

#### ■ 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- 校内指導体制の確立  
「複数の教職員による指導体制づくり」「教育相談担当・養護教諭の役割」
- 具体的な取組  
「日常の観察」「生活アンケート」「教育相談」「ふれあいの時間」「研修の充実」「相談窓口の周知」
- 家庭・地域との連携  
「学校運営協議会や地域協育ネット等の取組による開かれた学校づくり」「保護者懇談会の開催」

#### ■ 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- 学校の体制づくり  
「いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例」
- 対応する上での留意点  
「児童生徒・保護者への対応」「臨時保護者会の開催」「いじめのアフターケア」
- 教育相談の在り方  
「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒への教育相談」
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応  
「初期対応」「関係機関との連携」「被害拡大の防止」
- 保護者との連携  
「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒の保護者への対応」「臨時保護者会の留意点」
- 地域・関係機関との連携  
「学校と地域との連携」「学校と関係機関との連携」「やまぐち児童生徒サポートライン」

#### ■ 4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

- 重大事態の判断  
「いじめ対策委員会の判断」「県教委・学校法人からの指導助言」
- 重大事態への対応  
「全容解明と早期対応」「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒への対応」
- 学校による調査  
「全容解明に向け、外部専門家と連携した調査」「調査の進捗状況及び結果等についての説明」
- 調査に当たっての留意事項  
「中立性・公平性の確保」「いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の対応」

## □ いじめ認知＜取組への認識と姿勢＞

### 対応のポイント

- ① 「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」などの児童生徒間トラブルが、「けんか」になったり、「いじめ」にエスカレートしたりする場合があるため、児童生徒の人間関係を注意深く観察し、ケースに応じ、「見守り」や「声かけ」、「保護者との連携」、「必要に応じた指導」などの適切な対応を行う必要がある。
- ② 「一過性だから。」「すぐ収まったから。」などといって、いじめが発生しなかったことにはならない。
- ③ トラブルであってもいじめであっても、「学校が、組織として、児童生徒の実態をしっかりと把握し、真摯に対応する。」ことが重要である。

### ■ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と ① 一定の人的関係のある他の児童生徒が行う ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が ③ 心身の苦痛を感じているもの」とする。

＜法第2条＞

### いじめ認知に関する考え方

- ① いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、発生しているいじめを、どの段階においても漏れなく認知した上で、いじめに向き合い、その解決に取り組むことが極めて重要である。
- ③ 認知件数が減少した、あるいは零であった場合、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、「認知力の低下があるのではないか。」との意識をもち、減少の理由を考察する必要がある。
- ④ 年度末や年度当初等の適切な時期に、自校の認知件数等いじめの状況について、児童生徒や保護者に公表し検証を仰ぐことにより、認知漏れを防ぎ、自校のいじめ対策の工夫・改善に努める。

＜山口県教育委員会＞

### ■ いじめの分類

#### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

#### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

#### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

＜山口県教育委員会＞

## なぜ、いじめへの対応が重要なのか

### 「いじめ」とは、…

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと、日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

＜生徒指導リーフ「いじめの理解」国立教育政策研究所＞

## 組織的な取組のポイント

### ■ 校長のリーダーシップの下、学校「いじめ対策委員会」を中核とした取組

#### □ 学校「いじめ対策委員会」の組織づくり

- ・外部人材も入れた全ての構成員が参加し、取組の検証等を行う全体会と、日常の対応を行う部会（生徒指導部会等）に分け、取組の実効性を高める。
- ・情報を集約する担当者（又は部門）を設け、情報管理の一元化を図る。
- ・対応に差が出ないよう、情報伝達や初期対応について、あらかじめ手順を定めておく。

#### □ いじめ問題についてのアンテナを高く保つ

- ・全教職員が「些細なトラブルの中にもいじめがあるかもしれない。」という危機意識をもって教育実践に当たる。
- ・いじめ認知力・対応力、生徒指導力の向上に向け、文部科学省・県教委作成資料等を活用した校内研修を開催する。
- ・学校「いじめ防止基本方針」の見直しには、全教職員が当事者意識をもって関わる。
- ・新聞報道等メディアに注意し、いじめを含めた教育課題について情報収集に努める。

#### □ 校内のホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）体制の整備

- ・いじめ（疑いも含む）発生時、担当者から管理職へ即時に伝わる体制を構築する。
- ・定期的に情報交換会を開くなど、児童生徒の情報を共有する（SCの参加が有効）。
- ・教職員同士が、お互い何でも相談できる雰囲気づくりをする。

#### □ 家庭・地域との連携の強化

- ・学校をひらき、地域ぐるみで子どもを見守り、支援する体制づくりに努める。
- ・自校の認知件数等いじめの状況を共有する場を設け、学校の取組の透明性を高める。

### 教職員間の「温度差」を小さくする

きちんとした「学校いじめ防止基本方針」を策定し、立派な「組織」を立ち上げたとしても、十分に納得できないままの教職員や非協力的な教職員がいたならば、それらが実効性を上げたり、うまく機能したりすることは期待薄です。いじめに対する教職員の認識や意識の「温度差」をなくし、同じ行動がとれるようにしなくてはなりません。

### 意識の「温度差」と行動の「ばらつき」

「面倒な取組などしなくても、いじめが起きたら気が付く」「いじめかどうかは見れば分かる」「深刻そうになったら、すぐに報告する」…。このような認識を変えない教職員がいたとしたら、学校としての未然防止はもちろんのこと、早期対応すら危ぶまれることでしょう。

また、ささいな変化や初期段階のトラブルであっても全て報告するというところに、抵抗もあることでしょう。そのほとんどは、自然に収まるようなもののはずだからです。

しかし、事故につながるなどめったにないという理由で、列車の運転士が指差喚呼<sup>しきかんこ</sup>をしたりしなかったり、ということがあるとすれば、どう感じるでしょうか。万が一の見落としや見過ごしを防ぐためには、決められた手順を全員が守ることが大切なのです。

＜生徒指導リーフ「いじめに関する『認識の共有』と『行動の一元化』」国立教育政策研究所＞

## □ いじめ対応

### 対応のポイント

- ① 学校「いじめ防止基本方針」に基づき、外部専門家・地域人材の参画を得た「いじめ対策委員会」を中核として、いじめ対策に取り組む。
- ② 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という認識を全教職員で共有するとともに、「いじめは絶対に許されない。」という毅然とした姿勢を示す。
- ③ 学校・学級の問題として、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成し、保護者・地域の協力を得て、いじめの『未然防止』『早期発見』に取り組む。
- ④ 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主任・学年主任等へ正確な情報を迅速、確実に伝え、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ 困難事案については、学校だけで問題を抱え込まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と早期に連携する。
- ⑥ 「いじめられる側にも問題がある。」という考えをもってはならず、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添った対応を行う。
- ⑦ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑧ 全教職員が「いじめ問題への対応は、学校としての児童生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な課題である。」と認識し、いじめの発見・解消に向けて児童生徒、保護者に積極的に関わる。

### いじめに関する裁判例からの「学校の安全配慮義務」

- ◆ いじめの『未然防止』に関する義務
    - 学校の一般的注意義務（学校管理下における監督義務）
    - いじめの本質を理解する義務（いじめの特徴等の学習及び教育実践に生かす義務）
  - ◆ いじめの『早期発見』に関する義務
    - 児童生徒の動静把握義務（児童生徒の実態把握により、いじめの発見に努める義務）
  - ◆ いじめの『早期対応』に関する義務
    - いじめの全容解明努力義務（認知したいじめの全容について、実態を調査する義務）
    - いじめ防止措置義務（児童生徒への指導・説諭、懲戒・出席停止等の検討、警察への援助要請、児童相談所等への通告などの措置をとる義務）
    - 保護者に対する報告・協議義務（いじめについて保護者に報告し、協議する義務）
- 「いじめ問題ハンドブック」（日本弁護士連合会）

いじめは大人社会でも起こる問題であり、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの問題も、いじめと同じ地平で起こる。メディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定しているような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

＜国の基本方針＞  
教職員は、学校の安全配慮義務を念頭に、何気ない言動や不適切な対応により、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするようなことが絶対にあってはならない。

### ① いじめ発見に向けた積極的な姿勢

#### いじめの特徴の理解

- ◆ 「いじめ」が起こっていることが分かりにくい。
  - いじめは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっていることがある。
  - 人のいないところで起こりやすい。人が見ていると遊んでいるように振る舞う（偽装化）。
  - 被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合がある。
- ◆ 「いじめる側」にいじめているという意識が薄い（ない）。
  - 加害者は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。
  - 長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい（潜在化）。
- ◆ 「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している。
  - 被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。



◆ いじめは「四層構造」となっている。

- 事実関係だけではなく、他の児童生徒の関わり方や全体的な構造等を把握することが必要である。

**いじめの「四層構造」**

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている者（被害者）から見れば、周りではやしたてる者（観衆）も、見て見ぬふりをする者（傍観者）も、いじている者（加害者）に見える。

<b>被害者（いじめられている者）</b>	
<b>加害者（いじている者）</b>	
<b>観衆（周りではやしたてる者）</b> → いじめを助長・促進する働き	
<b>傍観者（見て見ぬふりをする者）</b> → 結果としていじめを支持する働き	

いじめを止めに入る者（仲裁者）が現れる場合がある。この層は、見て見ぬふりをする者（傍観者）の層から積極的方向へと分化した児童生徒である。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導において重要である。

**② いじめの早期発見に向けた取組**

**未然防止と早期発見の取組** ※ 収集した情報はいじめ対策委員会（情報担当部門等）に集約

- 日常的な行動観察
  - ・児童生徒にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童生徒の変化や人間関係を把握する。
- 登下校中の様子の観察・聞き取り
  - ・登下校の児童生徒の様子に注意する。また、保護者やスクールガード（学校安全ボランティア）、子ども110番の家等から、変わった様子はないかを聞き取る。
- 学級担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集
- インターネット上のコミュニケーション等についての情報収集
- 定期的な生活アンケート調査（成長段階に感じ、小・中で週1回、高で年3回以上実施）
  - ・児童生徒、教職員ともに負担にならない簡便なものが望ましい。
  - ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
  - ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない。」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
  - ・いじめに特化した調査では、正直に答えない児童生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
  - ・回収方法については、記入内容が他の児童生徒の目に触れないよう、十分留意する。
  - ・学校適応感調査「Fit」等の客観テストを導入するなど総合的に内面の変化を捉える。
- 生徒指導主任や教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換会の実施
- いじめを受けていると思われる児童生徒からの聞き取り
  - ・観察により、「いじめ－7（学校や家庭での日常的な観察のポイント）」のような行動特徴などが見られる場合、コミュニケーションを深めたり一層の注意を払ったりする必要がある。
  - ・「いじめられているのではないか。」という問いかけは、児童生徒の自尊心を傷つけることもあるので、「悩みや心配事はないか。」など、聞き方に配慮する。
- 周囲の児童生徒からの情報収集（いじめの情報収集と知られないよう配慮）
- 保護者との連携（電話連絡や保護者会等の活用）
- 児童生徒・保護者への学校内外の相談窓口の周知



**いじめの認知**

③ いじめ認知時の対応

第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から聴取

- ・ 通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した児童生徒、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

連絡・速報

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任等への連絡
- ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
- ・ 情報担当を決め、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

④ 調査方針協議

いじめ対策委員会（生徒指導部会等）の開催

- 情報集約
- 被害児童生徒・保護者への対応
- 加害児童生徒・保護者への対応
- 他の児童生徒への対応
- ※ 以後、必要に応じて開催
- ※ 必要に応じ、SC・SSW、外部専門家・地域人材等の参画を得る

事案により

職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通認識
- ・ 概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
- ・ 今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- ・ 児童生徒からの聴取や、心のケア、保護者連携等について、教職員の役割分担を決める。

⑤ 当事者・周囲からの聴取

※ 学校として「揺るぎない事実」を把握する。

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
- インターネットによる情報の拡散に注意する。

被害児童生徒から聴取

- 被害児童生徒と信頼関係にある教職員が、別室で行う。
- ・ 教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
- ・ 被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、それぞれ別室で行う。
- ・ いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。  
（加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童生徒としゃべらないのは悪いことなのか。」など。）
- ・ いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
- ・ 相手が苦痛と感じる行為を直ちに止めるよう、毅然とした姿勢で指導する。
- ・ いじめに至った心情やその経過等、加害児童生徒の思いも傾聴する。
- ・ 聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の児童生徒から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う。
- ・ 周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇氣ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取（情報提供者が分からないよう配慮）する。
- ・ 情報収集は、被害児童生徒や情報提供者が親しくしている児童生徒から、「嫌がらせ」「仲間はずし」「ふざけ」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか。」など、個別に具体的に聴取する。また、話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないように指導する。

## ⑥ 対応方針協議

### いじめ対策委員会の開催

- 被害児童生徒・保護者への支援
- 加害児童生徒・保護者への指導
- 他の児童生徒への指導
- 関係機関等への支援要請の検討
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の原案作成

事案により

### 職員会議の開催

- 個々の事案に応じた、支援・加害者への指導方法について全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応の検討と役割分担
- 教委・関係機関等との連携、支援要請等の決定
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の決定

## 初期・中期対応

## ⑦ 生徒・保護者への対応

### 被害児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・担任等、被害児童生徒と信頼関係にある教職員が行う。
  - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。
  - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
  - ・「いじめに負けるな。」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させることがあるので避ける。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

### 被害児童生徒の保護者への対応

- 電話による概要説明
  - ・児童生徒が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
  - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
  - ・担任と管理職等複数で実施する。
  - ・学校管理下で起こった場合、謝罪を第一とする。
  - ・詳細を説明し、誠意ある対応をする。
  - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

### 加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・いじめであるかないかの議論ではなく、不適切な行為について指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
  - ・今後、被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがあるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
  - ・事案について整理した資料を用意するとともに、面談の目的や役割分担、対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・いじめであるかないかの議論ではなく、不適切な行為について指導することへの理解と協力を得る。
  - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
  - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

## ⑧ その他

### 学級（周りの児童生徒）への指導

- 『未然防止』に向けた具体的取組
  - ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
  - ・日頃から、「いじめは絶対許さない。」という学校・教職員の姿勢を示しておく。
  - ・いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである。」と毅然とした態度で指導し、学校・学級全員の問題として、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
  - ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、人権尊重の精神に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
  - ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する（いじめを見て、自ら制止できない場合は教職員に相談するよう働きかける。その際、報復を考慮し、秘密を厳守することを伝える。）。
- 『再発防止』に向けた具体的取組
  - ・加害児童生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
  - ・いじめがあったり、悩みや不安があったりする場合、どんな小さなことでも、児童生徒が教職員等に相談でき、児童生徒のSOSを受け止めることができる関係をつくる。

### 情報の取り扱い

- ・児童生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。
- ・知り得た情報について、学級全体で話し合うという対応は、当事者の孤立感や不安感などの心理的苦痛を生じさせるため、避ける。

### いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応

- 教育委員会との迅速・的確な連携【「いじめ防止対策推進法」参照】
  - ・法第28条「いじめ重大事態（①生命や心身、財産への重大な被害 ②連続欠席）」の判断
  - ・心のケアや環境調整のための専門家の派遣等の支援要請
  - ・**小中**「出席停止」の措置の検討【「出席停止」参照】
- 警察（少年安全サポーター、少年サポートセンターを含む）との適切な連携
  - ・暴行や恐喝など、犯罪が疑われる場合、早期の段階で「ケース会議」等に出席を要請する
- 被害児童生徒に対して
  - ・いじめ行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席 等
- 加害児童生徒に対して
  - ・個別指導、**小中**「出席停止」の措置の検討【「出席停止」参照】、**高**懲戒の検討 等
- その他関係機関等への支援要請（教委との連携を踏まえて）
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所

## ⑨ 解消確認

- 被害・加害児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める。
  - ・「いじめを『止めること』と『なくなること』は違う。」との認識が重要である。
  - ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた児童生徒に対して、「もう二度とするな。」と指導し、「わかりました。」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめがなくなった）と思込めないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。
- 保護者を含め、被害児童生徒の精神的安定を図るため、SC等の専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する。

**未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実**

- いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
  - ・ いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」ことを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
  - ・ 児童生徒の発する小さなサインを見逃さず、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- 教職員のいじめ認知力・対応力、生徒指導力の向上のための校内研修の開催
- 人権教育による人権尊重の意識の高揚
- 道徳教育による規範意識の醸成

**児童生徒に身に付けてほしい力**

- 自分のよさや友達のよさに気付く力
- 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など児童生徒が互いを理解し、共に認め合う力）
- 「これはよくないことだ。」と判断できる力（道徳的判断力） 【知】
- 他者の心の痛みを感じる力 【情】
- 「いやだ。」と言える、「やめよう。」と制止できる、「相談する。」「知らせる。」という行動力 【意】

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・ A F P Yなどの人間関係づくりプログラムの活用
- 日常的な実態把握
  - ・ 児童生徒に寄り添い、休み時間や給食、清掃活動等を含め、学校生活を注意深く観察する。
  - ・ 定期的なアンケートや個別教育相談等により、実態把握に努める。
- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
  - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」〕
  - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解  
「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進  
毅然とした粘り強い指導〕
  - ・ 問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実
    - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
  - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 学校「いじめ対策委員会」（全体会）の開催
  - ・ 外部委員の参画を得て、学期末などに定期的開催し、学校「いじめ防止基本方針」に基づく、学校のいじめ対策の評価・検証を行う。
- 学校「いじめ防止基本方針」の改定
  - ・ 学校「いじめ対策委員会」の評価・検証を踏まえ、全教職員の共通理解の下、PDCAサイクルによる見直しを行う。
- 保護者・地域との連携強化
  - ・ P T A総会や学校だより等を活用し、自校の認知件数などのいじめの状況を児童生徒・保護者に通知し、いじめの認知漏れを防ぐとともに、いじめ対策の実効性を高める。
  - ・ P T Aとの緊密な連携はもとより、コミュニティ・スクールや学校評議員制度等を活用し、地域の方々や関係機関等と連携・協働した、地域ぐるみの支援体制を構築する。

**原因はいじめられている児童生徒にある、という雰囲気がある児童生徒にある場合**

- 教職員は、「いじめられやすいタイプの児童生徒がいる。」などの発言や行動を、絶対にしてはならない（児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもある。）。
- いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない行為であることを、粘り強く指導する。

**学校においていじめの被害者を発見するポイント**

◆ 登校時から始業時まで

- 他の児童生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

◆ 授業・学級活動等の時間

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。
- 教職員が褒めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せのやりとりなどがあったりする。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配付したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

◆ 休み時間

- 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

◆ 下校時

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達のを荷物を持たされている。
- 靴や傘等がなくなる。

◆ その他

- 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言いつたりする。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

## 家庭においていじめを発見するポイント

### <いじめられている子どものサイン>

#### ◆ 日常生活の変化

- 何となく子どもの態度がおかしい。
- 沈みがちで、表情がさえない。
- おどおどして、何かにおびえている。
- 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
- あいさつしても返事が返ってこない。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
- 身体にアザや引っかき傷がある。
- 食欲が落ち、眠れない日が続く。
- 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴えたりする。
- 自分の部屋に閉じこもることが多い。
- ノート等に悩みを書き込んでいる。
- 自殺をほのめかす言葉を口にする。
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

#### ◆ 家族との関係の変化

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
- 家族と口をきかなくなる。
- 弟や妹、ペットをいじめる。
- 今までにない甘え方をする。

#### ◆ 友人関係の変化

- 友達が遊びに来なくなる。
- 外へ出て遊ぼうとしない。
- 学校のことを話したがない。
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいと言う。
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない。

#### ◆ 持ち物の変化

- 持ち物がよくなる、壊される。
- 持ち物に落書きをされる。
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている。
- 親に余分な金銭を要求したり、家から勝手に金品を持ち出したりする。

### <いじめている子どものサイン>

- 友達への応対が命令口調になっている。
- 買い与えていないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。

## 家庭での話し合いのポイント

### <話しやすい雰囲気づくり>

- 「食事しながら」「テレビを見ながら」「一緒にお風呂に入りながら」「ドライブしながら」「釣りをしながら」など、話をする「時」と「場」を工夫し、話しやすい雰囲気をつくりましょう。また、子どもの自尊心を理解し、兄弟姉妹がいないときに話すなどの配慮も大切です。

### <話の聴き方>

- ありのままを受け止めましょう。「あなたにも悪いところがあるんじゃないの。」と言ったり、頭ごなしに叱ったりすると、言えなくなるか、都合のいいことしか言わなくなります。
- 同じ話の繰り返しであっても、子どもの気がすむまで話を聴きましょう。別のことを思い出すこともあります。
- 心を理解し、しっかりと寄り添いましょう。心の痛みは本人にしか分かりません。
- しつこく聞き出すのはやめましょう。質問攻めはかえって子どもを追い詰めることにもなります。
- 結論を急いではいけません。まずは、本人がどうしたいのかしっかりと聴き、考える時間を与えましょう。そして、一緒に考えましょう。
- 最初に話した内容が全てとは限りません。子どもは、親の反応を見て、その時の受け止め方で、もっと話すか、これ以上言わないかを決める傾向があります。

## いじめに関するQ&A

Q 学校は、「いじめ」をどのように認識しているのか。

A 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という基本的な認識の下、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。」「いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。」さらに、「いじめは人権に関わる喫緊の課題である。」と認識している。

Q 教職員は、いじめを生まないために、どのようなことに気を付けて学級経営を行えばいいのか。

A 教職員一人ひとりが、子どもの心の変化を敏感に感じ取り、変化に気付く感性や技能を身に付け、高めることが大切である。

また、過度の競争主義的な手法に頼っている学級では、いじめが広がる傾向にある。

例えば、漢字や計算力の到達度チェック、忘れ物やチャイム着席などを管理的に競わせたり、結果をグラフにして教室に張り出したりするなどの手法である。これは、できない子へのいやがらせや非難を子どもたちの間で公然と発生させることにつながり、いじめを生む土壌になることが多い。

また、教職員が授業中、子どもに対して「こんなことも分らないのか。」など、皮肉を言ったり、それを後で他の子どもがはやし立てたりすることは、教職員も一緒になっていじめていることに他ならない。

児童生徒のもつ資質や能力は、一人ひとりが異なるという認識の下、個に応じた目標を設定させ、目標に向けて努力する姿勢を、みんなで価値付けができる学級経営が望ましい。

いじめの起こりやすい学級の状態をまとめてみると、

- ① いつも注意されるばかりで、教職員の愛情や思いやりを受けていない。
- ② 教職員が不用意で乱暴な言葉を平気で使う。
- ③ 一部の児童生徒のみが評価される。
- ④ 何がよいのか、何をしてはならないのか、基準が明瞭でない。
- ⑤ あまりに規則が厳しく、窮屈な雰囲気である。
- ⑥ 成績や班活動等において競争主義的な手法が多い。
- ⑦ 授業が分かりにくく、進度が速すぎる。

などが挙げられる。

こうしたことから児童生徒の心は傷つき、様々なストレスが蓄積し、やり場のない不安、劣等感、敗北感が生まれ、それが引き金となっていじめが発生することが多い。

Q いじめている児童生徒を特定し指導することが、なぜ難しいのか。

A いじめは、人のいないところで起こりやすく、教職員などが見ているときには、一緒に遊んでいるように振る舞うことがある。また、周囲の子どもは、自分を標的にされることを恐れるあまり、関わりをもととせず、見て見ぬふりをすることがある。

これらは教職員が気付きにくい理由にもなっており、いじめを受けた子どもは、「誰も助けてくれない。」「誰も先生に知らせてくれない。」という気持ちになる。

したがって、学校は日常的な行動観察や定期的なアンケート調査（生活調査等）、個別教育相談などの多様な方法で早期発見に努め、全校体制で迅速かつ的確な対応を図らなくてはならない。

Q いじめられている児童生徒が、なぜ教職員に相談することが少ないのか。

A 日頃の教職員の考え方や行動のパターンを児童生徒が感じ取り、それが相談するかどうかの判断材料になっている。

教職員が早急な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心を抱いたり、いじめを受けていることを告げることで、逆に自分の弱さを非難されたりするなど、教職員に話すことが解決につながらないのではないかと不信感を抱いていることがある。

学級担任の児童生徒への不適切な言動や学級経営が、いじめの早期発見・対応を妨げる場合もあることを認識しておく必要がある。



Q いじめを訴え出ても、学校は真剣に対応してくれないという声を、保護者・児童生徒から聞くことがある。それに対して、学校は全力で対応しているという。なぜ、このようなことが起こるのか。

A 訴える側にとって解決するということは、毎日のように自分の身に降りかかる屈辱的ないじめが、完全になくなることである。

ところが、実際には、加害児童生徒がいじめについて理解し、いじめが完全に解消されるまでには時間がかかることが多い。ここに、被害児童生徒が学校の対応に不信感をもつ最大の原因がある。

被害児童生徒本人や保護者を理解し、寄り添いながら、解決に向けて粘り強く取り組む必要がある。

Q 保護者から「いじめられているわが子に、『やられたらやり返せ!』と激励するが、性格が弱いのができないようだ。どうすればよいか。」と問われたが、どう答えるか。

A 保護者の歯がゆい気持ちを理解しながら、次のようなことを保護者に理解してもらえるよう努めることが大切である。

「いじめに負けるな。」とか「立ち向かえ。」などと叱咤<sup>しった</sup>激励することは、逆に本人の自信を失わせ、内にこもってしまうことがあるので、そのような言葉は避けるべきである。

いじめられる子は、心の痛みを誰にも言えず苦しんでいる。その気持ちを共感的に理解することが大切であり、日常生活の様々な場面で本人を支え、自信を回復させながら、精神の安定を図ることが必要である。

Q いじめられている児童生徒にも問題があるのではないか。

A いじめている児童生徒が、原因はいじめられている児童生徒にあると思っている場合が多い。しかし、いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない人権侵害行為であることを、徹底的に指導しなければならない。

例えば、容姿や動作などの身体的特徴がいじめの理由であれば、本人には直しようもない点を攻撃されていることになるし、「わがままだ。」「嘘つきだ。」「人の悪口を平気で言う。」などの性格や行動上の問題が顕著であっても、いじめてよい理由には決してならない。穏やかに忠告し、教諭せよよいことである。

また、教職員は、いじめられやすいタイプの児童生徒がいるなどの発言や行動を、絶対にしてはならない。児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもあることを自覚する必要がある。

Q 教職員は、いじめられている子の短所について指摘すべきなのか。

A 誰にでも長所があるように、多かれ少なかれ短所もある。また、短所と思える点も見方を変えれば長所ととらえることができる。

いじめの事実が浮かんできた際、本人が、「自分にはこういう短所があつて、これがいじめられる理由だと思う。この短所を何とかしたい。」と相談してきた場合は別であるが、そうでなければ触れるべきではない。

なぜなら、いじめを受けて孤立し、不安感や恐怖感、無力感を感じ、生きるエネルギーを失いかけている時に、仮に「嘘つきだ。」「自己中心的だ。」「はっきりしない。」「いい子ぶる。」などという点が本当に顕著だとしても、それを告げることで、当面するいじめの解決には決してならないからである。

いじめは、あくまでもいじめる側の人権意識や規範意識の低さ、人間的未熟さに起因する問題である。いじめられる子に何らかの問題があつたとしても、いじめてよいことには断じてならない。

もし、その子に課題があれば、何も問題のない日常生活の中で、あるいは、いじめの傷が完全に癒えた段階で、優しく助言すればいいことである。

## □ インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷・個人情報流出等

### 対応のポイント

- ① 被害児童生徒から詳細を聞き取るとともに、被害の実態を確認する。
- ② 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ③ 掲示板等管理者（プロバイダ等）へ、書き込みの削除を依頼する。
- ④ 誹謗中傷、個人情報（画像等）流出など、絶対に行わないよう指導する。
- ⑤ 被害児童生徒は、いじめを受けている可能性があるという視点をもつ。
- ⑥ 警察・少年安全サポーター・ネットアドバイザー等外部専門家等と連携して対応する。

## 初 期 対 応

### ① 初 動 対 応

#### 状況確認

- 被害児童生徒から、詳細を聴き取る（担任、生徒指導主任等 ※ 女性教員が行うなどの配慮）。
    - ・ 掲示板、アプリ等の名称、被害を知ったきっかけ、被害内容、いつから何回、心当たり、保護者へは相談したか、周りの児童生徒は知っているか 等
    - ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
    - ・ 他の児童生徒への聞き取りや調査等を拒否した場合は、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、受け入れる。
  - 被害の実態を確認する。
    - ・ プロバイダや管理者等への連絡や被害届を提出する際に必要となるので、必ずプリントアウト又は写真撮影し、当該サイトのアドレス・書き込み者・書き込み日時を記録する。
    - ・ 画面上でログ（いつ、どこから書き込んだのかを示すインターネット上の記録）が分かれば、プリントアウト又は写真撮影しておく。
- ※ 画像等の記録された携帯電話・スマートフォン等は、警察の捜査の重要な証拠となるので、保護者の了承を得た上で、できる限り、そのままの状態で見守る。

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）への連絡
  - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任又は教頭等）
- 保護者への連絡
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
  - ・ やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーとも連携する。
- 少年安全サポーターや警察への通報
  - ・ 学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、速やかに各地区配置の少年安全サポーターと連携する 【関係機関との連携「学校と警察のネット問題連携対応システム」参照】
  - ・ 生命の危険や爆発物の予告等、緊急の場合は、躊躇なく110番通報し、協力を依頼する。

### ② 対 応 方 針 協 議

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 具体的な対応策の検討
  - ・ 被害児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・ 概要をまとめた資料を用意する。

③ 具体的な対応

**被害児童生徒・加害児童生徒への対応**

- 被害児童生徒の心のケア、加害児童生徒に対する再発防止に向けた指導・支援を行う。
  - ・ 下記の削除依頼等の対応が長期化する恐れがあるため、被害児童生徒への対応を最優先する。
  - ・ 対応に当たっては、SC・SSW・少年安全サポーター等外部専門家と連携する。

**警察への相談**

- 山口県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談する（電話相談窓口は各所轄警察署）。

**掲示板等管理者（プロバイダ等）への対応**

- 管理者に申し入れて、不適切な書き込みを削除してもらう
  - ・ インターネット上の情報流通によって権利侵害が発生した場合、管理者に申し入れれば、管理者の判断で削除することができる（プロバイダ責任制限法：H14.5.27 施行）。
  - ・ 掲示板等には、管理者へメールできるようにリンクが設定されているので、被害児童生徒、保護者又は校長名で削除を依頼する。

<「管理者宛削除メール」文例>

〇〇〇〇掲示板管理者 様

あなた様が管理・運営されております「〇〇〇〇掲示板」におきまして、本校生徒個人が特定できる誹謗中傷が書き込まれており、該当生徒は、精神的に大変不安定な状況になっています。自由な発言の場とはいえ、モラルを欠いたその内容は、目に余るものがあると考えております。

この掲示板の現状は、本校生徒への不安を募らせるばかりであり、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。このことについて、山口県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様宛に、削除依頼などを行うように指示を受けました。

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、「〇〇〇〇掲示板」における本校関係の書き込みの削除をお願いいたします。

山口県〇〇立△△学校長 □□□□

- 民事訴訟を起こし、裁判に勝訴した上で削除する。
  - ・ 管理者に対して民事訴訟を起こす。ただし、民事訴訟を起こすためには、掲示板等の書き込みをそのままにしておく必要があるため、被害児童生徒の精神的苦痛や書き込みが続くことにもなる。また、弁護士に依頼しなければならない、判決がでるまで時間がかかる等の制約があるため、現実的ではない。
- 注意点
  - ・ 掲示板等を作ることに限っては法的な制限はない。
  - ・ 誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>するような書き込みをする方が悪い、学校が情報モラル教育を十分行えば防げるはずなどの管理者側の言い分もあるので、お願いをするという姿勢に徹する。
  - ・ 削除依頼が必ずしも実現できるわけではないことを認識する。期待をもちすぎるあまり被害児童生徒への対応が滞り、真に必要な措置が遅れ、被害児童生徒・保護者との関係悪化等につながりかねない。

**全校児童生徒への指導**

- 指導日時・場所・対象児童生徒・指導内容等を事前に十分協議する。
  - ・ 学級ごとに行うのか、学年で行うのか、全校児童生徒を集めて行うのか。
  - ・ 被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら実施することを確認する。
- 具体的な指導
  - ・ 誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>、無責任な他人批判（自分が言われて嫌なこと）、卑猥<sup>ひわい</sup>な書き込み等絶対に行わない。名誉毀損や侮辱罪に問われることがある。
  - ・ 掲示板等への電話番号等の個人情報の書き込みやアンケートへの回答は行わない。
  - ・ 被害にあった場合は、該当掲示板等の URL や内容を書き留めて（できれば印刷して保管）、一人で悩まずに、できるだけ早く学校・保護者に相談する。

- ・ 仕返しや返信をしない。ちょっとした誤解や行き違いが、トラブルをエスカレートさせてしまうことがある。
  - ・ 憶測やうわさを自重する。
  - ・ 必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 未然防止・再発防止に向けた取組

- 情報モラル及び危機回避教育の充実
- ・ 「山口県ケータイ安全教室」等の活用

#### メール・ネット掲示板・ブログ等へ書き込む時の約束

- 人を傷つけるようなことを書かない。
- 相手の人が見ていることを考えて、マナーを守る。
- 名前・住所・電話番号などの個人情報が推測されるようなことを書かない。  
(インターネットに書き込んだ情報をもとに、住所や通っている学校などの個人情報を探し当てられてしまうことがある。)
- 困った時は、家族・先生に相談する。

(株式会社NTTドコモ 「ケータイ安全教室」2006年)

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・ A F P Y などの人間関係づくりプログラムの活用 等
- 児童生徒主体の啓発活動の推進
- ・ 児童生徒会による「ケータイ・スマホのルールづくり」の取組 等
- 保護者への啓発と連携
- ・ 啓発資料「ネット・ケータイ問題への対応について」(山口県教育委員会 2011年10月改訂)等の活用

#### 各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネット・ケータイ利用に向けて～

- ① パソコンは、できるだけ家族の目の届く場所に置き、子どもと一緒にインターネット利用の時間をつくり、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをする。
- ② 携帯電話は持つ必要があるか、十分検討する(不必要な携帯電話は、持たせない)。
- ③ フィルタリングを必ず利用する。【「女子性逸脱-6」参照】
- ④ 子どもへのネット・ケータイ利用について常に関心を持ち、利用の実態を把握する。
- ⑤ 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。

##### 《携帯電話のルールの例》

- 自宅内では居間で使う。
- 食事中は使わない。
- 学習中は使わない。
- 深夜は使わない。
- 使用料金の上限は、〇〇〇〇円まで。
- フィルタリングサービスは絶対つける。
- 他人を傷つけるような使い方をしない。
- マナーやモラルを守って利用する。
- ルールを破ったら、携帯電話の利用を停止する。

- いわゆる「リベンジポルノ防止法」(H26.11.27施行)への対応【「女子性逸脱-1」参照】
- ・ プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為を禁止する法律。
  - ・ 自分の下着姿や裸の写真を「撮らない。」「撮らせない。」「撮られない。」「自ら撮って送らない。」こと、「インターネットに公表されると短期間のうちに拡散し、取り返しのつかない事態に陥る。」ことなどについて指導する。

## 無料通話アプリやSNS等、インターネット上でのコミュニケーション

### 参加するときの基本的なルールとマナー

- 掲示板やチャット、メーリングリストに参加するときは、運営方針や利用ルールを守りましょう。
- 自分の発言には責任をもちましょう。ウソを書いたり、本当かどうかわからないことを正しいことのように書いたりしてはいけません。
- 掲示板やチャット、メーリングリストに書きこむときには、注意深く言葉を選んで、相手を傷つけないように心がけましょう。乱暴な言葉、きたない言葉、人をののしるような言葉を使ってはいけません。人の悪口を書いたり、いやがらせをしたりするのもやめましょう。

### 発言するときの注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで発言するときは、いきなり書きこまないで、他の人の発言をよく読んでから発言するようにしましょう。
- 掲示板やチャット、メーリングリストでイヤなことを書かれたり、意見が食いちがったり、ケンカになったりしたら、いったん書きこみをやめて、時間をおくようにしましょう。
- 自分で調べればすぐにわかるようなことを質問しないようにしましょう。質問するときは、言葉を選んで、丁寧に質問しましょう。返事やアドバイスをもらったら、きちんとお礼をいいましょう。
- 顔が見えないからといって、年齢や性別、名前などについてウソをついて、掲示板に嫌がらせや人の悪口を書いたり、人をだましたり、おどかしたり、意味のない文字を大量に書いたりしてはいけません。
- 掲示板の発言には、内容がひと目でわかるような件名をつけましょう。

### 個人情報やプライバシーに注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで、住所や電話番号、学校名、家族の名前や家族構成などの個人情報を書きこんではいけません。聞かれても答えてはいけません。
- 掲示板に、自分の家族の写真をのせてはいけません。
- 自分の個人情報が、掲示板などに書きこまれていたり、自分や家族の写真が勝手にのせられていたりするのを見つけたら、先生や親にすぐに知らせてください。

### 誘われても会わない、会おうと誘わない

- 掲示板やチャット、メーリングリストで知り合った人から会おうと誘われても、先生や親の許可がないかぎり、勝手に会ってはいけません。もしどうしても会う必要があるときには、親などに一緒にきてもらいましょう。

<財団法人インターネット協会

「インターネットにおけるルールとマナーこどもばん公式テキスト」2005年>

## ☎ 「チェーンメール」への対応について

### チェーンメールとは

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて、大量に流通する電子メールのこと。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。

### 学校の対応

《教育委員会に対して》

- 速やかに報告し、他校へのチェーンメールの蔓延防止を図る。

《児童生徒に対して》

- チェーンメールと思われるものを他人に絶対に転送しない。  
(チェーンメールを止めても、被害を受けることはない。)
- メール文中のアドレスにアクセスしたり、メールを送ったりしない。  
(個人情報が悪用されたり、不当な請求をされたりするなどの危険性がある。)
- 同様のメールを受信した場合は、できるだけ早く保護者や学校に連絡する。

### 参考となるホームページ

- (財団法人) 日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」  
URL <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>
- (社団法人) 日本教育情報化振興会「ネット社会の歩き方」  
URL <http://www.cec.or.jp/net-walk/>
- (社団法人) 日本教育工学振興会「情報モラル指導実践キックオフガイド」  
URL <http://kayoo.org/moral-guidebook/>

<山口県教育委員会>

## ☎ 学校と警察のネット問題連携対応システム

早期対応が必要と認められるネット問題の犯罪に係る事案やいじめ事案等について、各警察署と各学校が少年安全サポーターを介して連携対応を行う。

### □ チーム構成等

学校長及び生徒指導担当者を窓口として、問題事案認知後、警察の協力が必要であると学校長が判断したものについて、市町教育委員会、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図りながら、関係児童生徒、保護者等に対する必要な指導・助言等を行う。

なお、県立学校・下関商業高等学校については、市町教委を経ずに、直接、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図る。

### □ 少年安全サポーター活動拠点・連絡先

岩国市教委	0827-43-0901	柳井市教委	0820-22-2111	光市教委	0833-74-3602
周南市教委	0834-22-8542	防府市教委	0835-25-2490	山口市教委	083-934-2863
宇部市教委	0836-29-4725	美祢市教委	0837-52-1118	萩市教委	0838-25-3558
下関市教委	083-231-1372				

<山口県警察>

## ☎ 危ない！子どもの携帯電話・スマートフォン

### メール・SNS等を介したトラブル

いじめ、誹謗中傷、デマ、画像や個人情報の流出・悪用、チェーンメール、なりすましメール、迷惑メール 等

### トラブルを誘引する可能性のあるサイト・アプリ

学校裏サイト、プロフ、出会い系、ゲームサイト、SNS、薬物系、自殺・犯罪指南、アダルト情報、オークション、オカルト、コミュニティサイト 等

### 携帯・スマートフォン等からの発信

誹謗中傷、デマ、いたずら、わいせつ画像などの有害情報、違法なものの販売 等

### 携帯・スマートフォン等での受信

わいせつ画像などの有害情報、いわゆる「援助交際」や売春の誘い、架空請求 等

### 被害の例

不登校、暴力、恐喝、強制わいせつ・売春、誘拐・監禁、薬物売買、ネット心中、殺人、フィッシング 等

### 加害・非行等の例

名誉毀損、児童ポルノ製造、わいせつ物頒布、強制わいせつ・売春、名誉毀損、架空請求、強盗致傷・恐喝、不正アクセス法違反、著作権侵害 等

このような危険から子どもを守るためには、携帯電話会社やプロバイダが提供義務のある子どもが有害サイトへ自由にアクセスできないよう閲覧を制限する「フィルタリングサービス」を利用することが必要です。

携帯電話会社は、平成21年4月から、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを付けることが法律で義務付けられました。

保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務付けられています。

<青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律>

## ネット問題相談機関

### ○ ネットアドバイザー(子どもと親のサポートセンター)

083-987-1240

やまぐち総合教育支援センター内にあり、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を実施。

### ○ サイバー犯罪対策室(山口県警察)

083-922-8983

E-mail : cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp

※ 緊急を要する情報・相談については、所轄警察署あるいは「110番」通報。

### ○ 山口県消費生活センター

083-924-0999

商品を購入したりサービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言・あっせん等を実施。ホームページも開設し、緊急情報や事故情報を啓発。

### ○ 山口地方法務局

083-922-2295 (代表)

いじめ等、人権問題についての相談業務を実施。

### ○ インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

インターネットに係わる様々なトラブル(インターネット通販トラブル、インターネット掲示板の誹謗中傷、ネット詐欺など)についての相談窓口を紹介。

### ○ 違法有害情報・相談センター(総務省支援事業)

<http://www.ihaho.jp/>

インターネット上の違法・有害情報に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口。

# □ 男子児童生徒の性の逸脱行為 ＜わいせつ行為・盗撮・下着盗等＞

## 対応のポイント

- ① 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ② 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- ④ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
    - ・5W1Hについて、知り得た情報を客観的かつ正確に伝える（メモを添えて）。
    - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
    - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
  - 保護者への緊急連絡
    - ・事案の状況等について端的に説明し、必要に応じて本人の迎えを依頼する。（連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する。）
  - 教育委員会への速報【「資料6」参照】
    - ・校長の判断で、速やかに報告する（TEL・FAX等）。
    - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- ※ 特に、携帯電話やスマートフォンを利用した盗撮等については、警察との連携が必要。

#### 発生現場・警察等への急行

- 携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。

#### 事実確認

- 被害者又は警察から確認
  - ・迷惑をかけたことを謝罪する。
- 当該児童生徒から聴取
  - ・重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- 関係した児童生徒から聴取（当該校の児童生徒の場合）
  - ・個別に事実関係を確認する。

#### 保護者への対応

- 教職員は、保護者と当該児童生徒のコミュニケーションをサポートする。
- 被害者への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言をする。
  - ・保護者も含めてしっかりと謝罪することが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ恥ずかしく、情けない思いをするかを十分認識させることができる。
- 家庭での話し合いについて適切な助言をする。
  - ・叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する（話し合いの内容：原因・背景、当該児童生徒の思い、行為の善悪等）。

### ② 対応方針協議

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
  - ・警察へ連絡し、できる限りの情報を収集する。
- 児童生徒・保護者への指導・支援
- 指導方法・高懲戒処分等の原案作成



## 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### 基本的な対応とその指導

- 非行事実及びその問題性を認識し、反省する時間を十分にもつ。
- 自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気付き、立ち直ることができるように指導・支援する。
- 社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を深めさせる。
- 警察や医療機関・児童相談所等と連携しながら指導に当たる。

### 男子児童生徒が性の逸脱行為に至るひとつのパターン

インターネット・携帯電話等による性情報への過剰なアクセスによって、偏狭な性意識を形成し、湧き上がった感情や欲望が、自己抑制されず、ストレートに表出してしまう。

### 各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネットや携帯電話の利用に向けて～

- ① 携帯電話をもつ必要があるか十分検討する。
- ② リビングなどできるだけ家族の目の届く場所にパソコンを置く。
- ③ 子どもと一緒にネットや携帯電話を利用する時間をつくるなど、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをしたりする。
- ④ 子どものネットや携帯電話の利用について常に関心をもち、利用の実態を把握する。
- ⑤ 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。
- ⑥ フィルタリングソフトやサービスを積極的に利用する。【「女子性逸脱-6」参照】  
(参照「ネット・ケータイ問題への対応について」平成22年3月)

### 当該児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、当該児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、当該児童生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 当該児童生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
  - ・担任と管理職等の複数で面談する。(必要に応じて、SCやSSWが同席)
  - ・温かい態度で接し、当該児童生徒への非難等は避ける。
  - ・関係児童生徒が複数の場合は公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する(学校ができることと、その限界についても明確にしておく)。
  - ・被害者への対応(謝罪等)について相談する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

### 未然防止・再発防止に向けた対応

- 校内における教育相談体制の充実
  - ・児童生徒一人ひとりを多面的に観察する中で、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。
- 情報モラル教育の推進
  - ・携帯電話・スマートフォン等の急速な普及により、児童生徒のインターネットの利用に係る課題が増加しており、特に、盗撮や個人情報（画像等）の拡散が問題となっている。これらは、山口県迷惑防止条例のみならず、児童ポルノ処罰法やリベンジポルノ防止法に抵触する可能性があることから、警察と連携した「ケータイ安全教室」や「非行防止教室」の開催など、情報モラル教育の一層の推進が望まれる。【「女子性逸脱-1」参照】
- 指導力向上のための事例検討会の実施

## 性非行について

### 性非行の形態

性情報の氾濫や性に対する考え方の変化など、生徒を取り巻く社会環境が変化している一方、生徒の体格の向上や意識の変化に伴い、性的な成熟が早まる傾向にあるといわれる。

ところが、それに随伴すべき社会道徳や性道徳の体得、自制心の涵養などが伴わないため、性非行に走る青少年の増加と低年齢化をもたらしている。

性非行は、その形態によって、「攻撃型性非行」、「遊び型性非行」、「利欲型性非行」、「倒錯型性非行」のおよそ四つに分類することができる。

「**攻撃型性非行**」とは、強姦、強制わいせつなどのように、暴行、脅迫、心身喪失などの状態などにおいて、婦女に暴行したり、わいせつな行為をしたりする性非行である。

「**遊び型性非行**」とは、性交等の性行為が、遊び又はその延長として捉えられるものであり、シンナー等の薬物乱用、無断外泊、不良交遊、暴走族への加入などの問題行動と関連している。

「**利欲型性非行**」とは、売春行為やソープランドで働くなど、経済的利得を目的とするものである。

「**倒錯型性非行**」とは、のぞき、下着盗、つきまとい、カミソリや汚物、薬品等による乱暴や傷害など、通常の男女間の性行為あるいは肉体的接触を目的とせず、その代償的行為で性的満足を得ようとするものである。

このうち、近年その比重を増してきているのがインターネットや携帯電話等における出会い系サイトの利用等による利欲型性非行と遊び型性非行で、不純異性交遊がその典型であり、一部売春行為の中にも見られる。不純異性交遊は、人生の重要な要素である性というものに対する正しい理解を困難にすること、生活が乱れ、売春などへとエスカレートするおそれがあること、退学、家出あるいは薬物乱用などが伴いやすく、心身に極めて悪い影響を及ぼすこと、妊娠、性病などの事態も考えられ、そのこと自体あるいはその処理の過程が心身に悪い影響を与えることなどの点で、青少年の健全な人格形成等の大きな阻害要因となりうる。

## 性非行と性犯罪

性非行を大きく分けると、性犯罪と非犯罪行為とになる。性犯罪には、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ等の性犯と、下着盗のように性的動機で行われる窃盗やのぞきのように軽犯罪法違反となるものなどがある。一方、非犯罪行為は、ぐ犯行為あるいは不良行為ではあるが、刑法等に触れる犯罪行為ではないもので、売春防止法で禁止されている売春、児童福祉法で禁止されている淫行、青少年保護育成条例で禁止されているみだらな性交等のほか、不純な性交や不純異性交遊などが含まれる。

警察庁の調べによると、補導された女子の性の逸脱行為のきっかけ、動機は、「興味（好奇心）から」という者が最も多くなっており、次いで「遊ぶ金が欲しくて」となっている。

性非行を防止するために、学校においては、生徒の発達段階に応じて、「保健体育」「道徳」「特別活動」などを中心に学校の教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識を与えるとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることなどを重点に、地域や学校の実態に応じて、性に関する指導を体系的かつ組織的に展開することが必要である。すなわち、すべての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意思決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが求められる。

いわゆる性教育の充実については指導資料の作成をはじめ各般の施策がとられているが、学習指導要領では小学校高学年から保健体育等の指導内容として位置付けられている。また、青少年の問題行動に直接間接に影響を与えるものとして、青少年を取り巻く地域環境の問題があり、有害な地域環境に対しては、適切な教育的措置を講ずる必要がある。家庭、学校、職場及び地域社会が緊密な連携の下に、一体となって青少年の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享乐的な施設等、有害な地域環境を排除し、好ましい環境に浄化していくため、関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要がある。なお、風俗営業等適性化法では、学校や図書館、児童福祉施設等の周囲200m以内の区域では風俗関連営業を営むことを禁止している。

生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」2006年>

# □ 女子児童生徒の性の逸脱行為 <出会い系サイト等を介したいわゆる「援助交際」・売春等>

## 対応のポイント

- ① 児童買春において、児童生徒は「被害者」であることを念頭に置いて対応する。
- ② 児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、対応する。
- ③ 対応は女性教職員が望ましい。
- ④ 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない。
- ⑤ 医療機関への受診、警察への通報等具体的な提案を行い、同意を得るよう働きかける。
- ⑥ 警察・少年サポートセンター・医療機関等と連携して対応する。

## 関係法令

### ■児童福祉法■ (S23.1.1施行 H27.7.15最終改正)

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(中略)

6 児童に淫行をさせる行為

→ **児童生徒は被害者**

### ■売春防止法■ (S32.4.1施行 H26.6.13最終改正)

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

※ 売春やその相手方となることは禁止されているが、罰則はない。斡旋等をした者は罰せられる。

### ■児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律■

(いわゆる「児童買春・児童ポルノ処罰法」 H11.11.1施行 H26.6.25最終改正)

主な内容：① 児童（18歳未満の者）に対し対償を供与し、又は供与の約束をして、性交等行うことを禁止

② 児童ポルノを頒布（提供）・販売・製造等することを禁止

→ **児童生徒は被害者**

### ■インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律■

(いわゆる「出会い系サイト規制法」 H15.9.13施行 H26.6.25最終改正)

主な内容：① 「出会い系サイト」を利用して児童（18歳未満の者）を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止

② 児童の「出会い系サイト」の利用禁止

③ 「出会い系サイト」の掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めること（不正誘引）を禁止

→ **児童生徒は被害者 or 犯罪者**

### ■私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律■

(いわゆる「リベンジポルノ防止法」 H26.11.27施行)

主な内容：① 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金【公表罪】

② 上記の行為をさせる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金【公表目的提供罪】

※ 私事性的画像記録：次の1～3のいずれかを撮影した画像

1 「性交（又は類似行為）に係る人の姿態」

2 「性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ（又は刺激する）もの」

3 「衣服の全部（又は一部）を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出（又は強調）されているものであり、かつ、性欲を興奮させ刺激するもの」

→ **児童生徒は被害者 or 犯罪者**

## ① 発覚のきっかけ

### 児童生徒自らが相談に来て発覚する場合

- 妊娠・性感染症等を心配して養護教諭に相談した。
- 出会い系サイト等で知り合った男にしつこくつきまとわれ、困っていると相談があった。

### 本人以外から情報が入り発覚する場合

- 知り合った相手に会いに行くべきか相談を受けた友人が、担任に相談した。
- 本人の行動がエスカレートしていくのを心配した友人が、生徒指導主任に相談した。
- 保護者から児童生徒の深夜徘徊<sup>はいかい</sup>や無断外泊の相談を受けた。
- 警察が児童生徒を喫煙・深夜徘徊等で補導・指導する中で、出会い系サイト等による児童買春被害に度々遭っていたことが分かり、連携・協力して継続的に見守る必要があることから、学校に連絡が入った。

## 初 期 対 応

## ② 状況等の把握

### 児童生徒自らが相談に来た場合

- 面談の時間をもち、詳細を聴き取る。
  - ・相談を受けた教職員が中心となるが、女性教職員が望ましい。
  - ・客観的な情報を丁寧に確認する（月経の遅れ、本人が自覚する妊娠・性感染症の可能性としての体の変調、ストーカー被害等）。
  - ・頭ごなしに児童生徒の行動や考えを否定せず、原因や背景、至るまでの経過、保護者への相談の有無等について聞き取る。
  - ・児童買春において児童生徒は被害者であることから、児童生徒のプライバシーや話したくないことについては十分配慮する。
- 留意点
  - ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、児童生徒から信頼されたその教職員の存在を組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
  - ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の支援を受けることが必要である部分について本人に説明し、納得の上で支援を行う。
  - ・保護者への連絡、医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し、同意を得るよう働きかける。
  - ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんと関わり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。
- 面談後、保護者に児童生徒の考えや状況を連絡する。
  - ・家族に隠しておきたいと考える児童生徒も多いことから、本人の心情を十分考慮し、保護者に対して理解と配慮を求める。

### 保護者から相談を受けた場合

- 面談の時間をもち、詳細を聴き取る。
  - ・担任・養護教諭・生徒指導主任等が面談の中心となるが、女性教職員が望ましい。
  - ・客観的な情報を丁寧に確認する（深夜徘徊<sup>はいかい</sup>、無断外泊、月経の遅れ、妊娠・性感染症の可能性、ストーカー被害等）。
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、原因や背景、経過等について聞き取り、保護者や児童生徒への非難は避ける。
- 留意点
  - ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
  - ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の支援を受け入れることが必要である部分について保護者に説明し、了解を得た上で支援を行う。
  - ・医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し同意を得るよう働きかける。
  - ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんと関わり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。
  - ・教職員に隠しておきたいと考える児童生徒も多いことから、保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒からの聴き取りについて考慮する。

### ③ 連絡及び対応方針協議

#### 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 児童生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。

#### 関係機関との連携

- 必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。
  - ・妊娠・性感染症等の可能性等が認められる場合→医療機関
  - ・犯罪性が認められる場合→警察、少年サポートセンター
  - ・入学直後及び逸脱行為に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所

## 初期・中期対応

### ④ 基本的な対応・指導

- 対応・指導の方向
  - ・いわゆる「援助交際」等の問題性・危険性を認識させ、反省させる（犯罪行為となりうること、凶悪犯罪につながる可能性があること、性的関係をもつことの心身のリスク等について）。
  - ・心理的不安を解消させる（自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気づき、立ち直ることができるように指導・支援する。）。
  - ・社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を徹底させる。
  - ・いわゆる「リベンジポルノ」について、自分の下着姿や裸の写真を「撮らない。」「撮らせない。」「撮られない。」「自ら撮って送らない。」こと、インターネットに公表されると短期間のうちに拡散し、取り返しのつかない事態に陥ることなどについて指導する。
- 留意点
  - ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、児童生徒の実態に応じた個別な対応が必要である。
  - ・教職員として、「自分だけではない。」という安心感や「人に後れをとりたくない。」という誤った価値観、簡単に金品が手に入ることへの期待感や楽しさなどから安易に性的関係をもってしまうことに、真正面から反対する必要がある。
  - ・単なる叱責や説諭に終わらず、いわゆる「援助交際」等に至った心情や背景に迫り、自己の課題や家庭生活における問題点を考えさせる。
  - ・薬物乱用とのかかわりの有無を確認する。
  - ・他の児童生徒が関係している場合もあるので、交友関係・人間関係等にも十分注意を払いながら指導する。

#### いわゆる「援助交際」は誰にも迷惑をかけているわけではない、と言う児童生徒に対しての指導

- 人間の尊厳や正しい人間関係を失わせ、自分を傷つけ、人生を大切にしていない行為であることを理解させる。
- 人は生きていく上で必ず社会と関わりをもつものであり、またそうしないと生きていくことはできない。迷惑をかけていないと思うことは独りよがりな考え方であること、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることに気付かせる。

- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
- 少年安全サポーター等による立ち直り支援

**未然防止・再発防止に向けた対応**

- 校内における教育相談体制の充実
  - ・ 児童生徒一人ひとりを多面的に観察し、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・ きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。

**関係機関との連携**

- 性的被害に理解のある産婦人科医等、地域の関係機関を調べ、必要に応じて連絡するとともに、養護教諭等が情報を集約して保管する。

**「出会い系サイト」による犯罪から自分の身を守るための3つのNO！**

**見ない！！**

- 興味があっても、「出会い系サイト」は見ない。
- 「出会い系サイト」の広告メールが届いても誘いに乗らない。
- 「出会い系サイト」からのメールが届かないようにするための対策をする。

**書き込まない！！**

- 知らないアドレスから来たメールには返信しない。
- 「出会い系サイト」には、絶対に書き込みしない。

**絶対会わない！！**

- 「出会い系サイト」、「チャット」等、インターネット上で知り合った者とは絶対に会わない。

＜警察庁 「気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ」 2005年＞

**携帯電話が子どもにもたらす弊害**

① 子どもが違法・有害情報にさらされていること

インターネット上にはわいせつな情報、暴力的な情報、犯罪に巻き込む情報など様々な違法・有害情報が存在する。子どもたちは携帯電話を通じて、いつでもどこでもインターネット上の情報に直接的に接することができるため、子どもは保護者や教員の知らない間にこれらの情報にさらされることとなっている。

【違法情報】 児童ポルノ画像、覚せい剤の販売に関する情報等の情報自体が違法であるもの

【有害情報】 違法情報には該当しないが、子どもの健全育成上有害と見られる情報

② 子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれたりする危険性が高まっていること

ア 違法・有害情報により子どもが重大な影響を受ける危険性

携帯電話により、子どもが違法・有害情報に接することが容易になるとともに、不特定の人と容易に結びつくことが可能となっている。その結果、子ども自身が重大な影響を受け、逸脱行為や犯罪に走る契機となることが懸念されている。

＜逸脱行動の例＞

- ・ 子どもたちが、性暴力を肯定する描写に触れ、「皆やっている。」、「被害者も喜んでいる。」等と認識し、現実世界で性犯罪を犯すこと。
- ・ 子どもたちが、家出サイトに掲載されている家出の体験談などをきっかけに家出をしたり、ひったくり等の共犯者を募集する書き込みをきっかけに非行少年グループを形成して犯罪を敢行したりすること。

- ・ 子どもたちが、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけにオーバードーズ（薬の過剰摂取）、リストカット等の危険な行為に走ること。
- ・ 誰もが援助交際をやっているという情報や避妊等に関する誤った情報が子どもたちの中で広がるとともに、現実の情報であると錯覚して模倣する子どもも出てくること。

#### イ 出会い系サイトなどを通じて子どもが福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

子どもを対象とする犯罪を大人が携帯電話を介して仕掛けることにより、子どもが児童買春や児童ポルノ製造等の深刻な被害に遭っている状況がある。

いわゆる出会い系サイト規制法により18歳未満の子どもによる出会い系サイトの利用防止対策がとられているが、利用の際の年齢確認は基本的に自主申告であるため、子どもが18歳以上と偽って簡単に利用できる状況にある。また、迷惑メールの80%が出会い系サイトの宣伝であり、子どもが興味半分でアクセスする危険性も高い。このほか、ゲーム、掲示板、チャット等出会い系サイト以外のものも、見知らぬ人との出会いの機会を提供している（総務省資料「通信・放送の現状」平成18年1月20日）。

#### ウ 子どもの携帯電話の悪用による被害の深刻化

子どもが携帯電話を容易に用いることにより、相手の気持ちを考えずに誹謗中傷等をメールで仲間内に瞬時に配信して相手を深く傷つけたり、トラブルを起こしたりすることがある。また、子どもたちが他の子どもに暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影してメールで配信した事例に見られるように、携帯電話によって被害画像が瞬時に配信され、被害が拡大・深刻化することがある。

### ③ 子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

携帯電話は、いつでもどこでも利用できるため、使いすぎの弊害がある。特に、メールのやり取りが延々と続くなど過度にのめり込む結果、携帯電話に振り回される「メール依存」の状態に陥ることもある。これらにより、子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されている。

#### <懸念される子どもの行動例>

- ・ 食事中や懇談中にも携帯電話を利用し続ける。
- ・ 携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話が止められた途端にパニックになる。
- ・ 携帯電話の利用に過度に時間がとられた場合、睡眠時間が減るなど生活が不規則になるほか、戸外での遊びや友達と直接会話をすることなど多様な活動を行わなくなる。
- ・ メールによりすぐ連絡がとれるため、人との連絡において即応を求める。
- ・ 些細なことで友達関係を解消するなど、人間関係において短絡的な思考を行う。
- ・ 校則で携帯電話の持ち込みが禁止されていても持ち込む。見付かっても黙認されることもあり、携帯電話を持っていない子どもや持ってこない子どもが不公平感や不満を募らせる。

<バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書」2006年>



## インターネットの有害情報から子どもたちを守るために

### 保護者としてなすべきこと（フィルタリングの利用）

パソコンを利用する際に、子どもたちを有害情報から守るには、保護者の皆さんがお子さんと一緒にインターネットを利用することが一つの方法です。お子さんにとっては、保護者とのコミュニケーションが図れるチャンスとなるだけでなく、お子さんがどのようなことに興味・関心を抱いているかを知るなど、子育ての上で貴重な情報源となることも考えられます。しかし、お子さんの自立を促すためには、いつまでも一緒に活動することはできないため、被害防止の一方法として、フィルタリングを利用することが考えられます。

また、普及の著しい携帯電話等については、お子さん個人の使用となるため、深刻なトラブルの発生を防ぐためにも、家庭でのルールづくりや有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの利用等の対策が必要です。

- フィルタリングとは  
フィルタリングとは、子どもたちにとって好ましくないインターネット上の有害情報を自動的に遮断するプログラムやサービスのことである（ただし、フィルタリングを利用しても防御できない情報もある）。
- パソコンのフィルタリングの利用  
パソコンのフィルタリングには、無料のものからプロバイダが提供するものまで、様々なものがあり、代表的なものはパソコンにインストールするものである。詳しくは、財団法人インターネット協会のホームページで説明している。

フィルタリング情報ページ～フィルタリングでインターネットをもっと楽しく～

URL <http://www.iajapan.org/rating/> （財団法人インターネット協会）

- 携帯電話等のフィルタリングの利用  
携帯電話等のフィルタリングについては、平成21年4月1日から、携帯電話会社は、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを提供することが法律で義務付けられている。また、保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務づけられている。  
フィルタリングサービスの利用等については、保護者の判断に委ねられているが、その判断は、子どもの希望に応じるのではなく、子どもの年齢や成長等を考慮して、保護者が行なうことが大切である。

### 参考となるホームページ

- インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集（教師・保護者版）  
URL <http://www.iajapan.org/rule/rule4child/a-index.html>
- 情報通信白書 for Kids 「総務省」  
URL [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/kids/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kids/index.html)
- 著作権Q&Aシリーズ「社団法人著作権情報センター」  
URL <http://www.cric.or.jp/qa/>

### トラブルなどについての相談窓口

- 契約先のISP（インターネットサービスプロバイダ）
- 山口県警察サイバー犯罪相談窓口  
TEL：083-922-8983 Email：cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp  
※ 緊急を要する情報・相談については、所轄警察署あるいは「110番」通報
- 山口県消費生活センター（相談専用）  
TEL：083-924-0999
- ネットアドバイザー（子どもと親のサポートセンター）  
TEL：083-987-1240

<山口県教育委員会>

## □ 万引き＜学校へ通報があった場合＞

### 対応のポイント

- ① 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ② 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 直接叱らず、保護者と児童生徒のコミュニケーションのサポート役になる。
- ④ 万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 初 期 対 応

### ① 初 動 対 応

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。
- 保護者への緊急連絡
  - ・店舗または警察への本人の迎えを依頼する。（連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する。）
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

#### 発生現場・警察等への急行

- 携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。

#### 事実確認

- 店舗または警察に確認
  - ・迷惑をかけたことをまず謝罪し、事実を正確に聞き取る。
- 当該児童生徒から聴取
  - ・児童生徒自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
- 同行者から聴取（自校の児童生徒の場合）
  - ・一人ひとりの関わりを個別に確認する。

#### 保護者への対応

- 教職員は、保護者と児童生徒のコミュニケーションをサポートする。
- 店舗への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言を行う。
  - ・特に、初犯の場合、初めてだからと曖昧な説諭だけで終わらない。保護者も含めてしっかりと謝罪させることが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ迷惑するかを十分認識させることができる。
- 家庭での話し合いについて適切な助言をする。
  - ・叱るだけではなく、内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する。（話し合いの内容：原因・背景、当該児童生徒の思い、行為の善悪、初犯かどうか等）
- 今後、学校と家庭が連携し、適切な指導・支援を行っていくことを確認する。
  - ・**高** 懲戒処分等が考えられる場合、翌日以降の来校を依頼する。
- 保護者とともに自宅へ帰す。
  - ・保護者が来ることができなかつた場合は、教職員が自宅まで送り届ける。
  - ・保護者が不在の場合は、保護者の帰宅を待って児童生徒を引き渡す。

## ② 対応方針協議

### 関係者による対策会議の開催（※ 以後、必要に応じて開催）

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への対応

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### 当該児童生徒からの詳細確認

- 詳細を聴取
  - ・原因（動機）、万引きに至るまでの経緯、関係した児童生徒、背後関係、初犯かどうか等
  - ・家庭での指導内容
- 万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- 家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。

### 集団万引き、いじめの被害児童生徒が脅かされて実行、ネグレクト等が分かった場合

- 個別面談やアンケート等を行い、実状を正確に把握する。
- 必要に応じて、他の児童生徒にも同様の事情聴取・指導を行う。
- SSW等の専門家、警察・児童相談所等の関係機関と連携する。

### 関係者による対策会議の開催

- 情報整理
  - 指導方法・高懲戒処分等の原案作成
- ↓ 事案により

### 職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・高懲戒処分等の決定

### 当該児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、当該児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、学級担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、児童生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 当該児童生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
  - ・担任と管理職等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、当該児童生徒への非難は避ける。
  - ・関係児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解し、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることとその限界についても明確にする）。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
  - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
    - 〔 「社会生活上のきまり・法を守る。」 「あいさつをする。」 「してはいけないことはしない。」 「他人に迷惑をかけない。」 「時間を厳守する。」 「授業中の態度をきちんとする。」 等
  - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔 学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
    - 〔 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
  - ・ 毅然<sup>きぜん</sup>とした粘り強い指導
    - 〔 問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実
    - 〔 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底

#### □ 万引きに対する児童生徒の意識や現状についての共通理解

- ◆ 「万引き」は、初発型非行とはいえ、明らかな「窃盗罪」である。さらに、警備員等の制止を振り切り、けがを負わせ逃亡すれば、「強盗傷害罪」等凶悪犯罪となる。
- ◆ 複数の商品を万引きしている場合は、初犯でない場合が多い。多くの場合、菓子や文具から始まり、次第に高額なものに手を出すようになる。
- ◆ 集団で計画的に万引きするケースも見られる。
- ◆ 万引きした商品が、校内で売買されることもあり、児童生徒の様子・うわさ等に十分注意する必要がある。
- ◆ 家庭や学校における発覚のきっかけ
  - ・ 保護者が知らない持ち物、小遣いに見合わない持ち物や金銭を持っている。
  - ・ 万引きが見つからなかったことを自慢している。
  - ・ 品物の売買の話をしている。

- 非行防止教室の開催・少年リーダーズ活動の実施
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者との連携強化

### 関係機関との連携

- 児童生徒の動向の把握
  - ・ 児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
  - ・ 近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
  - ・ 管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、J R等の交通機関、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を、定期的に訪問し協力を要請する。
  - ・ 訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

## 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導の基本

学級担任・ホームルーム担任の教員は、児童生徒の学校生活の全体にかかわることが多いので、児童生徒に対する生徒指導の機会が多いと言えます。

学級・ホームルーム内では、基本的な生活のルールにかかわる指導の場面が様々に起こり得ます。小学校段階であれば、児童のわがままな態度やちょっとしたことでの友達との衝突もあります。中学校・高等学校段階では、規則に公然と違反する行動や、他者を否定するような言動が見られる場合もあります。

学校においては日常の問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを理解させる毅然とした指導が大切です。そのためには、「社会で許されない行為は、子どもでも許されない」といった学校全体の基本的な指導方針の下、学級・ホームルームでも児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の方針を明確に示し、児童生徒や保護者に対して「社会の一員」としての責任と義務の大切さを伝えていくことが必要です。

もちろん、そうした指導は、児童生徒一人一人に対する温かな態度や教育的愛情を前提としたものであるのは当然のことです。つまり、毅然とした生徒指導とは、学校生活に起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと自覚させ、健全な成長が図られるよう温かく粘り強く指導していくことです。

また、問題が起こる前に、学級担任・ホームルーム担任は、日頃から児童生徒の自己理解や社会認識を深め、自己指導能力を培う生徒指導の充実を図ることが必要です。このような生徒指導の充実は、児童生徒の自己指導能力を高めていくような、適切な情報提供や案内・説明、活動体験などであり主に集団指導の場面で行われていくものです。

学級担任・ホームルーム担任は、児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の充実を図ることが大切ですが、その際、学年の担任の連携協力はもとより、生徒指導部をはじめ、他の校務分掌との連携協力を深めていくことが効果的でしょう。

<文部科学省 「生徒指導提要」2010年>

## □ 校内での盗難＜児童生徒の所有物の場合＞

### 対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ④ 「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 状況確認（１）

- 被害児童生徒から、5W1Hについて聴き取る（担任、生徒指導主任等）。
  - ・嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
  - ・高価な物や大金が盗難にあった場合、学校へ持ってきたことを責めない。
  - ・持ってきていることを周りの児童生徒に話したのかどうかを確認する。

#### 状況確認（２）

- 複数の教職員で現場に向かい、状況を確認する。
  - ・メモ用紙・筆記用具・カメラ等記録できるものを持参し、詳細に記録する。
  - ・盗難前後の被害児童生徒及び周辺児童生徒の動きと、外部侵入者の可能性について調査する。
- 被害児童生徒が、周りの児童生徒からの聴き取りや調査を了解している場合は、できるだけ多くの児童生徒から情報を収集する。
  - ・他の児童生徒への聴き取りや調査等の際には、被害児童生徒のプライバシーに十分配慮する。
  - ・アンケート調査等で全員に情報提供を求める方法も考えられる。
  - ・「犯人探し」の印象を与えないようにする。
- 授業担当者・盗難があった場所の管理担当者等から聴き取る。
  - ・盗難があったと考えられる時間に、不審な行動をとった児童生徒をピックアップする（授業への遅刻、授業中教室から離れるなど）。

#### 警察による現場検証

- 児童生徒に混乱が生じないように配慮する。
  - ・児童生徒への「指紋採取」を求められた場合は、児童生徒の動揺等を考慮し、極めて慎重に判断するとともに、必ず保護者の了解を得る。

#### 連絡・速報及び情報管理（１）

- 管理職（校長・教頭）への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、できるだけ早く校長へ）。
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。

#### 連絡・速報及び情報管理（２）

- 被害児童生徒の保護者への連絡
  - ・盗難の事実と、現在分かっていることを伝える。
  - ・学校管理下で起こったことに対して謝罪する。
  - ・警察署への「被害届」の提出について意向を聞く。
- 所轄警察署への通報
  - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく所轄警察署へ協力を依頼する。
- 教育委員会への速報
  - 【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
  - ・児童生徒・教職員等から集まった情報を整理する。
- 具体的な対応策の検討
  - ・被害児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

初 期 ・ 中 期 対 応

## ③ 全校児童生徒への指導

### 臨時の学級活動（ホームルーム活動）、学年集会、全校集会等の実施

- 日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- 盗難被害があったことの説明
  - ・被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
- 指導
  - ・「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。
  - ・貴重品管理の在り方を指導するとともに、ものを大切にする態度を育てる。
  - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。  
(「犯人探し」により児童生徒同士が疑心暗鬼となり、「うわさ」によって「いじめ」等に発展する恐れがある。)

加害者が児童生徒であれば、「二度としないようにしよう。」と思わせる指導が第一の目的

- 調査
  - ・被害児童生徒がたいへん困っていることを伝え、何か知っていることがあれば、情報を提供してほしいことを伝える。秘密は絶対にも併せて伝える。
  - ・必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。

### 不審な児童生徒への対応

- 個人面談の実施
  - ・実施する際は、事前に保護者の了解を得る。
  - ・定期面談や別の理由での呼び出し等を活用し、この件で呼ばれたことが他の児童生徒に分からないようにするなど、細心の注意を払う。
  - ・威圧的な態度はせず、まず被害者の心情を十分に伝えるとともに、不審な行動を取った理由等について尋ね、不条理な点を筋道立てて明らかにしていくスタンスで臨む（最初から犯人扱いしない。間違っていた場合、取り返しがつかないことになる）。
  - ・面談が長時間に及ばないように留意する。
  - ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に行う。

## ④ 被害児童生徒・保護者への対応

### 被害児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・嫌な思いをしたことについて共感的に理解する。
  - ・できる限りの手立てを講じ、再発防止に努めることを約束する。
  - ・貴重品等は持参しないこと、どうしても持参せざるを得ない場合は担任に預けることを指導する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

## 家庭訪問の実施

- 担任と管理職等複数で実施する。
- 学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
- 盗難にあった状況と学校の対応について時系列で説明し、誠意をもって対応する。
  - ・全校集会等の指導内容を説明するとともに、「犯人探し」をしているわけではないことを理解してもらう（学校は警察ではなく、教育の場である）。
  - ・加害児童生徒が判明している場合は、加害児童生徒に対する学校の指導方針を説明する。

## ⑤ 加害児童生徒・保護者への対応（判明した場合）

### 加害児童生徒への対応

- 加害児童生徒の情報が、他の児童生徒に伝わらないよう留意
- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 特別指導（高懲戒処分）の実施
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
  - ・担任と管理職等の複数で面談。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
  - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校として支援できる内容についても明確にする）。
  - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

## ⑥ その他

- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合、加害児童生徒の背後に虐待の可能性がある場合→児童相談所
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 児童生徒の動向の掌握
  - ・計画的な校内巡回を強化する。
  - ・保健室利用の動向について、教職員間の連携を十分にとる。
  - ・各授業の始まりと終わりの時刻を厳守する。
  - ・遅刻児童生徒、早退児童生徒を把握する。



- 貴重品管理の徹底
  - ・ unnecessary 貴重な品を学校に持ち込ませない。
  - ・ 貴重品袋の活用等、管理体制を充実させる。
  - ・ 学校で集金する際は、必ず朝一番に行く（業者へ依頼する場合も）。
  - ・ 自己管理意識の高揚を図る。
- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
    - ┌ 「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等
  - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
    - ┌ 学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
    - ┌ 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
  - ・ 毅然とした粘り強い指導
    - ┌ 問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
    - ┌ 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 非行防止教室の開催

## 🔍 心を育てる生徒指導 ～犯人探しが目的ではない～

### 1 小2学級児童全員の指紋採取

他県のある公立小学校で、落書きが発見された小学校2年生29人全員の児童の指紋を採っていた（2001.6.11付け「朝日新聞」）。

新聞報道によると、2年生の空き教室にあった運動会の応援用のポスターに、落書きが書いてあったり、足跡がついていたりした。このような落書きは他の日にもあった。そこで担任の女教師（25）は、「悪いことをすると分かるんです。」と言って、子どもたちの中指をスタンプ台に押しさせて29人全員の指紋を一枚の紙に採った。こうすれば、犯人が分かるのを恐れて、落書きをした児童が名乗り出ると予測したようだ。

ところが、肝心の落書きをした児童は全く別の学年だったのだ。

保護者からの指摘で、学校側はすぐに保護者会を開催。謝罪し、指紋の紙は校長が破棄。学校長は「指紋を採るまねをしてこらしめようと考えたようだ。軽率と言わざるを得ず申し訳ない。」とコメントしている。

### 2 何が問題なのか。

ところで、この「事件」の背景は何か。

第一の問題は、「犯人の発見」に指導の軸を据えてしまったことである。つまり、問題行動が教室で発生したときの指導の押さえどころはどこなのか、ということを担当が的確に把握できていなかったことが問題なのだ。犯人が名乗り出ようが出まいが大した問題ではない。この「事件」を通して、子どもたちを一回り大きく成長させるという視点をもつべきだったのである。

第二の問題は、「脅し」による方法をとってしまったことにある。中には、このことで傷ついた子もいたはずである。指紋採取は、心の傷を考慮しない残酷な方法であったということである。生徒指導とは、そのプロセスにおいても、結果も、豊かな人間的発達や成長を促すことが最大のポイントである。子どもたちの心を傷つけてでも犯人が発見できればよいわけではない。

### 3 心を育てる指導を

この場面での指導ポイントは何か。それは、クラスの友達が心をこめて書き上げた運動会の応援ポスターを、誰かが故意に汚したこと、足で踏みつけるなどという心ない行為をしたことにある。そういう心ない行為に対し、汚された友達の悲しみと辛さを共感的に受け止めさせることにある。そして今後、友達の心のこもった作品を大切に作る気持ちが全員に醸成できれば、指導は大成功といえる。

このように、心を育てる生徒指導のコツを、ぜひ全教員に習得させたいものである。

＜日本教育新聞社 「週刊教育資料 NO.724」 2001年＞

### リフレーミングとは

あなたが仕事のことで失敗して落ち込んだとき、友人のAさんは言いました。「もう済んだことだ。失敗は水に流して、また、やり直しをしようよ。」

別の友人のBさんは言いました。「失敗してこそ、はじめて僕たちはどうしたらうまくやれるか分かるんだから、次の成功のためのよいやり方が学べた、ということだよね。」

さて、Bさんが言ってくれたこと、これが「リフレーミング」です。

「リフレーミング」とは、人の固定観念を変えて、自己肯定感と安心感を取り戻し、気持ち楽になってもらうための援助です。

つまり、子どもたちの固定観念を変えるための柔軟なかかわり方であり、それができるためには、教師自身も時に陥りやすい固定観念から自由になることが求められます。

#### 【事例】

4年生女子。低学年より盗癖があり、2年の時、万引きをしてしまった。3年になると、特別教室の小物や集金にまで手を出してしまった。担任・学年主任で親を指導したが、母親は認めず、改善の兆しは見られなかった。4年になり、何かなくなると級友に疑われ、暗い雰囲気であった。担任はなるべく声をかけるよう心がけ、日に日に明るくなっていったが、そんなある日友達のマスコットを盗ってしまった。

#### 【A】よくあるかかわり例

教員：こら、それは〇〇ちゃんのじゃないの。

児童：（黙ってうつむく。）

教員：人の物を盗ってはいけません。

児童：（さっと逃げようとする。）

教員：こら、待ちなさい（と手を掴む）。ちゃんと〇〇ちゃんに謝りなさい。

児童：（泣いて、さらに逃げようとする。）

教員：泣いてもだめよ。ちゃんと謝りなさい。（〇〇のところへ連れて行く。）

児童：（教員に促され）・・・ご・め・ん・な・さ・い・・・。

#### 【B】望ましいかかわり例

教員：〇〇ちゃんの、盗っちゃったのね？

児童：（うなずく。）

教員：手に入ってうれしかったかな？

児童：（首をかしげる。）

教員：これが本当に欲しかったのかなあ？

児童：（考えながら首をかしげる）

教員：本当に欲しいのは何だろうね。

児童：（じっと考える。）

教員：・・・友達と一緒に楽しく笑ったり遊んだり・・・することじゃないのかな。

児童：（大きくうなずく。）

教員：（児童の手を取って）先生はね、△△ちゃんに幸せになって欲しいんだよ。子どもたちにはみんな幸せになって欲しいんだよ。（担任が涙を流しながら手を握る。）

児童：（涙を流しながらうなずく。）

#### 【アドバイス】

【A】では、悪いことをしたという前提が、全体をわたって流れています。叱る人と叱られる人という関係が続いています。【B】の教師は、価値判断のないところからスタートしています。結果の善し悪しでなく、そこに至るプロセスに言及することで、自然に子

どもに考える機会を与えています。物を盗るということからもっと大きな目標にテーマが変わっているのがわかります。この子は、この日以来、問題行動を起こすことが少なくなり、ドリル学習を1番に終わらせるなど、生活全般に意欲的になり、現在も常に友達と共に行動できる明るい姿を見せています。

＜吉本武史 「教師だからできる5分間カウンセリング」2000年＞

## 「持ち物検査」について

### 基本的な考え方

学校における教育活動は、教職員と児童生徒、児童生徒同士等の信頼関係の上に立って営まれるものであり、むやみに全校生徒一斉の「持ち物検査」を実施するなどの行為は、児童生徒の人格を傷付けることにつながる恐れもあるため、基本的には適切ではない。

### ナイフ等の刃物により学校の安全が脅かされる恐れがある場合

学校の安全が脅かされる恐れがあり、児童生徒や教職員の安全確保のために校長が必要であると判断した場合には、「持ち物検査」を実施することを妨げるものではない。

その場合には、あらかじめ児童生徒・保護者にその目的・必要性等について説明を行い、理解を求めるとともに、例えば本人から自主的に提出させるようにしたり、一斉検査ではなく個別の検査を実施したりするなど、状況に応じた適切な方法で実施することが重要である。

### 法令上の記載

所持品については、現行犯でない限り「正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、(押収を受けることのない権利は)侵されない(憲法第35条)」し、法律上も、令状なしにできるのは逮捕された者の凶器所持だけに限定されている(警察官職務執行法第2条)。

### 裁判例紹介

- 埼玉県立高校で起きた生徒間のナイフによる刺殺事件(平成元年)  
「学校ないし教師がみだりに生徒の所持品検査を実施することは、生徒のプライバシー等の人格権を侵害する危険性が極めて高く、その教育効果に鑑みれば、高校教諭に事故発生の危険性を具体的に予測させるような特段の諸事情があれば格別、そうでない限りは、所持品検査を実施すべき義務まではないと解するのが相当である。」と述べた。  
(平4.1.28 浦和地裁)
- 長野県立高校で2年生の男子が上級生に包丁で刺殺された事件(平成4年)  
「学校側は、少年の所持品を検査するなどして、他の生徒の身体への危害を防止すべきだった。」「上級生の少年を出席停止や退学処分にして、校内に暴力団的体質が影響しないよう防止すべき注意義務があったのに怠った。」と述べ、学校側の過失を認めた。  
(平11.9.28 東京高裁)

＜山口県教育委員会＞

## □ 薬物乱用〈学校へ通報があった場合〉

### 対応のポイント

- ① 複数の教職員で発生現場・警察等へ急行し、状況を確認する。
- ② 警察・医療等関係機関と連携協力体制をとる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 薬物の使用は重大な違法行為であることについて指導する。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 発生現場・警察等への急行

- 携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。
- 発生現場での対応
  - ・複数の教職員で対応し、児童生徒の行為を中止させる。
  - ・当該児童生徒が正常な状態ではないことを念頭に、安全には十分配慮する。
  - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
  - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。



#### 教職員・周囲の者に危険が及び可能性や明らかに薬物等の使用が認められる場合

- ・躊躇なく 110 番通報する（所在地を的確に伝える。）。
- ・最低 2 m 以上距離を保ち、児童生徒から絶対に目を離さない。

#### 明らかに体に変調をきたしている場合

- ・救急車を手配する（119 番通報は、できれば固定電話を使用する。）。
- ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
- ・付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。

#### 状況確認

- 通報者・警察等から確認
- 当該児童生徒から聴取
  - ・酩酊あるいは興奮状態にある場合は、無理に聴き取ることはしない。
- 同行者から聴取
  - ・一人ひとりの関わりを確認する。



#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5 W 1 H について、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。
- 警察への通報
  - ・躊躇なく 110 番通報、又は所轄警察署へ連絡する。
- 保護者への緊急連絡
- 関係学校への連絡
  - ・関係者に他校の児童生徒がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、速やかに報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催(1)

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への指導・支援

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### 当該児童生徒からの詳細確認（警察・医療機関による対応後）

- 詳細を聴取
  - ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
  - ・原因（動機）、薬物使用に至るまでの経緯、関係した児童生徒、背後関係、初犯かどうか、薬物の入手先・入手方法等を確認する。
  - ・児童生徒の生活状況や交友関係を把握する。
- 薬物の使用は重大な違法行為であることや家庭・学校等への影響の大きさ等について、十分に指導する。

#### グループでの乱用・不良集団や暴力団との関係が分かった場合

- 個別面談やアンケート等により、実状を正確に把握する。
- 必要に応じて、他の児童生徒にも当該児童生徒と同様の事情聴取・指導を行う。
- 保護者・警察と連携して対応する。

#### 依存度が高く一人で定期的に乱用しているような場合

- 保護者・医療機関と連携し、治療的な対応を行う。

### 関係者による緊急対策会議の開催(2)

- 情報整理
- 指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

### 当該児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、当該児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・薬物の健康への悪影響、薬物に関する誤った知識の是正等について指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、児童生徒の気持ちを理解する。
  - ・友人関係や生活習慣の改善、目的意識の高揚等について支援する。

連携した対応・支援

### 当該児童生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
  - ・担任と管理職等の複数で面談する（必要に応じて、SCやSSWが同席）。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・これまでの保護者の苦悩を理解し、ねぎらう。
  - ・温かい態度で接し、児童生徒への非難は避ける。
  - ・関係児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。

- ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
- ・薬物の使用は重大な違法行為であることについて再度指導する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

- ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にしておく）。
- ・帰宅時間や就寝時間等、家庭生活のルールを作り、健康的な生活を取り戻すよう助言する。
- ・児童生徒の心身の保護を第一に考えることが重要であるため、医療機関等との連携の必要性を伝える。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

### その他

- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化・具体化
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業時間中の態度をきちんとする。」等
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解
    - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進
  - ・毅然とした粘り強い指導
    - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
    - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 薬物に対する児童生徒の意識や現状についての共通理解

#### ◆薬物乱用を疑わせるサイン

##### 初期段階

- ・薬物乱用のための道具らしき物を持っている。
- ・薬物のことが話題に出るといやがる、あるいは必要以上に興味を示す。
- ・会話の中に薬物を連想させる言葉が出てくる。 等

##### 危険段階

- ・心身面
  - 極端な体重減少、体調不良、注意力が散漫になる、記憶があやふやになる、目の焦点が合わない、頻繁につばを吐く、舌がもつれシンナー臭がする。 等
- ・態度・行動面
  - 気分や態度が変わりやすくなる、薬物に関する話題をいやがる、活力・気力が低下してくる、成績が極端に落ちる、学校を休みがちになる、友達関係が変わる、家族と口をきかなくなる、家に寄りつかなくなる、金遣いが荒くなる。 等

- 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者との連携強化

## 関係機関との連携

- 児童生徒の動向の把握
  - ・児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
  - ・近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
  - ・管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、JR等交通機関、大型店舗、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等へ、定期的に訪問し、協力を要請する（名刺・連絡先等を渡す）。

## 薬物の種類

### シンナー

ビニール袋や空き缶などに入れ、気化したものを吸引する。急激に酩酊状態となり、依存性も強い。

乱用を続けると脳が萎縮し、意識障害、記憶力低下、幻覚・妄想などを引き起こすほか、内臓など身体全体に障害が起こる。成長期の青少年にあっては、骨や筋肉などの発育を阻害する。大量摂取で呼吸困難となり、死に至る。

### 覚せい剤（スピード、ヒロポン、シャブ）

一般的にアンフェタミン、メタンフェタミンの2種類の興奮剤を指す。主に静脈注射によって摂取され、一時的に気分が高揚し、自信を増し、疲労感がとれる。

効果が薄れると激しい疲労感、憂鬱感に襲われ、連用していると耐性が上昇する。依存性が非常に強く、これが進むと中枢神経に異常をきたし、幻覚・妄想、記憶力の低下などを引き起こす。使用を止めても症状が再燃（フラッシュバック）する。また、大量に摂取すると死に至ることもある。

### MDMA（エクスタシー）

覚せい剤類似の構造をもつ化学薬品を合成した麻薬の一種である。本来は白色粉末だが、多くは様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多く、抵抗感なく安易な気持ちで使用してしまう恐れがある。

興奮作用と幻覚作用を併せもち、脳や神経系を破壊するなどの悪影響がある。また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝障害や記憶障害などの症状が現れることがある。

### 向精神薬

睡眠薬・鎮痛剤などの中枢神経に作用する医薬品の総称である。元々は不眠やいらいらなどをなくすための薬だが、乱用すれば麻薬となる。身体の緊張を解きほぐし、リラックスした気分をもたらす。

乱用が重なると慢性的な倦怠感が現れ、筋肉の運動機能も低下してまともに歩けなくなる。感情は不安定で妄想も現れ、突然凶暴になったり、判断力が低下したりするなど、心身への障害が生じる。

### 大麻（マリファナ）

大麻草（アサ）の葉を乾燥させて吸煙する。吸煙後しばらくすると、時間や空間の感覚が異常になり、意味もなく高笑いするなど訳が分からない興奮状態になることがある。

様々な脳障害、意識障害、幻覚・妄想、記憶力の低下などを引き起こす。遺伝をつかさどる染色体への悪影響も報告されている。

### コカイン

南米原産のコカという木の葉を原料とした麻薬である。粉末結晶状のものを主に鼻から直接吸引する。中枢神経を興奮させる作用があり、作用が速く強烈な分、毒性も強い。気分の爽快感や多幸感をもたらされる。

幻覚・妄想などの他に、皮膚の下を虫が這い回っているような感覚に襲われる。大量摂取の結果、痙攣や呼吸困難に陥り、死に至る事故が多い。

### アヘン・ヘロイン

ケシの実を原料とする麻薬である。ヘロインは、アヘンに含まれるモルヒネから作られる麻薬である。その心身への影響があまりにも強いため、現在では医療上の使用も禁止されている。静脈注射によることが多く、落ち着いた気分と多幸感をもたらす。

乱用を中断すると悪寒や嘔吐、神経過敏症など強烈な禁断症状に苦しむ。大量摂取により呼吸困難から死に至る。

## □ 家出

### 対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 保護者に対して、所轄警察署に「家出人搜索願」を早めに提出するよう勧める。
- ④ 警察等関係機関と最大限の連携協力体制をとりながら、搜索する。
- ⑤ 保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 連絡・速報

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
- 関係学校への連絡
  - ・同行者がいることが分かっている場合は、連絡を取り合いながら対応する。
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

#### 情報収集（チェックポイント）

- ◆ 保護者との連絡・情報交換（電話・家庭訪問又は来校）の際のポイント
  - ・家庭訪問には、携帯電話を所持した複数の教職員が向かう。
  - ・互いが入手している情報を整理する。
- 書き置きはあったか。
- 携帯電話は所持しているか、着信状況はどうか
  - ・家出直前のメール等のやり取りによって、家出先・相手が特定できる可能性がある。
- 所持金はいくらか、通帳の持ち出しはあるか。
  - ・所持金の額によって、交通機関の利用や行動範囲、家出期間等を推定できる。
- 所持品・服装はどのようなか。
  - ・下着や着替えの数によって、家出期間を推定できる。
  - ・服装や靴・かばんなどは、搜索する際の重要なポイントとなる。
- 自転車を使用しているか。
- 最近の交友関係や興味・関心はどうだったか。
- 行き先等の心当たりはないか。
- 所轄警察署へ「家出人搜索願」を提出したか。
  - ・「家出人搜索願」を提出できるのは、保護者、その他の親族、現に監護している人のみである。
  - ・最寄りの警察署・交番・駐在所等で受け付けている。
  - ・提出時には、印鑑・家出人の写真を持参する。
- ◆ 友人・知り合い等からの情報収集の際のポイント
  - 家出をした児童生徒の保護者の許可を得た上で、聴き取りを依頼したか。
  - 居場所を知っていないか、心当たりはないか。
  - 携帯電話への連絡・着信はないか。



## 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
  - ・児童生徒等から集まった情報を整理する。
  - ・最近の学校生活や交友関係の変化、家庭に関する悩みの有無など、思い当たる背景について、担任・部活動顧問・養護教諭等から情報を収集する。
- 具体的な対応策の検討
  - ・「家出人搜索願」が提出されていない場合は、状況により、保護者へ提出を勧める。
  - ・保護者の意向を踏まえた上で、搜索方法を検討する。
  - ・常に、最悪のことを想定しながら対応策を検討する。

## ② 搜索

- 搜索チームの編成
  - ・放課後等の時間を活用し、教職員による搜索チームを編成する。
  - <例> 18:00～19:00 対応可能な教職員全員
  - 19:00～20:00 当該学年教職員中心
  - 20:00～21:00 教頭・担任・生徒指導主任等
  - 21:00 搜索終了→その日の状況を保護者に連絡
  - ・発見した時の連絡方法を決めておく。
  - ・搜索が長期になる場合も想定し、教職員の健康面（疲労や消耗度）に十分注意を払って編成・計画する。
- 基本的な搜索方法
  - ・保護者の協力のもと、できるだけ最近の写真を用意する。  
（保護者の了解が得られれば、A4判程度に拡大した顔写真を学校で印刷し、駅や店舗など立ち寄りが予想される場所に配布する。また、裏面には本人の特徴・連絡先等を明記し、情報があれば連絡してもらうことを依頼する。なお、事後の回収も徹底する。）
  - ・立ち寄りが予想される場所をピックアップし、〇〇方面あるいは特定の場所等具体的に分担を決めて探す。
  - ・複数の教職員で行動するとともに、全員が必ず携帯電話を持つ。
  - ・車で移動しながら広域を搜索するチームと、自宅周辺を搜索するチームに分かれる。
  - ・情報集約担当（生徒指導主任等）を置き、搜索の経過を報告する。
  - ・管理職は、その日の搜索終了時間を決め、情報集約後、保護者・教育委員会等に報告する。
- 搜索上の留意点
  - ・保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する。
  - ・携帯電話に本人が出なくても、連絡を取り続ける。  
（着信履歴・留守番電話・メールにより、家族や友人が心配している気持ちを伝えることができる。ただし、家出したことを責めるような言葉は絶対に使わない。）
  - ・自転車で家を出ていれば、最寄りの駅、バス停（長距離バス・高速バスも）等の付近を搜索し、自転車が発見されれば、運行時間を確認し、教職員を配置する。
  - ・保護者には、必ず一人は家を離れないよう依頼する。
  - ・家の近くに帰り、様子をうかがう行動を取る児童生徒も多いことを考慮する。
- 関係機関との連携
  - 所轄警察署との連携**
    - ・家出が長期に渡る場合や犯罪・事故等が考えられる場合は、所轄警察署へ詳細を連絡し協議する。（携帯電話を持っている場合は、生死に関わる等の特別な場合に限り、警察と携帯電話会社との連携のもと、位置が特定できる場合もある。）
  - 最寄りの駅との連携**
    - ・駅員に顔写真を提示するなど、目撃情報を収集する。（見かけたとの情報があれば、行き先・目的・心当たりの絞り込み等、搜索のための情報が得られる。）

## 帰 宅 後 の 対 応

- 当該児童生徒への指導・支援
  - ・帰宅直後は、まず、家庭での時間を優先し、ゆっくり休ませる。
  - ・担任を中心に、生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどが協力して、指導及び心のケアに努める。
  - ・原因・背景を十分考慮し、継続して指導に当たる。
  - ・多くの人に心配や迷惑をかけたこと、自分だけの問題では済まないことを理解させる。  
(特に、保護者の様子を詳しく伝え、親子の絆が強まるよう配慮する。)
  - ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。  
入学直後及び家出に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等  
知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等  
犯罪に関わった可能性がある場合→警察  
ケガ等が認められる場合→医療機関  
一時保護を必要とする場合→児童相談所
  - ・必要に応じて、特別指導（高懲戒処分）を実施する。
- 当該児童生徒の保護者への助言
  - ・無事帰宅し安心したこと、帰ってきたことが何よりもうれしいことを伝え、最初は、決して叱らない。
  - ・その後、多くの人に心配や迷惑をかけたことについて、きちんと説諭する。
  - ・家出という行為を責めるのではなく、児童生徒の内面を理解することが最も重要である。  
(家庭での話し合いの内容：家出の原因・背景・目的、当該生徒の思い、行為の善悪等)
  - ・迷惑をかけた関係機関へのお礼・謝罪等を依頼する。  
(児童生徒自身にも責任を取らせる。)
- 他の児童生徒への指導
  - ・当該児童生徒を特別視することなく、普段どおり接するよう指導する。
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

## 未 然 防 止 ・ 再 発 防 止 に 向 け た 対 応

- 校内における教育相談体制の充実
  - ・児童生徒一人ひとりを多面的に観察し、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。

### 子どもの話を聴くときは

#### 1 子どもの世界を教えてください

子どもの言うことによく耳を傾ける。十分聴くことによって、子どもの抱えている問題が分かってくるし、子どもとの信頼関係がつけられる。大切なことは信頼する人にしか語らない。

#### 2 聴くための十分な時間をつくる

十分に話を聴くためには、それだけの時間が必要である。中途半端に聴いたのでは、子どもは悩みや辛さを口にできずじまいになり、失望感を抱いたり、いらいらが募ったりして、かえって逆効果になることがある。腰を据えて、じっくり話を聴こう。

#### 3 話を聴くときには、あいづちを忘れない

うなずいたり、返事をしたり、時には相手の言っていることを繰り返す。そうすることによって、子どもは話を聴いてもらっている、自分のことを分かってくれていると感じる。

#### **4 子どもの話を妨げない**

子どもの話をさえぎったり、批判したり、まとめたりしてはいけません。子どもの話を最後まで聴く姿勢が重要である。そうすることによって、子どもは自分の悩みや苦しみ、ことばに表せない辛さをはき出すことができる。それを知って初めてその子が抱えている問題が理解できる。

#### **5 話を聴くときに、相手の目の動きに注意する**

子どもは聴き手を見ながら話すことは余りない。しかし、時々、それも大切なところで聴き手の目を見る。同意を求めるとき、承認を求めるとき、話を終えたいとき、そうした相手の目のサインを見落としてはいけません。

相手の目を見ながら、しかも、相手にできる限り気楽に話をさせる雰囲気をつくる。そうすることによって、子どもは、自分にだけ注意を向けてくれていると思い、話しやすくなる。

#### **6 話を聴くときには、目の高さを合わせる**

大人が子どもと話をするときには、どうしても視線が上から見下ろす形になり、子どもは、大人の視線に威圧感を感じて、話がスムーズにできにくくなる。そのようなことにならないよう、大人が膝を少し曲げたり、しゃがんだりして、子どもの目の高さに視線を合わせると、子どもは話がしやすくなる。

#### **7 声の調子を変えない**

声の高さや大きさは話し手の心理的、精神的な態度を表現すると言われている。いらいらしたりすると自然に声が大きくなり、トーンが高くなる。相手に不安感を与えないように注意する。

#### **8 相手の立場に立ち、共感をもって対応する**

相手（子ども）の問いかけに答えるとき、ややもすると「なぜ?」「どうして?」という言葉をはさんで、問いかけに問いを返すような形になりやすい。このような答え方をすると、相手（子ども）は問い詰められたと感じたり、叱責されているように受け取ったりして、話を進みにくくする。

例えば、「心配で、不安だけど、どうしたらいいのですか?」と聞かれたならば、「心配で、不安なの?」と問いかけの肝心な部分を繰り返して、相手（子ども）と一緒に答えを考えるのがよい。

#### **9 問題の原因を決めつけない**

問題の原因を、単純に「子どもの性格のためだ。」「親が悪い。」などと決めつけても何の解決にもならない。子どもを取り巻いている状況を広い視野で捉えて考えると、解決の糸口が見つかりやすい。

#### **10 問題を解決するのは、子ども自身である**

的確な援助があれば、問題は子ども自身で解決できる。常に、問題は必ず乗り越えることができると話して安心させる。

＜兵庫県教育委員会 「学校防災マニュアル（改訂版）」 2006年＞

## □ 小中出席停止

### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、個別の指導記録を作成する。
- ② 教育委員会と緊密な連携をとり、指導を尽くしているか、出席停止措置後に期待される教育的効果はどうかなどについて、慎重に協議・検討する。
- ③ 児童生徒・保護者の意見聴取の機会を十分に用意する。

### 出席停止に関する法令

#### ■学校教育法■

- 第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 3 施設又は設備を損壊する行為
  - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- ② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- ④ 市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

### 留意点

「出席停止制度」が「懲戒」と異なる点は、

- ア 出席停止制度の趣旨が、当該児童生徒の懲戒にあるのではなく、他の児童生徒の学習権の保障にあること
- イ 出席停止制度の対象が、その児童生徒本人ではなく、その保護者に対してその児童生徒の就学を停止するために行われるものであること
- ウ 出席停止制度の命令権者は、校長又は教員ではなく、市町村教育委員会であること

出席停止は就学義務に関わる重要措置のため、市町村教育委員会の権限とされている。

ただし、教育委員会はその事務を校長に専決（補助執行）させ、又は、教育長を通じて校長に委任することができる。

出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとされているので、各学校は当該教育委員会規則を確認する必要がある。

なお、本マニュアルでは、出席停止の権限が市町村教育委員会にあることを前提に記述している。

- エ 出席停止制度の対象となる学校が、公立の小・中学校に限られていることなどである。

### ① 事前の周知及び校内における継続的な指導

- 事前の説明等
  - ・学校においては、すべての保護者等に対して、生徒指導に関する基本方針等の説明会など適切な機会を捉えて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、理解を促す。
- 個別の指導計画
  - ・校内に生徒指導に関するチームを編成し、問題行動の顕著な児童生徒に対する指導計画を検討する。
  - ・深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが考えられる。
  - ・なお、指導の実施に当たっては、保護者に実施の意義の理解を図り、協力を依頼する。
- サポートチームの編成
  - ・学校が問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にする。実情に応じて、サポートチームなど、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たる。

### ② 校内検討委員会の設置

- 指導の効果や当該児童生徒の変容、保護者の姿勢等について多角的な評価を行う。
- 出席停止を想定する場合は、当該教育委員会にこれまでの指導の経過及び指導の実施状況、当該児童生徒の変容等について報告するとともに、期間中の当該児童生徒や他の児童生徒への指導・支援に関する検討を行う。

### ③ 事前の手続き

- 保護者及び児童生徒への警告
  - ・当該児童生徒の反省や保護者の責任の自覚を促すことを目的として、学校と教育委員会が警告の実施について検討を行い、警告が必要と判断した場合には、教育委員会又は校長が保護者及び児童生徒に対して出席停止に係る事前警告を行う。
- 意見の聴取
  - ・当該児童生徒による問題行動が繰り返され、各市町教育委員会において出席停止を措置しようとする場合、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。
  - ・なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであり、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。
- 教育委員会への上申
  - ・警告後も改善が図られない場合、職員会議等において全教職員の共通理解を踏まえ、校長が教育委員会への上申を行う。
  - ・なお、その際、当該児童生徒に関する個別の指導記録を添付する。
- 措置の決定
  - ・出席停止の措置の決定は、各市町教育委員会において、問題行動の態様及び学校の実情等を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で措置する。
  - ・出席停止を保護者に命ずるに当たっては、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
  - ・なお、出席停止を命じた趣旨や、個別の指導計画の内容など今後の指導の方針について、保護者に十分説明することが必要である。

#### ④ 期間中の対応

##### □ 市町教育委員会及び保護者の責務

- ・各市町教育委員会は出席停止を措置する場合、学校の協力を得ながら、当該児童生徒に対する出席停止期間中の指導計画を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。
- ・出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任をもって指導に当たることが基本であり、教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが重要である。そのために、事前の手続き等において、個別の指導計画の内容について十分説明し、理解と協力を求めるとともに、必要に応じて、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て支援を行う。

##### □ 当該児童生徒に対する指導

###### 出席停止期間中の指導内容（例）

- ・規範意識や社会性、目的意識を培うこと。
- ・学校や学級の一員としての自覚をもたせること。
- ・学習面において基礎・基本を補充すること。
- ・悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ること。

###### 家庭の監護に問題がある場合など

- ・関係機関とのサポートチームを組織し、適切な役割分担のもとに児童生徒及び保護者への指導や援助を行う（教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、少年安全サポーター、保護司、民生・児童委員等）。
- ・教育センターや社会教育施設等を活用し、教科の補充指導、自然体験活動、教育相談などのプログラムを行う。
- ・地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験などの体験活動を行う。

##### □ 他の児童生徒への指導と保護者への協力依頼

###### 事実の説明

- ・関係する児童生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、措置に至る一連の事実について説明し、他の児童生徒の動揺が起こらないように配慮する。
- ・また、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる。

###### 学校の秩序の回復

- ・学校全体の問題点や課題、あるべき学校の姿等を全児童生徒に周知するとともに、教職員が取り組む事柄や児童生徒の努力点について、学校全体の共通理解を図る。
- ・特に、当該児童生徒と関係の深い生徒に対して、生活指導を充実すると同時に全体指導や個別指導、授業などを通して、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める指導を工夫する。

###### 全校の保護者への協力依頼

- ・秩序回復への学校の姿勢について周知に努め、保護者の協力を得ながら今後も学校運営を行っていくことについて協力を依頼する。

#### ⑤ 期間後の対応

##### □ 受け入れ態勢の整備

- ・当該児童生徒の状況や関わり方について、全教職員の共通理解を徹底するとともに、中心的に関わる教職員の役割分担を明確にする。
- ・学校復帰後に当該児童生徒が疎外感をもたないよう、事前に他の児童生徒に十分指導する。
- ・出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強化しながら、将来に対する目的意識の醸成など、適切な指導を継続していくことが大切である。

## ⑥ 指導要録等の取り扱い

- 出席停止の措置を行った場合における指導要録取り扱い上の留意点
  - ・「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」の欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他の所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなる。
  - ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。
  - ・対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するよう注意することが必要である。

## 教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて

問題行動の認知に際しては、平素から教育委員会と学校が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。このような考え方に基づいて、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて、次のような取組を行っている例がある。

### ① 教育委員会による生徒指導のサポートチームの派遣

学校において重大な事件・事故が発生した場合や、暴力行為などの問題行動が発生して指導が困難な場合などに、教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、弁護士、警察官OB等で構成されたサポートチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

### ② 教育委員会での相談窓口の設置

教育委員会や教育センター内に、学校や教職員等を対象とした生徒指導の進め方や保護者対応などの相談窓口を開設し、問題解決の方向性について助言している。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞

## □ 懲戒処分＜高停学・小中高訓告＞

### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる。
- ② 指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
- ③ 児童生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する。
- ④ 日頃からの生活態度への指導、及び、きめ細かな保護者との連携に基づいて行う。

### 懲戒に関する法令

#### ■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に  
 応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

#### ■学校種による懲戒の及び範囲■

校 種	退 学	停 学	訓 告
公立小・中学校	×	×	○
国・県・私立小・中学校	○	×	○
高等学校	○	○	○

※ 「訓告」とは、校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること。

※ 中等教育学校については、前期課程は中学校に、後期課程は高等学校に準ずる。

### ① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる。
- 当該問題行動等について、当該児童生徒・関係児童生徒から事実確認を行う。  
 (聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。)  
 ・複数の教職員で行う。  
 ・当該児童生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。  
 ・事実については、当該児童生徒・関係児童生徒に自書させる。  
 ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認し、事実をしっかりと確定させる。  
 ・供述の強要や体罰等絶対に行わない。
- 当該児童生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う。  
 ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。
- 児童生徒が逮捕・補導された場合、保護者・警察等と連携し対応する。【「警察」参照】



## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 児童生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 校内規定等に基づき、処分を検討するとともに指導内容の原案を作成する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る。
- 処分及び指導内容を決定する。
  - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
  - ・これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
  - ・処分等が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮するとともに、立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
  - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。
- 留意点
  - ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定までの時間をかけ過ぎない。
  - ・処分決定までに時間を必要とする場合は、保護者の理解を求めた上で、若干の日数に限定して家庭に留め置く措置を行うことができるが、その間も担任の家庭訪問や電話連絡等、保護者との連携を保っておく。その日数は、指導方針が決定した後、停学の期間に含める。
  - ・処分が機械的にならないよう、又、社会通念上妥当なものとなるよう慎重に判断する。

## ③ 停学・訓告の通告

- 児童生徒・保護者に対して、校長が停学・訓告を通告する。
- 資料をもとに、停学・訓告に至った経過・理由を明確に説明する。
- 児童生徒・保護者の悩みや不安をしっかりと受け止め、指導・助言等を行う。
- 児童生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・必要であれば、再度、職員会議等で審議し、校長が最終決定する。

### 当日の手順

- 1 児童生徒・保護者来校
  - ・できるだけ他の児童生徒の目に触れない時間帯を設定する。
  - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 生徒指導主任または担任による来校依頼理由の確認
  - ・問題行動等の事実及び来校依頼に納得しているか、再度確認する。
- 3 校長による処分通告等
  - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
  - ・児童生徒・保護者を、長時間立たせたまま一方的な申し渡し等を行うことは慎む。
  - ・氏名確認、問題行動等の事実確認、処分の通告は起立して行う（ここまでは、できるだけ短時間で行う。）が、児童生徒・保護者の弁明及び意見表明、処分決定の理由や今後の指導に関する説明等については、校長・児童生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 4 生徒指導主任・担任等による指導計画・内容等の詳細説明
  - ・上記の「3 校長による処分通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、児童生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。
  - ・停学期間中の指導方法（家庭謹慎とするのか、登校指導とするのか。）については、家庭状況を十分考慮した上で計画する。

#### 保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。

### ④ 停学の解除

#### 停学期間中の指導

- あらかじめ立案した計画に従って指導する。
  - ・ 共感的な態度で、生徒が自己存在感等をもつように指導する。
  - ・ 問題行動等に対する指導はもとより、学習支援に十分配慮する。
  - ・ 停学期間中に定期考査・就職試験・大学入試等がある場合は、教育的配慮をもって対応する。
- 保護者と連携して、効果的な指導を工夫する。
- いたずらに、停学期間を延ばさない。

#### 停学の解除

- 教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する。
- 生徒・保護者に対して、校長が通告する。

#### 当日の手順

- 1 生徒・保護者来校
  - ・ できるだけ他の生徒の目に触れない時間帯を設定する。
  - ・ 申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 校長による解除通告等
  - ・ 校長室・応接室等、適切な場所で行う。
  - ・ 解除の通告は起立して行うが、今後の学校生活の在り方の指導等については、校長・生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 3 生徒指導主任・担任等による指導・励まし等
  - ・ 上記の「2 校長による解除通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。

#### 保護者への対応・姿勢

- わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。

#### 停学解除後の指導

- 解除後も継続的な指導・支援を行う。
  - ・ 学校での生活の様子等について、保護者への定期的な連絡を欠かさない。
- 学習や部活動等学校生活に意欲的に取り組むよう、多くの教職員が声を掛けるなど、指導の充実を図る。
- 進学・就職等の明確な進路目標をもたせる。

#### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
  - ・ 方針・基準の明確化・具体化
    - 〔 「社会生活上のきまり・法を守る。」 「あいさつをする。」 「してはいけないことはしない。」 「他人に迷惑をかけない。」 「時間を厳守する。」 「授業中の態度をきちんする。」 等
  - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔 学校教育目標としての「どのような生徒を育てるか。」を共通理解
    - 〔 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進

- ・<sup>きせん</sup>毅然とした粘り強い指導
    - ┌ 問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
    - └ 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導
  - ・生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 非行防止教室の開催

## 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

### 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の子予想するところではない。」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される。」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

### 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

＜文部科学省 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」2007年＞

# □ 高中途退学

## <問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学>

### 対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる。
- ② 指導を尽くしているか、「自主退学勧告」・「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
- ③ 生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する。
- ④ これまでの指導の蓄積、及び、きめ細かな保護者との連携に基づいて行う。

### 退学に関する法令

#### ■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、(中略)次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

#### ■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出させなければならない。

### ① 問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる。
  - ・過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、反省状況等についてまとめる。
- 当該問題行動等について、当該生徒・関係生徒から事実確認を行う。  
(聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。)
  - ・複数の教職員で行う。
  - ・当該生徒の思いや意見・弁明も傾聴する。
  - ・事実については、当該生徒・関係生徒に自書させる。
  - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認し、事実をしっかり確定させる。
  - ・供述の強要や体罰等は絶対に行わない。
- 当該生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う。
  - ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。
  - ・動揺している保護者の心情に十分配慮した対応を心がける。
- 生徒が逮捕・補導された場合、保護者・警察等と連携し対応する。【「警察」参照】

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 処分及び指導内容の原案を作成する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る。
- 処分及び指導内容を決定する。
  - ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
  - ・立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
  - ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

#### 「自主退学勧告」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「自主退学勧告」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する。

#### 「懲戒退学」を決定する場合

- これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、社会通念に照らしてもやむを得ないと認められるか、慎重に協議・検討する。
- 「懲戒による退学」については、学校教育法施行規則26条第3項の各号に該当するか慎重に検討する。
- 特に、同条第3項第一号における「改善の見込がない」ことが大前提となるため、「改善の見込」についてあらゆる事情や可能性を勘案して、慎重に検討する。

#### 留意点

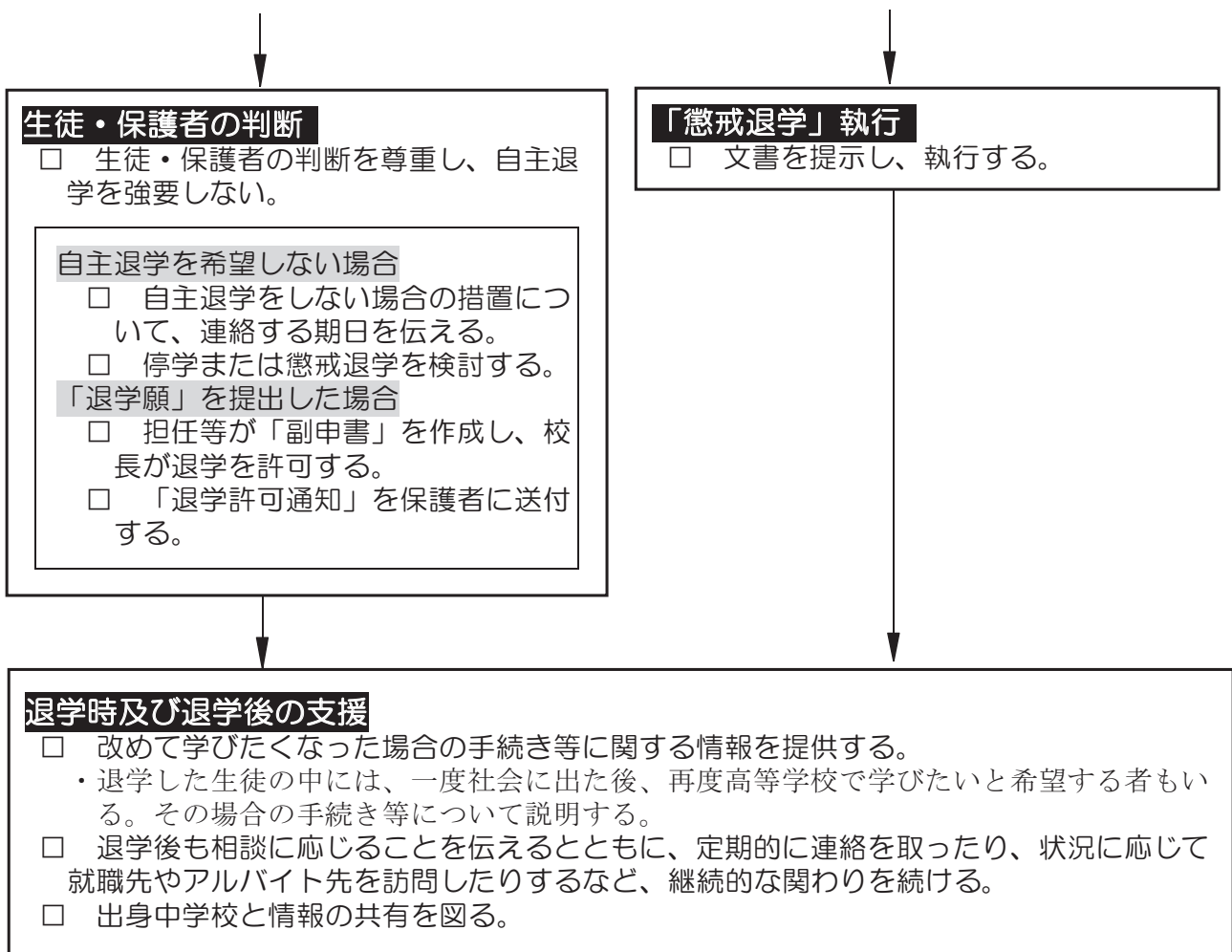
- ・対応方針を協議する段階で、長期にわたって家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定まで時間をかけ過ぎない。
- ・処分及び指導内容が機械的にならないよう慎重に判断し、学校的意思決定までの間においても、担任の家庭訪問や電話連絡等、保護者との連携を保っておく。
- ・特に、入学後初めての問題行動については、安易に指導から切り離すことのないよう十分に配慮する。

### 「自主退学」の勧告

- 生徒・保護者に対して、校長が自主退学を勧告する。
- 資料をもとに、自主退学勧告に至った経過・理由を明確に説明する。
- 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明する。
- 自主退学勧告を拒否した場合の処分(停学または懲戒退学)を説明する。
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる。
- 生徒・保護者の回答の期限を設定する。

### 「懲戒退学」の通告

- 事前に教育委員会に相談する。
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する。
  - ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
  - ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
  - ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討する。
- 生徒・保護者の希望によっては、弁明及び意見表明のために、数日の期間を与える。
- 生徒・保護者に対して、校長が懲戒退学を伝える。
- 資料をもとに、懲戒退学に至った経過・理由を明確に説明するとともに、指導を尽くしたことを示す。
- 懲戒退学は、生徒の法律上の教育を受ける権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明する。



## 「体罰」に係る判例

### 生徒指導中生徒傷害致死事件（1996年6月25日 福岡高裁判決）

体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、教師の指導が困難を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならない。

#### 【詳細】

被告人は、生徒の間で体罰を加えることの少なくない教師として受け止められていた事情が窺われ、平成7年6月14日にも、被告人が同校の一女生徒に対し教科書を持ち帰っているかどうかの確認をするためにカバンの中を見せろと追いつ追いつ、足を引っ張って階段を引きずり降ろす等の暴行を加えるという事件を起こしたことが認められるのに、また再び今回の事件を生ぜしめたものである。高校生に対する生活指導を含め教育の現場においては当然のことながら対象者の人格の完成度が低い故に多大の忍耐力が要求されることは多言を要しないところであり、生徒に対する懲戒権について定めた学校教育法11条がただし書で体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、問題

生徒の数が増え問題性もより深化して教師の指導がますます困難の度を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならないことはいうまでもない。ましてや、生徒が反抗的態度を取ったからと言って、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。

### 体罰生徒慰謝料請求事件（1996年9月17日 東京地裁判決）

戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。

#### 【詳細】

学校教育法第11条は、校長及び教員が学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることを認める反面、体罰を加えることを禁止している。戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な論議の芽が摘み取られていったのであり、その反省として、昭和22年に制定された右学校教育法により、教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である。しかし、戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。しかも、前記一認定の被告乙川の原告花子に対する体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかな優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である。

<生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」 2006年>

## □ 高中途退学＜自らの申し出＞

### 対応のポイント

- ① 直ちに面談の時間をもち、生徒が思い悩んでいる進路について共に考える。
- ② 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 担当が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する。
- ④ 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する。

### 退学に関する法令

#### ■学校教育法施行規則■

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

#### ■山口県立高等学校等の管理に関する規則■

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出させなければならない。

## ① 初動対応

### 状況等の把握

□ 直ちに面談の時間をもち、当該生徒から、下記の内容について聴き取る。

- なぜ退学したいのか。
- いつから退学を考えていたのか
- 保護者には相談したのか、保護者の賛同は得られているのか。
- 退学後の具体的な進路をどう考えているのか。
- 将来をどう見通しているのか。
- 家庭環境（経済状況）はどうか。 等

・生徒の考えを否定せず、悩みを受け止め、今後について共に考える。

- 欠席している場合には、家庭訪問等を実施し、直接話を聴く。
- 生徒の面談後、直ちに保護者に生徒の現時点での考えや状況を話すとともに、保護者の考えを聴く。
- 家庭において十分な話し合いをするよう要請する。

## ② 対応方針協議

### 管理職（校長・教頭）への連絡

□ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。



### ③ 当該生徒・保護者への指導・支援

#### 基本的な対応

- 組織的に対応する。
  - ・担任等が一人で抱え込むことなく、管理職や学年主任等、他の教職員に当該生徒との話合いの状況を報告・相談し、助言を受けながら対応する。
  - ・副担任・部活動顧問・進路指導担当等、できるだけ複数の教職員が生徒と面談する。
  - ・生徒理解に基づき、学習・進路・生徒指導・部活動等様々な観点から支援する。
  - ・家庭環境に起因する場合、スクールソーシャルワーカーの支援を要請する。
- 生徒の将来の自立を支援することを基本とする。
- 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する。
- 出身中学校と連携する。
  - ・必要に応じて、生徒理解を深めるための情報交換や指導方法を相談し、退学しないよう説得を依頼するなど、緊密に連携する。

#### 消極的な理由の場合

<怠学、経済的理由等>

- ・退学が本人のためにならない事例が多いことを踏まえて指導する。
- ・退学した後、自立（社会的・経済的・精神的）できるかどうかについて考えさせる。
- ・生徒自身が、明確な目的意識をもち、将来を見通した在り方生き方について考えることができるよう、学習・進路の両面から支援する。
- ・自己存在感や自己有用感をもつことができるよう、積極的な声掛けや指導に努める。
- ・経済的な理由による場合は、奨学金等についての情報を提供する。
- ・休学について検討する。

#### 積極的な理由の場合

<将来に対する明確な展望>

- ・将来の明確な進路の展望（具体的な職業・進学先等）があり、保護者も合意・賛成している場合には、退学することも進路の一つの選択肢として尊重し、支援する。
- ・保護者と十分に話し合いを重ね、進路変更の方向性を整える。
- ・必要に応じて、進路変更先（希望する企業・学校等）の情報提供を行ったり、雇用主や新たな進学先の学校と連絡を取ったりするなど、積極的に支援する。

### ④ 退学許可

#### 退学が許可されるまでの流れ

- ◆ 生徒または保護者からの退学の申し出  
↓ **学校の対応①：慰留を第一に粘り強く対応**
- ◆ 保護者へ「退学願」を手交または郵送  
↓ **学校の対応②：粘り強く慰留または退学後の進路相談**
- ◆ 保護者が「退学願」を提出  
↓ **学校の対応③：本人の将来を最優先した情報提供や助言**
- ◆ 担任等が「副申書」を作成  
↓
- ◆ 校長が退学許可  
↓
- ◆ 「退学許可通知」を保護者に送付

#### 退学時及び退学後の支援

- 改めて学びたくなった場合の手続き等に関する情報を提供する。
  - ・退学した生徒の中には、一度社会に出た後、再度高等学校で学びたいと希望する者もいる。その場合の手続き等について説明する。
- 退学後も相談に応じることを伝えるとともに、定期的に連絡を取ったり、就職先やアルバイト先を訪問したりするなど、継続的な関わりを続ける。
- 生徒が地域内にとどまることが多いことから、出身中学校と情報の共有を図る。

## □ 児童虐待

### 対応のポイント

- ① 子どもにとってはなほだ不適切な養育環境になっていないかどうかで判断する。
- ② 疑わしいと感じたら、複数の教職員で確認する（早期発見の努力義務）。
- ③ 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ④ 抱え込むことなく、早期に関係機関（市町および児童相談所）に通告する（通告義務）。
- ⑤ 疑わしい場合でも通告する（誤認であっても責任は問われない）。
- ⑥ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

### 関係法令

#### ■児童虐待の防止等に関する法律■（H12.11.20施行 H26.6.13最終改正）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 ……身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

二 ……わいせつな行為をすること又は……わいせつな行為をさせること。

性的虐待

三 ……保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト

四 ……著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、……著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第5条 学校、……学校の教職員……児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

【早期発見の努力義務】

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【通告義務】

#### ■虐待の種類■

##### 身体的虐待

打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコによる火傷 等

##### 性的虐待

性的ないたずらやわいせつ行為、性的暴行、性的行為の教唆 等

##### ネグレクト

衣食住の世話をせず放置、重大な病気になっても医者に連れて行かない、家に閉じこめている、保護者以外の同居人が虐待などを行っているにもかかわらず放置している 等

##### 心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、脅かしたり、無視したりすることにより子どもに心理的な傷を負わせる、子どもの目の前で配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる 等

※ 保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合もあるが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要がある。

## ① 発見のきっかけ

### 虐待を疑わせるサイン

- 児童生徒の状況
  - ・不自然な傷が多い、不自然な時間の徘徊<sup>はいかい</sup>が多い、衣服や身体が非常に不潔である、常に空腹状態である、体重増加が不良、傷や家族のことに不自然な答えが多い、性的なことで過度に反応したり不安を示したりする、理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。等
  - ・転入生の場合は、転入前の学校から情報を得る。
- 保護者の状況
  - ・地域の中で孤立しており、児童生徒に関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい、児童生徒が怪我をしたり病気になったりしても医者に見せようとしにくい。等

## 初 期 対 応

## ② 初動対応

### 虐待の事実確認と通告までの流れ及び情報管理

- 1 虐待が疑われると感じた教職員は、担当教職員に相談する。
  - ・生徒指導主任等、情報を集約する担当職員を決めておく。
- 2 担当教職員は管理職へ報告する。
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
- 3 管理職は関係教職員（担任・部活動顧問・養護教諭等）に多面的な情報収集を指示する。
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
- 4-1 関係の教職員で当該児童生徒を観察する。可能であれば、担任等、当該生徒と信頼関係がある教職員が状況を聴いてみる。ただし、必ずしも事実確認をする必要はない。
- 4-2 不登校等の場合は、家庭訪問等を実施して、必ず当該児童生徒の状況を確認する。
  - ・長期欠席もしくは断続的な欠席の場合は、保護者から明確な説明を求める。
  - ・病気の場合は、医師の診断を求める。既に通院している場合は医療機関との連携をとる。この場合、医師の守秘義務に配慮し、直接訪問し事情説明を行う。
  - ・保護者が家庭訪問等を拒否するなど、当該児童生徒との面会を拒む場合は、「立入調査」の必要があるかどうか、児童相談所に相談する。
- 5 職員会議等で通告について審議
  - ・虐待の事実が確認できなくても、疑わしければ通告する方向で検討する。

### 通 告

- 管内の関係機関への通告（虐待の疑いがある児童生徒を発見したら、速やかに通告する義務がある）。
    - ・学校（校長）から市町の福祉担当課及び児童相談所へ通告する。
    - ・緊急を要する状況（「いま危険」）があると校長が判断した場合は、所轄警察署への通報を優先する。
    - ・事実が確認できなくとも、疑われることがあれば通告する。
    - ・できる限り「通告書様式」を利用する。【「資料8」参照】※ 口頭では「相談」で終わる可能性あり。
- ・市町の福祉担当課・児童相談所は、虐待している保護者等には通告者名を明かさない。

参照…山口県健康福祉部「みんなでネットワーク」2011年

### 速報及び保護者への支援

- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・関係機関に通告した場合、必ず報告する（電話やFAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 必要に応じて児童生徒・保護者への支援

### ③ 関係機関との連携

- 安全確認
  - ・市町と児童相談所は、通告後48時間以内に子どもの安否確認を行うので、要請があれば協力する。
- 「ケース会議」に出席
  - ・通告後72時間以内に開催されるケース会議（市町又は児童相談所が開催）に出席し、情報交換を行う。
  - ・ケース会議における対応方針・役割分担等、全教職員へ周知徹底する。
- 継続的な見守り
  - ・通告後も関係機関との緊密な連絡に努め、必要に応じて学校での様子を報告する。
  - ・関係機関と連携し、学校として支援可能な事柄に全力を注ぐ。
  - ・市町の主管する「要保護児童対策地域協議会」に出席し、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。
- 指針（※）に基づく定期的な情報提供
  - ・市町又は児童相談所の求めに応じて、定期的な情報提供を行う。

（※）「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（H22.3.24 文部科学省・厚生労働省通知）

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 当該児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・学校は、安心して生活できる安全な場所であることを伝える。
  - ・子ども自身の自己有用感を高める支援を行う。
  - ・よい行いや努力していることを認め、褒める。
  - ・虐待から身を守る方法を共に考える。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
- 虐待のために遅れた学習支援や基本的な生活習慣の確立等の自立支援
- 転校した場合は、転学先との情報連携

### 再発防止に向けた校内支援体制の充実

- 児童虐待について全教職員の危機意識の高揚
  - ・早期発見・対応及び支援方法等、すべての教職員が適切に対応できるように研修の充実を図る。

### 当該児童生徒の保護者への対応

- 家庭訪問または保護者来校
  - ・担任や教育相談担当、スクールカウンセラー等による面談の機会を増やし、積極的に精神面でのサポートを行う。
  - ・信頼関係の構築を第一に考える。
  - ・当該児童生徒の行動や表現を理解できるように支援する。
  - ・関係機関等の情報を提供し、積極的に活用できるように支援する。

#### ◆虐待が生じる背景例

- ・自尊心が低い、キレやすい、保護者自身の虐待経験、依存症他精神疾患 等
- ・育てにくい子ども、発達の課題、親子別々に生活し愛着不十分 等
- ・経済的貧困、夫婦の不和、再婚による気兼ね、仕事や経済的問題、身内の援助が得にくい、社会的に孤立 等

- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
  - ・上記背景への継続的支援のため、福祉の専門家と積極的に連携する。

連携した対応・支援

## 「要保護児童対策地域協議会」について

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。

会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞

## 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ②

### **人間への基本的信頼の欠如**

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない。」「教員に心を開かない。」「反抗的な態度を取る。」「被害感が強い。」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している。」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

＜文部科学省「生徒指導提要」2010年＞

## □ 自殺予告<匿名の手紙・メールが届いた場合> ・自殺予防<子どもの発するサインとその対応>

### 対応のポイント

- ① 事実を正確に集約し、直ちに教育委員会へ支援を要請するとともに、所轄警察署と連携して対応する。
- ② 全校児童生徒の所在（安否）を確認する。
- ③ 原則として、児童生徒・保護者に対して予告内容を知らせるとともに、学校の対応や姿勢をはっきりと示す。
- ④ 自殺予告者の特定に終始するのではなく、その生徒の命を守ることを最優先に考える。
- ⑤ 常に最悪を想定し、全校体制で対応する。

## 初 期 対 応

### ① 初 動 対 応

#### <自殺予告手紙、メールの例>

「いじめられています。もう生きていくのが嫌になりました。」

「運動会を中止しなければ死にます。」

「今のクラスが大嫌いです。死んだほうがましです。前のクラスに戻してください。」

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・いつ、どこに、どのように、宛名、第一発見者、（郵送であれば）投函場所、（メールであれば）メールアドレス等、分かっている範囲で、事実のみを正確に集約する。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
  - ・協議の際は手紙のコピーを使う（手紙の原本は、万一自殺となった場合、指紋の採取等警察の捜査に必要となる可能性があるため、できるだけ触れず、ビニール袋等に入れ保管する）。
- 教育委員会への速報・支援要請【「資料6」参照】
- 警察への通報
  - ・教育委員会との連携のもと、所轄警察署へ躊躇なく相談する。
- ※ 緊急の場合、警察から通信事業者へ発信者の開示請求ができる可能性がある（メールの場合）。
- P T A会長への連絡

### ② 対 応 方 針 協 議

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への対応等の原案作成

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・「命を守ること」を最優先に、全校体制で対応することを確認する。
  - ・自殺予告者の特定は、自殺防止が第一の目的であり、「本人探し」が目的ではないことの共通理解を図る。
  - ・様々な情報を一元的に集約すること、その担当者を確認する。
  - ・手紙をコピーした場合は、会議終了後必ず回収する。

- 気になる児童生徒についての情報交換・リストアップ
  - ・あくまでも可能性であり、絶対に決めつけない。

#### 「筆跡鑑定」の実施

- 文字の特徴を整理する。
  - 児童生徒の作文・提出物等、参考となる資料を用意する。
  - 特徴ある文字ごとに担当者を決め、資料の中から似ている文字をピックアップする。
  - すべての文字が該当する（可能性がある）資料から、児童生徒をピックアップする。
  - 入学当初であれば、必要に応じて、出身学校と連携して対応する。
  - 必要に応じて、警察署との連携も考慮する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
    - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
    - ・行事等の実施・中止・延期等について検討する。

### ③ 全校児童生徒の所在（安否）確認

#### 平日の場合

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
  - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施）。
  - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 授業ごとに人員確認・集約
- 気になる児童生徒、保健室利用児童生徒等の観察
  - ・どんなささいなことでも、気になればその都度申し出るよう全教職員に徹底し、校長まで情報が集約される体制を構築する。
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検

#### 家庭への連絡

- 基本的には、自殺予告児童生徒がいることをはっきりと伝える方がよい（学校への信頼につながる。）が、状況に応じて、十分協議した上で決定する。
- 「いたずらかもしれませんが。」との前置きや、「お宅のお子さんではないですか。」などと疑う言い方は、絶対にしない。
- 児童生徒の動揺を考慮して、自殺を予告した期日は知らせない。

#### <担任等が電話で伝える場合の文例>

今日、学校宛に「死にたいです。」という内容の手紙が届きました。命に関わることで、大変心配しています。また、同時に、この訴えを理解したい、力になりたいと考えていますので、この件について、すべての御家庭にお知らせしております。

今日は、下校前、子どもたちに、困っていることや悩みなどがあれば、先生や保護者に相談してほしいことを伝えました。

お子様の様子で、何か変わったことはありませんか？

今後も、注意深い見守りをお願いいたします。気になることがあれば、遠慮なく何でも御連絡ください。電話番号は・・・です。

（休日前の場合）なお、子どもたちのことが心配ですので、土・日曜日の両日、夕方から夜にかけて、また連絡させてください。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 休日の場合

- 全家庭に電話連絡
  - ・児童生徒・保護者両者と話し、様子を直接確認する。（連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する。）
- 気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約

## 直後に運動会等の学校行事がある場合

### 行事前日（運動会予行等）

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
  - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する。（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する。）
  - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 定期的に人員確認・集約
- 気になる児童生徒、保健室利用児童生徒等の観察
  - ・どんなささいなことでも、気になればその都度申し出るよう全教職員に徹底し、校長まで情報が集約される体制を構築する。
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 必要に応じて、全校集会・学年集会等の実施

### 行事当日

- 朝の会（SHR）で出欠・遅刻等の確認、気になる児童生徒のピックアップ
  - ・欠席・遅刻者について、直ちに保護者に電話連絡し、理由や児童生徒の様子等を確認する。（保護者に連絡がとれない場合や様子に心配がある場合は、家庭訪問を実施する。）
  - ・欠席・遅刻者及び気になる児童生徒の学年・学級・氏名・理由を一覧表にまとめ、校長へ情報集約する。
- 朝の会（SHR）と並行して校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 行事会場で再度点呼
- 点呼と並行して、校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検
- 定期的に校舎内を巡回、屋上等危険な箇所の施錠等確認・点検

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### ④ 児童生徒への対応

- 全校集会・学年集会等の開催
  - ・座った状態で、事実を正確に、短時間（10分以内）で、年齢に応じた言い方で伝える。
  - ・児童生徒の動揺を考慮して、自殺を予告した期日は知らせない。
  - ・学級単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に教職員間で打合せを行う。

#### <校長・学年主任等が話す場合の文例>

今日、学校宛に「死にたいです」という内容の手紙が届きました。命に関わることで、学校では、皆さんのことを大変心配しています。また、同時に、この訴えを理解したい、力になりたいと考えています。

辛いことや苦しいこと、悩みは、誰にでもあるものです。そんな時には、すぐ先生やお父さん、お母さん、友だちなどに相談することです。決して一人で悩まないで、決して自ら命を絶たないでください。相談すれば、きっと真剣に話を聞いてくれて、心が楽になり、解決する方法が見つかると思います。学校は、皆さんの命を守ることを一生懸命考えていますので、この手紙のことについて、すべての保護者の方にも伝えることにしています。なお、この件についてのうわさや、手紙を書いた人を探すことなどは、絶対しないでください。

先生方は、今日、夜〇時までは学校にいますので、何かあれば遠慮なく連絡してください。もちろん、それ以降でも構いません。

- 全員面談、個人面談、部活動面談（可能性が高い学年・学級・部活動、気になる児童生徒等）
  - ・気になる児童生徒のピックアップと見守り
- アンケート、悩み調査等の実施
  - ・気になる児童生徒のピックアップと見守り
- 自殺予告児童生徒の特定と自殺の防止
  - ・必要に応じて、保護者・友達等に慎重に確認を取りながら、該当児童生徒を特定する。（決して追い詰めないこと。）
  - ・該当児童生徒が認めた場合は、担任等信頼関係にある教職員を選定し、心のケアを行う。（必要に応じて、病院・関係機関等と緊密に連携する。）
  - ・いたずらであった場合には、ことの重大さをしっかりと理解させる。



## ⑤ P T A ・ 保 護 者 へ の 対 応

### P T A 役 員 へ の 対 応

- P T A 会 長（副 会 長） へ の 連 絡、 対 応 協 議
  - ・ 緊 急 P T A 役 員 会 開 催 の 必 要 性
  - ・ 緊 急 保 護 者 会 開 催 の 必 要 性
  - ・ 行 事 等 の 実 施 ・ 中 止 ・ 延 期 等 に つ い て の 検 討
  - ・ P T A に よ る 巡 回 ・ 登 下 校 の 見 守 り 等 の 必 要 性
- プ ラ イ バ シ ー に 配 慮 し つ つ、 状 況 や 経 緯 を 時 系 列 で 整 理 し、 資 料 を 作 成 す る。
  - ・ 手 紙 の コ ピ ー は 渡 さ ない。

### 保 護 者 へ の 対 応

- 保 護 者 宛 文 書 の 作 成

< 「 保 護 者 宛 文 書 」 文 例 >

平成〇年〇月〇日

保 護 者 様

〇〇立△△学校  
校 長 □ □ □ □

投 函 さ れ た 手 紙 に つ い て

平素から、本校教育に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

また、〇月〇日（〇曜日）に学校に届いた「死にたいです」と書かれた手紙の件につきましては、保護者の皆様に大変御心配をおかけするとともに、様々な御配慮をいただき、心から感謝申し上げます。

学校では、生徒の命を守ることを最優先に、直ちに全校集会、学年集会、学級会を実施し、この訴えを理解したい、力になりたい、決して一人で悩まないで、先生や家族、友だちなどに相談するよう訴えるとともに、命の尊さ・大切さなどについて話をいたしました。

また、保護者の皆様に御連絡を差し上げ、生徒の安否を確認させていただくとともに、学校の対応について御説明いたしました。

おかげをもちまして、〇月〇日（〇曜日）は、すべての保護者の方に連絡がつき、生徒全員の安全を確認したところです。

本日は、朝、欠席者の安否確認をした後、全校集会を実施し、これまでの状況説明と命の尊さとともに、辛いことや苦しいことなど悩みがある時には、決して一人で悩まないで、すぐに周りの人に相談して欲しいことなどについて、再度話をいたしました。

その後、全生徒に対して、困っていること、悩んでいることなどについてアンケートを実施し、それをもとに、本日から、担任が全生徒に教育相談を実施し、悩み等の把握と心のケアなどに努めることとしております。

新学期が始まり、子どもたちも不安定になりやすい時期です。学校でも、学級活動や授業中はもとより、休み時間・部活動など、すべての活動場面においてしっかりと見守っていくこととしておりますが、御家庭におかれましても、お子様としっかりと向き合い、話に耳を傾け、思いを受け止めるなど、コミュニケーションを深めながら支えていただきますよう、お願いいたします。

また、お子様のことで少しでも気になることがありましたら、早めに御相談いただきますよう、お願いいたします。

今後とも、学校では、生徒の命を守ることを最優先に対応してまいりますので、御支援、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

- 緊 急 保 護 者 会 の 開 催 【 「 保 護 者 会 」 参 照 】
  - ・ 開 催 の ね ら い を 明 確 に す る。

## ⑥ その他

### 関係機関等との連携

- 警察との連携
  - ・積極的に情報を提供するとともに、校内での自殺が想定される場合は、パトロールを依頼する。
- SCとの連携
  - ・手紙が届いた後早い段階で連絡を取り、情報収集に努めるとともに、来校可能日時を確認し、必要に応じて支援を要請する。
  - ・児童生徒が特定された場合は、直ちに心のケアを依頼する。
- 必要に応じて、法務局・児童相談所等との連携

### 終息宣言

- 必要に応じて、全校集会及び保護者宛文書で説明・通知。
  - ・いたずらであった場合を含め、今後、うわさなど一切しないよう徹底する（二次被害の防止）。

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### 未然防止に向けた校内体制の充実

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・A F P Yなどの人間関係づくりのプログラムの活用
- 校内における教育相談体制の充実
  - ・児童生徒一人ひとりを多面的に観察する中で、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。
- 学校体制の改善に向けた検討
  - ・行事の意義、運営方法等の検討
  - ・児童生徒の学校運営への参加方法の工夫

## 自殺予防＜子どもの発するサインとその対応＞

### 自殺直前のサイン 自殺直前のサインとは何でしょうか？

自殺の危険因子が多く見られる子どもに、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとして捉える必要があります。

たとえば、自殺未遂のあった後に「そういえば…、職員室前をうろうろしていたなあ。」「ぼーっと、ひとりでぼつんとしていたよね。」などと語られることがあります。これらは日常にありがちなことですが、背景に自殺の危険因子が重なっている子どもの場合には、言動の変化を注意深く見ていくことが必要です。

「自殺の直前にはどのようなサインが出てくるのでしょうか？」とよく尋ねられます。これまで説明してきた危険因子を数多く満たしている子どもで、潜在的に自殺の危険が高いと考えられる子どもに何らかの行動の変化が現われたならば、すべてが直前のサインと考える必要があります。当然、直前のサインには危険因子と重なりあう点がたくさんあります。

なお、小学校低学年くらいまでの子どもでは、言葉ではうまく表現できないことも多いので、態度に現われる微妙なサインを注意深く取り上げる必要があります。（図表2-6）

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・注意が集中できなくなる。
- ・いつもなら楽々できるような課題が達成できない。

- ・成績が急に落ちる。
- ・不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。
- ・健康や自己管理がおろそかになる。
- ・不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- ・自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ・学校に通わなくなる。
- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・家出や放浪をする。
- ・乱れた性行動に及ぶ。
- ・過度に危険な行為に及ぶ、実際に大けがをする。
- ・自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

以上のサインの中には、子どもではそれほどめずらしいことではないと考えられるものもあるかもしれませんが、しかし、総合的に判断することが重要です。難しいことではありますが、子どもに関わる大人は子どもの変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応ができるようにしたいものです。

図表2-6 自殺直前のサイン



### 対応の原則 自殺の危険が高まった子どもにどうかかわったらよいのでしょうか？

子どもの自殺の危険に対処するには、子どもたちが表す変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解しようとするのが大切です。死にたいと訴えられたり、自分の身体を傷つけていたりすることがわかったら、それを決して軽視しないことです。信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出すことができません。子どもとの間に日頃から信頼関係が成り立っていることが大切です。また、自殺の危険の高い子どもを察知したということは、教師自身の危機を受けとめるアンテナが敏感であると同時に、子どもの中に「あの先生なら助けてくれる。」という思いがあるからこそだと考えることができます。

子どもから「死にたい。」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる。」

などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな。」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかく開きはじめた心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

**Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。**

例) 「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。」

**Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。**

例) 「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

**Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。**

死を思うほどの深刻な問題を抱えた子どもに対しては、子どもの考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。そうすることで、子どもとの信頼関係も強まります。徹底的に聴き役にまわるならば、自殺について話すことは危険ではなく、予防の第一歩になります。これまでに家族や友だちと信頼関係をもてなかったという経験があるために、助けを求めたいのに、救いの手を避けようとしたり拒否したりと矛盾した態度や感情を表す子どもいます。不信感が根底にあることが多いので、そういった言動に振り回されて一喜一憂しないようにすることも大切です。

**Keep safe : 安全を確保する。**

危険と判断したら、まずひとりにしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。

＜文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 2009年＞

(URL : [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm))

## 子どもの自殺への対応について

### はじめに

自殺後の対応においても「自殺防止」が重要です。それは「第二の犠牲者を出さない」と言い換えることもできます。

#### 【主な目標】

- 自殺者と関係の深い人が不当な罪悪感をもつことを防ぐ。
- 自殺予備軍（ハイリスク者）への悪影響を防ぐ。
- 特定の誰かに責任がなすりつけられることを防ぐ。

#### 【初動での留意点】

- 校内であれば、現場での応急処置、目撃した子どもへの対応、保護者の問い合わせや来校への対応、子どもを無事に保護者へ引き継ぐこと、警察との連携、報道への対応など、一度に多くのことをしなければなりません。
- このような中にあっても、遺族とのコンタクトを急いでください。校長や担任もできるだけ早く接触してください。

### 状況把握と情報管理

- 客観的で正確な事実を把握してください。希望的推測は慎みましょう。
- 警察が死因を特定するまでは、自殺と断定しないでください。「自殺と報道されておりますが、まだ警察から正式な報告を受けておりません。」といった言い方になります。
- 憶測に基づくうわさが広がらないように、正確な情報発信をしてください。もちろん、遺族から聞いた情報は了解無しに公表することはできません。また、たとえ事実であっても、故人のマイナス面を軽率に言うべきではありません。
- 自殺防止に配慮した情報提供が必要ですが、学校にとって都合が悪いというだけで出すことをためらっていると信用を失いかねません。自殺防止とプライバシーに配慮しつつも、積極的な情報発信が求められます。

### **危機対応計画**

- 当面しなければならぬことはたくさんありますが、流れに振り回されるだけにならないように、校長は目的や目標を見据えて行動してください。混乱した時には、「子どもを守る。」「遺族のサポート」「第二の犠牲者を出さない。」ことを考えてください。
- 自殺の影響が学校全体に及ぶと、もしも自殺予備軍の子どもがいた場合に、誘発するリスクが高まりますので、極力休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させることを考えてください。一方で、学校が普段どおりに運営されてしまうと、その子どもの死が無かったかのように扱われてしまいます。その子を悼むこととのバランスを慎重にとってください。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要があります。

### **遺族への対応**

- 死亡の事実を文書で（ただし、自殺の事実は口頭で）保護者に知らせたり、保護者会で説明する場合には、可能な限り遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。
- 遺族が最もダメージを受けており、また、自殺防止という点でも最もリスクの高い状況にあることを再認識してください。

### **おわりに**

一人の子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。未来を担う次世代を守るために、学校と保護者と地域社会が協力して手を差し伸べていきたいものです。「困った時にはちゃんと助けてもらえた。」という経験をした子どもたちは、誰かが困っている時には自然に手を差し伸べることでしょう。そんな心豊かな社会でありたいものです。

＜山口県精神保健福祉センター所長 河野通英

「子どもの自殺への対応の手引き～専門家チームの支援を受けながら教職員はどう動くべきか～」2007年＞  
(URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/kentoukai/houkoku/07050801/002.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kentoukai/houkoku/07050801/002.pdf))

## □ 警察による逮捕・事情聴取等に関わること

### 対応のポイント

- ① 警察へ急行する。
- ② 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 警察・施設等関係機関と最大限の連携協力体制を取る。
- ④ 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮する。

### ① 初動対応

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。  
（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
- 保護者への緊急連絡
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・ TEL・FAX等により、第一報を入れる（「巧遅より拙速」を優先する）。
  - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- PTA会長等への連絡

#### ケース別対応

##### 現行犯逮捕の場合

- 携帯電話を所持した複数の教職員で警察へ急行する。
- 可能な範囲で事実の把握に努める。
  - ・ 逮捕後は拘置され、登校できなくなる。【「資料4・5」参照】

##### 事情聴取のために警察から任意で呼ばれた場合

- 携帯電話を所持した複数の教職員で警察へ急行する。
- 登校している場合は、授業等に支障が生じないように配慮を求める。
- 可能な範囲で事実の把握に努める（できれば、教職員の同席を求める）。

##### 事情聴取のために警察が来校する場合

- 事情聴取について、保護者に了解を得ることを、警察に対して依頼する。
- 聴取を受けることはもとより、時間・場所等、他の児童生徒に分からないよう十分配慮する。
- 教職員が必ず同席する。

### ② 対応方針協議

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への指導・支援

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・ 概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・ 今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

### ③ 施設への入所・送致等の措置がとられた場合

(児童相談所・鑑別所・少年院・児童自立支援施設(山口県立育成学校)等)

#### 当該児童生徒への対応

- 施設職員との連携を密にし、当該児童生徒の現状把握や理解に努める。
- 積極的に施設を訪問し、面会等を通して、当該児童生徒との絆を大切に、立ち直りのための指導・支援に努める。

#### 当該児童生徒の保護者への対応

- 連携を密にし、協力して継続的な指導・支援に努める。

#### 学校における出欠等の扱い

- 小・中学校

- ◆ 児童相談所一時保護 → 出席扱い(不登校児童生徒など、再登校に向けた入所と判断される場合)  
事故欠(問題行動等による措置など、自己責任を問われると判断される場合)
- ◆ 鑑別所送致 → 事故欠
- ◆ 少年院送致 → 就学義務猶予(保護者の申請による。)  
・少年院に指導要録の写しを送付する。
- ◆ 児童自立支援施設 →  小 山口市立大内小学校(氷上分教室)へ転校手続き  
 中 山口市立大内中学校氷上分校へ転校手続き

- 高等学校

- ◆ 鑑別所送致 → 事故欠
- ◆ 少年院送致 → 事故欠
- ※ なお、児童生徒・保護者の意向を踏まえながら、今後の処遇について検討する。

### ④ 学校復帰に向けた対応

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 当該児童生徒・保護者への指導・支援の在り方
- 他の児童生徒・保護者への説明・対応の在り方
- 警察・保護司等との連携に関する事

#### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解  
・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担決定  
・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

#### 当該児童生徒の受け入れ

- 特別指導・ 高懲戒処分等の実施
- 問題行動の背景への共感的理解と解消のための指導・支援
- 適切な進路指導による目的意識の醸成
- 体験的な学習やグループ活動を重視した人間関係づくりの工夫

#### 当該保護者への支援

- 当該児童生徒に対する指導・支援の内容を説明し、協力体制を築く。

#### 全校児童生徒・保護者への対応

- 全体指導  
・日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。  
・当該児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。  
・憶測やうわさを自重するよう指導する。
- 臨時保護者会の開催【保護者会参照】

## □ 保護者・地域からの苦情等への対応

### 対応のポイント

- ① 担当にこだわらず、すべての教職員が積極的に対応する。
- ② 苦情や訴え等を傾聴し、誠意をもって対応する。
- ③ 管理職に報告・連絡・相談を必ず行い、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- ⑤ 学校の状況等を丁寧に説明し、必要に応じて、はっきりと指導方針等を伝える。
- ⑥ 記録を残し、課題等を明らかにして、今後の指導や教育活動の改善に生かす。
- ⑦ 個人情報については、守秘義務を守る。

### ① 苦情等への対応の基本

#### 電話で対応する場合

- 対応者の決定
  - ・担当にこだわったり、たらい回しにすることなく、電話を受けた教職員が積極的に誠意をもって対応する。
- 基本的対応
  - ・名前と肩書き・担当等を伝える。
  - ・相手の名前・所属等を尋ねる。ただし、匿名を希望される場合は、快く了承する。
  - ・真摯な態度で、苦情や訴え等を傾聴し、謝罪すべきことはしっかりと謝罪する。
  - ・話の途中で反論せず、時間を区切らず最後まで粘り強く聴き取る。
  - ・必ず詳細な記録を取る。
  - ・十分に話を聴いた後、学校の状況や事実を丁寧に説明する。必要に応じて、指導方針等を伝える。
  - ・基本的にはその場で約束をせず、校内で検討後伝える。
  - ・学校が対応したことについて、後日連絡する旨を伝える。
  - ・必要に応じて、管理職へ転送する。
  - ・貴重な意見をいただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、今後とも忌憚なく意見をお聴かせ願いたいことを伝える。

#### 来校者に対応する場合

- 来校したい旨の連絡を受けた際の対応
  - ・相手の名前・所属等を必ず確認する。
  - ・来校の目的・話の内容等の概略を聴く。
  - ・相手の都合を聞き、対応日時を後ほど連絡することを伝える（連絡先と連絡可能時間の確認）。
- 対応方針等の検討
  - ・目的・内容を吟味し、管理職のリーダーシップのもと、説明内容を検討する。
  - ・状況に応じた適切な対応者（複数）を決定する。
  - ・応接室など、失礼のない場所を用意する。
- 基本的対応
  - ・複数の教職員（管理職と担当者等）で誠意をもって対応する。
  - ・わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝える。
  - ・名前と肩書き・担当等を伝える。
  - ・記録を取ることの了解を得る。
  - ・真摯な態度で苦情や訴え等を傾聴し、謝罪すべきことはしっかりと謝罪する。
  - ・話の途中で反論せず、時間を区切らず最後まで粘り強く聴き取る。
  - ・十分に話を聴いた後、学校の状況や事実を丁寧に説明する。必要に応じて、指導方針等を伝える。
  - ・学校が対応したことについて、後日連絡する旨を伝える。
  - ・貴重な意見をいただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、今後とも忌憚なく意見をお聴かせ願いたいことを伝える。

#### 対応後の留意点

- 全教職員に周知徹底し、改善すべき点は直ちに検討・対処し、信頼回復に努める。
- 児童生徒に対しては、苦情等の内容をできるだけ具体的に伝え、規範意識を高めたり、社会性を育てたりする指導の絶好の機会と捉える。
- 対応記録を必ず残し、課題等を明らかにして、今後の指導や教育活動の改善に生かす。
- 個人情報については、守秘義務を守る。



# 苦情等

**最初の対応者** ① 名前・用件等の確認（匿名希望の場合は了承） ② 担当者への引継ぎ  
 ※ 用件や担当者を確認しないままの「たらい回し」は絶対にしない。  
 （最初に電話を受けた教職員の対応により問題がこじれる場合がある＝誠意ある対応が重要）

**児童生徒に関すること**

生徒指導、学習指導、進路指導、部活動指導、問題行動、交友関係 等

**教職員に関すること**

生徒指導、学習指導、進路指導、部活動指導、私生活に関すること 等

**施設等に関すること**

施設・設備の管理（境界・破損等） 等

**担当者または教頭が対応**

**教頭または事務長（主任）が対応**

**担当者または事務長（主任）が対応**

**対応時のポイント**

- 名前・肩書き等を伝える。
- 真摯な態度で傾聴し、最後まで粘り強く聴き取る。
- 話の途中で反論しない。
- 謝罪すべきことはしっかり謝罪する。
- 事実のみを丁寧に説明し、個人の意見や評価を交えない。
- 即答・約束はせず、校内で検討・対応後伝えることを約束する。
- 必ず詳細な記録を取る。
- 提言等へのお礼やねぎらいの言葉を伝える。

**教頭が集約し、校長へ報告**

**校長へ報告**

**事務長（主任）が集約し、校長へ報告**

**対応後の留意点**

- 全教職員に周知徹底し、組織として対応する。
- 改善すべき点は、直ちに検討し、対処する。
- 提言者へ、解決策・対応策等について説明する。
- 個人情報については、守秘義務を守る。

学校の信頼回復 児童生徒の規範意識の醸成 教育活動の改善 等

**② 問題が複雑化した場合**

- 基本的な対応**
  - ・問題が複雑化する前に、早期に校長が対応する。  
 （校長は最後の砦ではなく、早い段階から積極的に対応するよう心掛ける。）
  - ・記録を時系列に整理したペーパーをもとに説明し、曖昧な発言や言い訳は厳に慎む。
  - ・物による証明や人による証言など、事実をもとに対応する。
  - ・相手に共感することをわかりやすい形で表し、誠意をもって粘り強く対応する。
  - ・法的な根拠を踏まえて対応する。
  - ・教育委員会と連携し、組織的に対応する。
  - ・スクールソーシャルワーカーの派遣要請の検討をする。【次項参照】

### ③ 関係機関との連携

#### □ 連携が必要な場合

- 学校の指導体制では解決が困難な場合
- より専門的な判断が必要と考えられる場合
- 専門機関と連携した方が、より効果が期待される場合
- 学校の要因以外に解決しなければならない課題がある場合
- 命や安全に関わる問題等、緊急な援助を必要とする場合

#### □ 連携を図る際の留意点

- ・連携の必要性と学校側が考えている連携先を提案するが、連携先へ連絡するかどうかについての決定は、相手に委ねる。
- ・援助の一環としての連携に努め、指導の放棄と受け取られないようにする。
- ・個人情報の保護をはじめ、児童生徒や保護者の人権を侵害することのないよう留意する。

## 🗨️ ベストを尽くす ～速やかな行動と丁寧な対応が必要～

### 今、すぐやれること・・・手を抜かない

危機管理とは、「今、すぐやれること」からのスタートなのである。解決が困難でも、解決のために動き出す。そして、動きながら解決の方策を見出していく。

危機対応は、問題発生に対して、すぐ立ち上がることであり、決して手を抜かないことである。

### 大クレーム時代・・・すぐ回答を欲しが

現代社会は大クレームの時代だという。昔だったらこの程度の子ども同士の問題に保護者が乗り出して苦情を言うことがなかったのに、というベテラン教師がいる。

しかも、クレームする人間は、すぐ回答が来るものと思い、いらいらしながら待っている。遅れることが次のクレームになる。

事故対応もクレーム対応も、教師や学校は迅速に動いて解決を見出す努力が必要である。そして、一つの事故やクレームの背景に同じようなたくさん事故やクレームを生じる可能性を考えて、その根本的な処置を見出すことである。

### クレーム処理・・・対応は迅速に、そして丁寧に

学校にクレームが来た場合、事実を確認して、素直に詫げる。保身のために弁解することなどは、かえって不信感のもとになる。

また、必要があれば、学校としてアカウンタビリティー（説明責任）を学校通信等で行う。問題処理を先延ばしにして、問題を拡大させてからでは、かえって問題処理が難しくなるのである。

#### 【学校・教師と保護者の衝突 三つの要因】

学校・教師の原因	保護者の受け取り
保護者への誠意の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初から学校・教師に対する不信感がある。</li> <li>・話をよく聞いてくれない。</li> <li>・約束を守らない、自分の都合を押しつける。</li> </ul>
保護者への説明のまずさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親や子どもをバカにしたような言い方をする。</li> <li>・納得できる説明でない。</li> <li>・説明内容が難しすぎて理解できない。</li> </ul>
保護者との感情的な対立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言い訳ばかりで信頼できない。</li> <li>・学校に言うよりも教育委員会へ電話する。</li> <li>・何を言っても通用しない、話してもムダ。</li> </ul>

＜高階玲治 「見てわかる学校の危機管理マニュアル」2001年＞

## 提言者のタイプと対応方法

- 善意の提言者  
児童生徒の迷惑行為や設備上の瑕疵等を訴え、善処・改善を求める。  
【対応】 誠意ある回答と即座の対応をとることで収束する。
- 依存型の提言者  
苦情等を言うことで教職員との人間関係を保とうとする。教職員では「おなじみの人」  
【対応】 貴重な情報も多いので、丁寧に対応する必要がある。
- 敏感型の提言者  
チャイム音やおしゃべりの声等に敏感で、ちょっとしたことに不平・不満を訴える。  
【対応】 全面的な解決は無理でも、少しでも改善した点を具体的に示すことが大切である。
- 溺愛型の提言者  
子どもを溺愛するあまり、子どもから「先生にしかられた。」とか「友達にいじめられた。」等の訴えを聞くと烈火のごとく怒る。  
【対応】 言い訳を十分聞いた上で、正しい情報を伝えると冷静な判断をしてもらえることが多い。
- 自己防衛型の提言者  
子供の失敗や自らの「非」を責められることを防ぐため、学校（教職員）の「弱点」を探し出し”先制攻撃”をしかけるタイプ  
【対応】 身構えることなく、「事実」をもとに冷静に対処する必要がある。
- 欲求不満型の提言者  
別のことに対する不平・不満を学校にぶつけることで欲求不満を解消しようとするタイプ  
【対応】 この場合も、言い分に丁寧に耳を傾けることが基本姿勢となる。
- 自己愛型の提言者  
自分は優れた人物であるとのプライドが高い人に多い。  
【対応】 発言や注意を無視されたと感じると攻撃的になるので、丁寧なあいさつなど他の型よりいっそう留意しなければならない。
- 利得追求型提言者  
苦情等を言うことで、金品の要求をしていくことがある。  
【対応】 脅迫や恐喝にあたる場合があるので、行政が行う法律相談を受けたり、警察との連携を密に取るなどして、毅然とした姿勢を貫く必要がある。
- 愉快犯型の提言者  
苦情等の改善・実現が目的ではなく、苦情等にとまどう相手の様子を見て快感を得る。  
【対応】 徐々に要求を肥大化させたり、教育委員会等を”利用”する（操作性）などの特色がある。決して単独で対応しないことが原則である。
- 理解不能型提言者  
提言者自体が学校とは無関係であったり、その内容が突然変わったりするなど、混乱がみられる型  
【対応】 人格障害等「心の問題」が疑われることもあるので、記録をきちんと残しておく、保健所の精神保健相談等で対応方法を相談するとよい。

< 「指導と評価」 2005年4月号

東京都福生市教育委員会指導室長 嶋崎政男 「保護者対応」 >

## □ 緊急保護者会の開催

### 対応のポイント

- ① 開催のねらいを全教職員で共通理解する。
- ② できるだけ早い時期に開催するとともに、すべての家庭に確実に連絡する。
- ③ 説明原稿及び質問に対する想定問答を準備する。
- ④ 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- ⑤ 今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。

### ① 開催のねらい

- 学校が直接説明を行うことにより保護者の理解を得るとともに、誤った情報や不正確な噂が広がることを防止する。
- 問題に対する学校の方針を伝えるとともに、保護者の意見や要望を聞き、学校運営の改善に生かす。
- 問題の早期解決を図るため、児童生徒の心のケア等家庭における対応についてのレクチャー及び協力を依頼する。

↓  
信頼関係の構築

#### PTAとの協力関係の在り方

危機発生時のPTAの基本的スタンスは、「学校に全面的に協力する。」というよりも、「保護者として何が出来るかを自ら考えた上で、学校と協力できるところは協力する。」と捉える方がよい。

### ② 開催に向けた流れ

- 1 事件・事故等の正確な事実確認
  - ・ 事情聴取・家庭訪問・関係機関等を通じて、5W1Hを迅速に確認する。
  - ・ 時系列に従って状況を記録するとともに、原因・背景等をできる限り把握する。
- 2 緊急対策会議の開催
  - ・ 情報の集約と、職員会議及びPTA役員会開催等に向けた協議を行う。
- 3 当事者保護者への説明と承諾
  - ・ 事件・事故の場合は、PTA役員会及び臨時保護者会で説明する内容について、当事者保護者に伝えて、承諾を得る。
- 4 緊急職員会議の開催
  - ・ 事件・事故等の状況を周知し、具体的な対応方針等に関する意志統一を図る。
  - ・ 緊急PTA役員会の開催を決定する。
  - ・ 開催について、校長がPTA会長・副会長へ直ちに電話で協力依頼する。
- 5 緊急PTA役員会実施について電話等による連絡
  - ・ 校長もしくは教頭が行う。
- 6 緊急PTA役員会の開催
  - ・ 状況説明及びPTAとしての対応の在り方等について協議する。
  - ・ 緊急保護者会の開催を決定する（日時・場所・対象保護者の範囲等）。
  - ・ 保護者会当日、PTA役員が学校の立場に立ちすぎると、保護者の反発を呼ぶことがあるので注意することを確認する。
- 7 教育委員会への連絡と協力依頼
  - ・ 緊急保護者会の開催決定について、教育委員会に連絡する。
  - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等専門家の派遣を依頼する。
  - ・ 必要に応じて、教育委員会の支援・同席等を依頼する。

### ③ 事前準備

- 日時
  - ・事件・事故後、できるだけ早期に開催する。
  - ・昼間は働いている保護者が出席しにくいので、夕方から夜間にかけて開催することが望ましい。
  - ・緊急の場合、休日の開催も考慮する。
- 会場
  - ・広さ・照明・放送機器や冷暖房の必要性等を考慮する。  
(「広さ」については、両親共に来校することも考慮する。)
- 保護者への案内
  - ・電話連絡又は保護者宛文書（PTA会長と校長の連名）により案内する。  
(緊急の場合、1軒1軒連絡することが望ましい。電話による連絡網では行き渡らないことがある。)
  - ・急を要する場合の電話による保護者開催案内文例については、「重大事案発生時の基本的な対応(重大事案-3)」を参照
  - ・関係者のみで話し合う機会とするため、葉書を送付し、受付で提出してもらう方法もある。

#### <「保護者宛案内文書」文例>

保護者 様

平成〇年〇月〇日

〇〇立△△学校  
PTA会長 □□□□  
校 長 □□□□

#### 緊急保護者会の開催について（御案内）

平素から、本校教育に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、この度校内で発生しました〇〇〇の件につきまして、保護者の皆様には大変御心配をおかけしましたことを、心からおわび申し上げます。  
学校では、これまでにも、規範意識を育てるとともに、子どもたちの心に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実に努めてきたところではありますが、今回の件が起りましたことは、学校の力不足と痛感しているところであります。  
このため、学校といたしましては、今回の出来事についての詳細とその後の経過、今後、このようなことを二度と起こさないための対応策等について御説明させていただくとともに、保護者の皆様から、本校の指導の在り方等について御意見をいただく機会をもちたいと考えております。  
つきましては、下記のとおり緊急の保護者会を開催いたしますので、御多忙の折、誠に恐縮ですが、御出席いただきますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後7時から午後8時まで
- 2 場 所 本校体育館
- 3 内 容 ① 概要説明及び今後の取組等について  
② 質疑応答  
③ スクールカウンセラーによる「心のケアについて」の説明  
④ その他
- 4 その他 ① 恐れ入りますが、上履きを御用意ください。  
② 報道関係者へは非公開としております。

- ・配付資料
- ・校長の説明原稿及び質問に対する想定問答  
(児童生徒のプライバシーに関する内容を説明する必要がある場合には、必ず当該児童生徒の保護者の了解を得る。必要に応じて、教育委員会へ相談する。)
- ・必要に応じて、湯茶・ペットボトル等の飲み物の用意
- 留意事項
  - ・子どもを家に残すことが心配な家庭、乳幼児を抱えた家庭等のために、託児を引き受ける等配慮を必要とする場合がある（託児担当者の決定、託児場所の用意）。

#### ④ 保護者会当日

##### □ 役割分担（例）

###### 保護者会

司会（教頭）※ 事案によっては、PTA会長等が行う方が望ましい場合もある。

あいさつ（校長・PTA会長）

説明（校長）※ 必要に応じて、生徒指導主任・学年主任が補佐する。 記録（教務主任）

###### 周辺関係

受付（学級担任） 駐車場・警備（生徒指導部） 救護（養護教諭）

##### □ 進行次第（例） ※ 校長は、保護者の入場を迎える、事前に着席しておくなどが望ましい。

###### 1 開会行事

・校長あいさつ

・PTA会長あいさつ（PTA会長との協議次第では省略もしくは閉会時に）

###### 2 概要説明等

① 事件・事故等の概要

② 事件・事故等に対する学校の対応

③ 校長の所見

④ 今後の対応策

⑤ 保護者への協力依頼

###### 3 質疑応答・協議

###### 4 スクールカウンセラー等による「心のケアについて」の説明

###### 5 閉会行事

・校長あいさつ

##### □ 説明・質疑応答の際の留意点

・最初に、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。

・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。

・当該児童生徒やその保護者の個人の責任を問うことはしない。

・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。

・保護者に協力を依頼する際は、資料等をもとに、具体的に示す。

・背景や原因に関わることは慎重に発言する。

（たとえば、早い段階で「いじめはなかった。」と断定しない。）

・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。

##### □ 開催中の留意点

・全教職員が参加する。

・学校への苦情に終始しないよう進行する。

（苦情が出るのは当然であるが、後半は、これから児童生徒のために共に何ができるかについて、今後の対応策や建設的な意見を引き出すよう努める。）

・発言が、必ずしも保護者全体の意見を代表しているとは限らない場合もあることを認識する。

・保護者会の内容・発言は、マスコミに伝わるという前提で話す。

##### □ 終了後の個別対応

・教職員は、保護者が気軽に話しかけられる位置に立ち、質問・相談等に誠意をもって対応する。

#### ⑤ 事後対応

##### □ 欠席した保護者への資料配付

##### □ 記録の分析と要望の集約

・今後の対策会議や職員会議における協議の資料とする。

##### □ 学校が提示した対応策の早期実施

##### □ 保護者からの要望の実現に向けた検討

・改善できる点は直ちに検討・対処し、信頼回復に努める。

## 保護者との連携を「阻む態度」と「促す態度」

### 阻む態度

- × 権力的  
子どもが問題を起こすと、すぐに学校に呼びつけ、「家庭では何をやっているのか。」と責任を追及する。
- × 事務的  
誠意や愛情が感じられず、「こんな問題を起こされて学校は困っている。」というメッセージを送る。
- × 啓発的  
ものを教えてやるというように、相手を一段低く見下ろす。
- × 専門家的  
余計な口出しをせず、専門家の自分たちに任せておくと伝える。
- × 独善的  
学校のやり方がすべて正しく、家庭は学校に従い協力するのは当然と考える。
- × 脅迫的  
学校に協力しないと、進路やいろいろなところに影響が出るかもしれないという脅しのメッセージを伝える。

### 促す態度

- 礼儀正しく対応する。
  - 大事にしているという印象を与え、かつ、威圧感を与えない。
  - 保護者に希望を与える。
- (例) 非行を黙認しているように見える保護者のケースでも、その多くは、「子どもをよくしたい。」が「親の言うことを全く聞かない。」「指導することによって、家庭内のトラブルが一層増える。」等から、仕方なく黙認するしかない状態にあると考えられる。その時に、「家庭で責任をもって指導してください。」という対応は、学校不信・学校批判を生じかねない。保護者との連携がなければ、問題解決にはより多くの時間がかかる。そこで、「よくするために何をしたらよいか、一緒に考えていきましょう。」という一言が、保護者に希望と勇気を与える。

<「平成18年度問題行動に対する連携 中国・四国ブロック協議会」基調講演  
香川大学教育学部助教授 阪根健二「問題行動に対する望ましい連携の在り方とは」>

## □ 重大事案発生時の報道機関への対応

### 対応のポイント

- ① 学校が主体的に、誠意をもって対応するとともに、児童生徒の人権尊重という視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する（関係保護者等から公開の了解を得る）。
- ② 報道対応チームを立ち上げ、報道対応窓口は一本化する。
- ③ 正確な受け答えをするために、説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務員の守秘義務に留意する。
- ④ 背景や原因に関わることは慎重に対応する。  
（たとえば、早い段階で「いじめはなかった。」と断定しない。）
- ⑤ 多数の取材が予想される場合には、事案の状況把握を勘案しながら、記者会見の設定をできるだけ早く行う。

### ① 基本的な対応の在り方

#### ポイント1

報道機関の背後には、多くの県民・国民の世論があることを認識し、感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に、誠意をもって迅速に取材対応する。

- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め、そこを出発点として、今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。

#### ポイント2

個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。

- ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。  
その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、児童生徒の人権尊重の立場で判断する。
- ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からない。」と答える。
- ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。
- ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、児童生徒・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。
- ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

#### ポイント3

電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。

- ・管理職等の担当教職員を選んで対応窓口を一本化し、全教職員に周知徹底する。
- ・報道対応チームを立ち上げ、想定問答等の作成を行うとともに、事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に、公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得ることが望ましい。
- ・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録し、把握しておく。

### ② 留意事項

- 正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する。
- 教育委員会と連携して対応する。
  - ・人的支援を必要とする場合は依頼する。
- 児童生徒が校内にいる時間帯は、会場を確保して校外で開催することを検討する。
- 校内で実施する場合は、取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。
  - ・取材時間・場所、校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定、児童生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。
  - ・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。



### ③ 記者会見の開催

#### ねらい

- 正確な情報を公平に、積極的に公開することで、うわさや間違った情報を払拭し、二次被害を防止する（報道対応を記者会見に集約することが可能となり、時間的により正確な情報収集も可能）。

#### 開催手順

##### 1 日時・場所等の決定

- 教育委員会へ連絡・相談し、決定する。
- 開催時間・場所
  - ・校内で実施する場合は、児童生徒への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。
  - ・可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して決定する。
    - ＜午前の場合＞ 9：30までに開催 → 昼のニュース・夕刊で報道可能
    - ＜午後の場合＞ 15：30までに開催 → 夜のニュース・朝刊で報道可能
  - ・会場は教室程度の広さのある場所を確保し、記者用の椅子を準備する。
  - ・校舎内の場合は、玄関に近い場所を実施し、立ち入り禁止場所を明示しておく。
  - ・会見者が使う机や椅子は、入口から遠い壁や窓のある場所を後ろにして配置し、あとから入ってくる記者にも対応する。

##### 2 報道機関への連絡

- 管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる。）へ電話・FAX等で連絡する（特定の報道機関だけに連絡しない）。

##### 3 事前準備

- 校長説明資料・配付資料（可能なら）・想定問答
- 役割分担（例）
  - 受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室
  - 司会：教頭 説明：校長 記録・録音：教務主任
  - 助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任
- 教育委員会の関係者への同席依頼
  - ・記者会見の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。

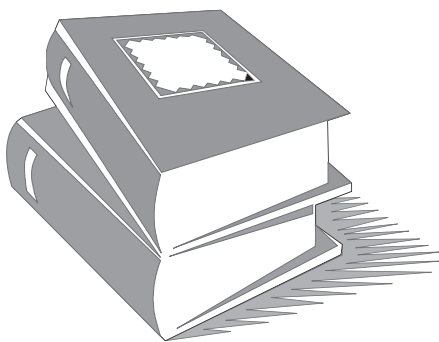
##### 4 記者会見

- 進行次第（例）
  - （1）概要説明等
    - ① はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等）
    - ② 事件・事故等の概要（警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明）
    - ③ これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明）
    - ④ 今後の予定（緊急保護者会、学校再開、児童生徒のケア、次回会見予定等）
  - （2）質疑応答
- 説明・質疑応答の際の留意点
  - ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
  - ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する（一問一答を基本に）。
  - ・当該児童生徒やその保護者の責任を問うことはしない。
  - ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
  - ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
  - ・予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい。」と即答を避けることも必要である。
  - ・背景や原因に関わることは慎重に発言する。
  - ・意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。
  - ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
  - ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。

##### 5 記者会見終了後の対応

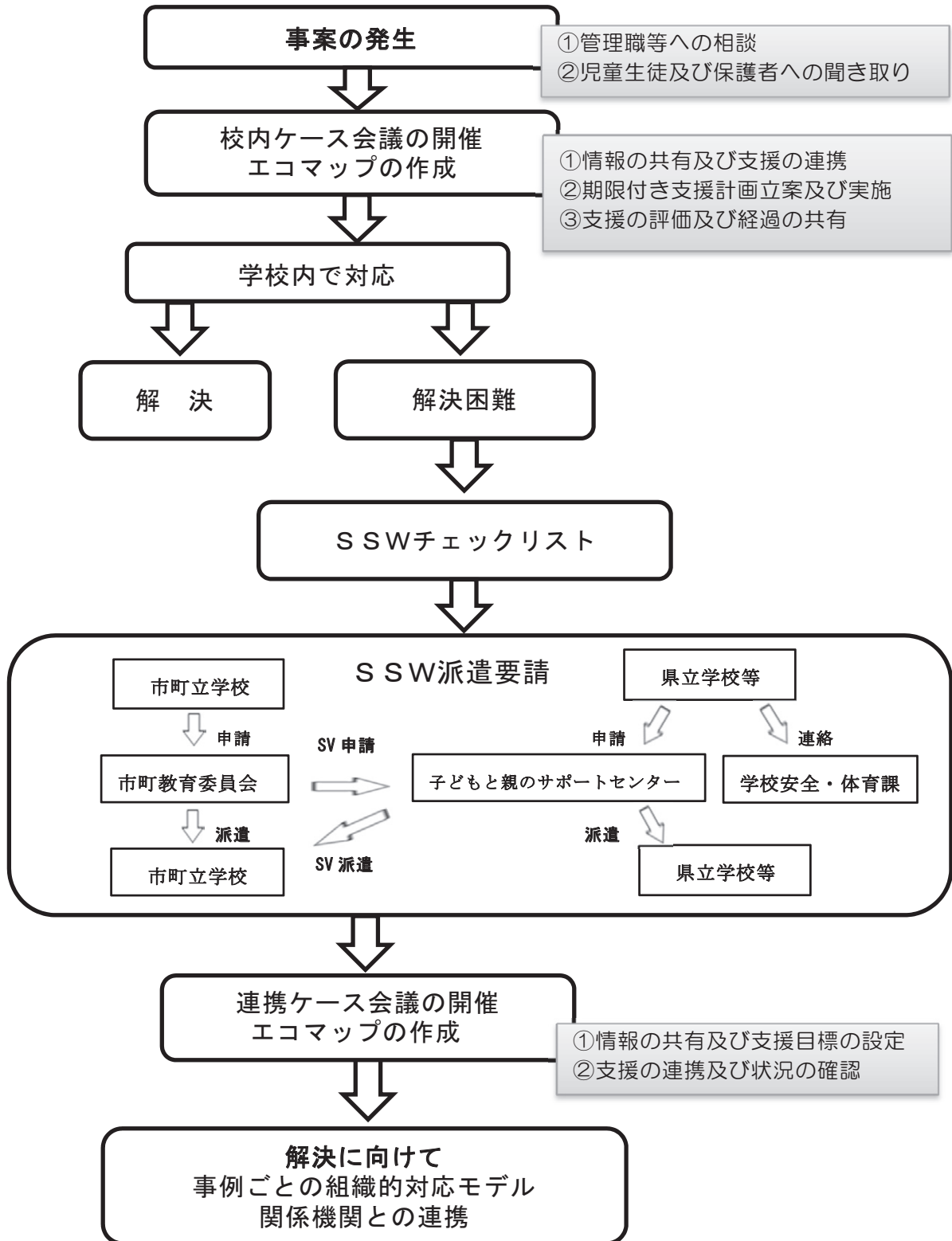
- 個別対応
  - ・報道機関によって話す内容を変えない。
- 翌日以降の新聞等の情報収集

資 料 編



# SSW活用の流れ

事案解決に向けて、学校がどのように取り組んだらよいか、SSWをどのように活用したらよいかをフローチャートで示す。



①管理職等への相談  
②児童生徒及び保護者への聞き取り

①情報の共有及び支援の連携  
②期限付き支援計画立案及び実施  
③支援の評価及び経過の共有

①情報の共有及び支援目標の設定  
②支援の連携及び状況の確認

※ 「エコマップ」や「SSWチェックリスト」等、詳しくは...  
「SSW活用マニュアル」(やまぐち総合教育支援センター内子どもと親のサポートセンター)  
URL : [http://www.ysn21.jp/furecen/ssw\\_katsuyou.pdf](http://www.ysn21.jp/furecen/ssw_katsuyou.pdf)

## 関係機関との連携

支援を行う際に連携が必要になってくる関係機関の特徴を挙げている。事例ごとの組織的対応モデルと一緒に参考にしてほしい（□は各機関の役割、・はその特徴）。 2015.4.1 現在

機 関	特 徴	設 置
<p>児童相談所</p>	<p>□児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応している。主な業務は、児童福祉司や児童心理士が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施して指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、中央児童相談所に併設した一時保護所に児童を一時保護し、行動の観察や生活の指導を行う。</li> <li>・児童や保護者の指導、児童の施設入所等の措置を行う。</li> <li>・一つの児童相談所が管轄するエリアが広い。</li> </ul> <p><b>【児童相談所の場所と管轄】</b></p> <p>*管轄は、太線で表記している。</p>	<p>岩国児童相談所 0827-29-1513 周南児童相談所 0834-21-0554 中央児童相談所 083-922-7511 宇部児童相談所 0836-39-7514 下関児童相談所 083-223-3191 萩児童相談所 0838-22-1150</p>
<p>市役所 町役場</p>	<p>□児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と身近で、家庭環境等の多様な情報をもっている。</li> <li>・フットワークが軽く、家庭訪問ができる。</li> <li>・市町の各課とネットワークが構築されている。</li> <li>・「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を主催し、要保護児童（虐待・非行・障害等）に関するケース会議を実施する。参加者には守秘義務が生じる。</li> </ul> <p>□障害のある方への福祉施策について、様々なサービス（事業）を行っている。障害者手帳等の申請や障害年金等について担当しており、特別支援学校等に関する情報提供や相談等も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族に障害（知的・身体・精神）がある場合、支援に協力ができる。</li> <li>・障害者の福祉サービスを利用したい場合の相談にも応じてもらうことができる。</li> </ul>	<p>19市町にある支所にもある</p> <p>19市町にある支所にもある</p>

SSW活用マニュアル抜粋

市役所 町役場	社会福祉課 (社会福祉 事務所) *市町によ り呼称が異 なる。	<input type="checkbox"/> 生活保護、その他福祉一般に関わる業務を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族(親族)の状況を知っている。</li> <li>• 生活保護受給の決定を行うので、経済状況を把握している。</li> <li>• 子どもの問題の専門家ではないが、就労や就学等の相談員もいるので、相談は可能。</li> <li>• 扱うケース数が多い。</li> </ul>	各市町  ※阿武町は萩市福祉事務所。和木町、上関町、田布施町、平生町は東部社会福祉事務所(柳井健康福祉センター)
	市町保健 センター (母子・高 齢者)	<input type="checkbox"/> 健康づくり事業に関することを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健に関する業務も行っているため、児童・生徒の妊娠等に関する支援に協力できる。</li> </ul>	19市町にある
民生児童委員  主任児童委員	<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導等を行う。児童虐待の通告の仲介も行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日頃の世帯の様子をよく知っており、家庭訪問をすることができる。 (これらの委員や保護司の方々が学校評議員になっている場合もある。)</li> <li>• 身近すぎて家庭に入りにくい場合がある。</li> </ul>		
スクールカウンセラー (SC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 心理の専門家、現時点で本人と関わりがない場合でも心理的な見解を述べてもらえるので、今後の支援候補者としても協力してもらおう。</li> <li>• ある程度回数が決まっており、頻繁に関わりにくい。</li> <li>• SSWと比べて、家庭に介入しにくい。</li> </ul>		
警察(生活安全課)  少年サポートセンター (東部・中部・西部)  少年安全サポーター (警察官OB)	<input type="checkbox"/> 警察は、非行少年の補導・保護・検挙・捜査・少年相談の受理を行う。 少年サポートセンターは県内3つの警察署に設置され、子どもの非行、問題行動、しつけ、犯罪被害に関する相談を行う。 少年安全サポーターは、拠点となる所轄警察署から教育委員会に出向いて連携を図りながら学校への指導を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している。  <ul style="list-style-type: none"> <li>• ケースに事件性がある場合や、非行、校内暴力、家庭内暴力などの場合に相談できる。</li> <li>• 離婚した夫によるストーカー行為など、保護者による犯罪行為の場合にも相談できることがある。</li> </ul>	<b>東部少年サポートセンター</b> (岩国警察署内) 0827-23-5150 ○活動の地域～岩国、周南地域 ○岩国、柳井、光、下松、周南警察署 <b>中部少年サポートセンター</b> 083-925-5150 (警察本部少年課内) ○活動の地域～山口、萩地域 ○管轄警察署～防府、山口、山口南、長門、萩警察署 <b>西部少年サポートセンター</b> 083-222-5150 (下関警察署内) ○活動の地域～宇部、下関地域 ○管轄警察署～宇部、山陽小野田、小串、美祢、下関、長府警察署	
社会福祉協議会 (権利擁護事業等)	<input type="checkbox"/> 社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行ったりしている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者や祖父母に軽度の認知症や知的障害、精神障害(疑いを含む)があり金銭管理能力が不十分である場合などは、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」により、日常的な金銭管理や見守り、福祉サービスの利用援助を行うことができる。生活保護との併用も可能。</li> <li>• 地域の社会資源や福祉サービス、ボランティア等の情報を多く有している。</li> </ul>		19市町にある

SSW活用マニュアル抜粋

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得が低い者への貸付も行っている。</li> <li>・子ども・高齢者・障害者の相談窓口。 (各社協によって事業内容やサービスは異なる)</li> </ul>	
地域包括支援センター (高齢者権利擁護・介護保険)		<ul style="list-style-type: none"> <li>□高齢者の権利擁護、虐待対応や成年後見などを行っている。</li> <li>・高齢者(65才以上対象)の医療・福祉・介護に関する総合相談窓口。</li> </ul>	19市町にある
山口県発達障害者支援センターまっぴ		<ul style="list-style-type: none"> <li>□自閉症児(者)をはじめとする発達障害児(者)等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行っている。</li> </ul>	山口市仁保 083-929-5012
児童・障害者相談センターのソーシャルワーカー(SW)	障害者相談支援事業機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>□障害者(児)の相談を受け、サービスの利用計画や、他の機関との連絡調整を行う。</li> <li>・SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。</li> <li>・要支援者から支援の依頼が必要。</li> </ul>	各圏域
	児童家庭支援センター(24時間受付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地域の子どもや保護者、住民から、18才未満の子どもに関する不登校や児童虐待、その他学校や地域における悩みなど様々な相談を受け付けている。</li> <li>・SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。</li> <li>・児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着した相談支援を行う。</li> <li>・ショートステイ、トワイライトステイ等の事業等もある。</li> <li>・要支援者から支援の依頼が必要。</li> </ul>	県内4カ所 ○なかべこども家庭支援センター「紙風船」(なかべ学院乳児部：下関市) ○こども家庭支援センター「清光」(清光園：山口市) ○子ども家庭支援センター「海北」(防府海北園：防府市) ○こども家庭支援センター「ぼけっと」(共楽園：周南市)
県健康福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>□精神保健相談やひきこもりの支援を行っている。</li> <li>・保護者や本人に精神障害がある場合、「精神・難病班」が相談に応じる。 ※緊急時(本人や保護者に自傷他害の危険性がある場合)は、110番で保護を求めること。</li> </ul>	県内8カ所 (下関市は下関市保健所)
医療ソーシャルワーカー(MSW)、精神科ソーシャルワーカー(P SW)		<ul style="list-style-type: none"> <li>□病院のソーシャルワーカー(SW)で、患者や家族の相談を受けたり、関係機関との連絡調整をしたりする。</li> <li>・ケース会議に参加してもらい医療・福祉サービス利用の見立て、主治医の見解の伝達、ケース会議での意見を主治医へ伝えることができる。</li> <li>・MSWやP SWは病院や施設内のSWなので、関わりのある患者に対しては状況把握のため家庭訪問等することもある。</li> <li>・患者や家族の同意や守秘義務が重視される。</li> </ul>	病院によって異なる

**資料2** 学校メンタルサポート事業

**目的**

- 学校だけでは解決困難な問題行動や学校内外で突発的に発生した重大な事件・事故への緊急対応や中・長期的で継続的な対応のための人的支援
  - ◇ 児童生徒や教職員の精神的ケアのための学校支援
  - ◇ 学校の体制づくり、二次被害の防止等に関する助言・援助

**緊急支援**

◆問題行動への支援

(例)  
暴力行為が頻発  
授業が成立しない状況

◆心の安定のための支援

(例)  
事件・事故等により精神的に不安定で、カウンセリングが必要

◆学校全体の危機への支援

(例)  
校内での殺傷事件や死亡事案等の重大な事件・事故が発生

派遣要請

派遣要請

学校メンタルサポートチーム（関係機関の専門家で編成）  
【精神科医、臨床心理士、SSW、警察、児童福祉司、行政職員等】

CRTの判断により出動

派遣

派遣

**問題行動等対応チーム**

**心のケア対応チーム**

**クライシス・レスポンス・チーム (CRT)**

**【支援内容】**

- ◇学校の指導体制への指導・助言
- ◇周囲の児童生徒の安全確保
- ◇保護者への指導・助言

**【派遣要請の方法】**

(公立小・中) 学校→市町教委  
↓  
(県立学校) 学校→学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日常態

問題行動の早期解決  
学校教育機能の回復

**【支援内容】**

- ◇児童生徒のカウンセリング
- ◇教職員へのコンサルテーション
- ◇教育相談体制への助言

**【派遣要請の方法】**

(公立小・中) 学校→市町教委  
↓  
(県立学校) 学校→学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日常態

児童生徒の心の安定  
教育相談体制の強化

**【支援内容】**

- ◇教職員のサポート
- ◇ケアプランの策定支援
- ◇被害者と家庭への心理教育

**【派遣要請の方法】**

公立学校は教育委員会からCRT  
情報センターへ

**TEL : 0835-26-1152**

即日の緊急対応（3日間限定）

二次被害の未然防止  
学校教育機能の回復

CRT撤退後の支援

**中・長期的な支援**

**アフターケアチーム**

専門家チーム撤退後、継続的に児童生徒や教職員への支援を行うため、学校、市町教委からの派遣要請に対して、継続して専門家を派遣し、適切な指導助言等を行う。

## 資料3

## 山口県における教育相談窓口一覧

学校や家庭での教育などについて、お悩みになっていることはございませんか。

県教育委員会では、そうしたさまざまな「声」にお応えするため、市町教育委員会等と連携して教育に関する相談窓口を設け、皆さまからの御相談に応じています。お気軽に御相談ください。

山口県教育委員会

学 校・園	市町教育委員会
学校（園）では、校（園）長や教頭等が中心となり、いつでも相談できる体制を整え、皆さまからのさまざまな御相談をお受けします。  _____ 学校・園 ( ☎                      -                      -                      )	市町教育委員会では、皆さまからのさまざまな御相談をお受けします。 お住まいの市町教育委員会へ御相談ください。  _____ 教育委員会 ( ☎                      -                      -                      )

## やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

## 子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

## 電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00 まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関すること、学校での学習や生活に関すること、いじめ・不登校に関すること、家庭での養育のこと、乳幼児の育児に関すること、特別支援教育に関すること など

【対 象】児童・生徒・保護者・教職員等

「ふれあい総合テレホン」 ☎ 083-987-1240

○いじめ、暴力、問題行動、交友関係などに関する相談は、

「やまぐち子どもSOSダイヤル」 ☎ 083-987-1202

※いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は、

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) [soudan@center.yasn21.jp](mailto:soudan@center.yasn21.jp)

## 来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関すること、インターネットや携帯電話（スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記の「ふれあい総合テレホン」へお申し込みください。

県 教 育 庁	県 学 事 文 書 課
県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。 <b>●山口県教育行政相談室（教育政策課内）</b> ☎ 083-933-4531 (メール) <a href="mailto:a501001@pref.yamaguchi.lg.jp">a501001@pref.yamaguchi.lg.jp</a>	県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。 <b>●学事文書課</b> ☎ 083-933-2138 (メール) <a href="mailto:a10400@pref.yamaguchi.lg.jp">a10400@pref.yamaguchi.lg.jp</a>



# さまざまな関係機関にも相談窓口があります

## ヤングテレホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

下 関 市	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇 部 市	☎ 0836-33-7830
(総合教育相談窓口ほっとライン宇部)	(FAX) 0836-33-7830
山 口 市 (山口市教育相談室)	☎ 083-922-3749
萩 市 (子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防 府 市 (青少年センター)	☎ 0120-783-474
	☎ 0835-24-3232
(教育相談電話)	☎ 0120-078-357
携帯電話からは	☎ 0835-23-1135
下松市ヤングテレホンたまつ	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングテレホン岩国)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光 市 (ヤングテレホン(かり))	☎ 0120-72-3749
(光子ども相談センター)	☎ 0833-74-5910
長門市(長門教育支援センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祢市(ヤングテレホンみね)	☎ 0837-52-0400
周南市(教育相談しゅうなん)	☎ 0120-78-3090
山陽小野田市	
(ヤングテレホン)	☎ 0836-84-2000
(心の支援室)	☎ 0836-82-1188
周防大島町	☎ 0120-23-5509
携帯電話からは	☎ 0820-78-1559
和木町(ふれあいロールわざ)	☎ 0120-81-7830
上 関 町	☎ 0820-62-0245
田 布 施 町	☎ 0820-52-5812
平 生 町	☎ 0820-56-6083
阿武町(ふれあいテレホン)	☎ 08388-2-3176

## 非行・いじめ等

子どもの人権110番(山口地方事務局)	☎ 0120-007-110
法務少年支援センター山口(すこやか青少年心理相談室)	☎ 083-922-6701
少年サポートセンター(山口県警少年課)	
東 部	☎ 0827-23-5150
	☎ 0120-48-5150
中 部(ヤングテレホン・やまぐち)	☎ 083-925-5150
	☎ 0120-49-5150
西 部	☎ 083-222-5150
	☎ 0120-62-5150

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。

## 子どもの体や心の健康

県健康福祉部子ども政策課	☎ 083-933-2947
思春期まっとうダイヤル(県立総合医療センター)	☎ 0835-24-1140
児童思春期外来(県立こころの医療センター)	☎ 0836-58-2327
県健康福祉センター	
岩 国	☎ 0827-29-1523
柳 井	☎ 0820-22-3631
周 南	☎ 0834-33-6425
山 口	☎ 083-934-2531
(防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇 部	☎ 0836-31-3200
長 門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2669
下関市子ども未来部子ども保健課	☎ 083-231-1447
心の健康電話相談(県精神保健福祉センター)	☎ 0835-27-3388

## 育児・児童福祉

児童相談所	
中 央	☎ 083-922-7511
岩 国	☎ 0827-29-1513
周 南	☎ 0834-21-0554
宇 部	☎ 0836-39-7514
下 関	☎ 083-223-3191
萩	☎ 0838-22-1150
児童家庭支援センター	
子ども家庭支援センター「海北」	☎ 0835-26-1152
子ども家庭支援センター「清光」	☎ 0836-65-1188
子ども家庭支援センター「ぼけっと」	☎ 0834-25-0605
なかべ子ども家庭支援センター「紙風船」	☎ 083-266-1935

## 県民相談

中央県民相談室	☎ 083-933-2570
(メール) kenmin.soudan	@pref.yamaguchi.lg.jp
岩国地方県民相談室	☎ 0827-29-1506
柳井地方県民相談室	☎ 0820-24-0250
周南地方県民相談室	☎ 0834-33-6401
山口地方県民相談室	☎ 083-921-9540
宇部地方県民相談室	☎ 0836-38-2116
下関地方県民相談室	☎ 083-235-8791
萩地方県民相談室	☎ 0838-21-0051

## 教育資金

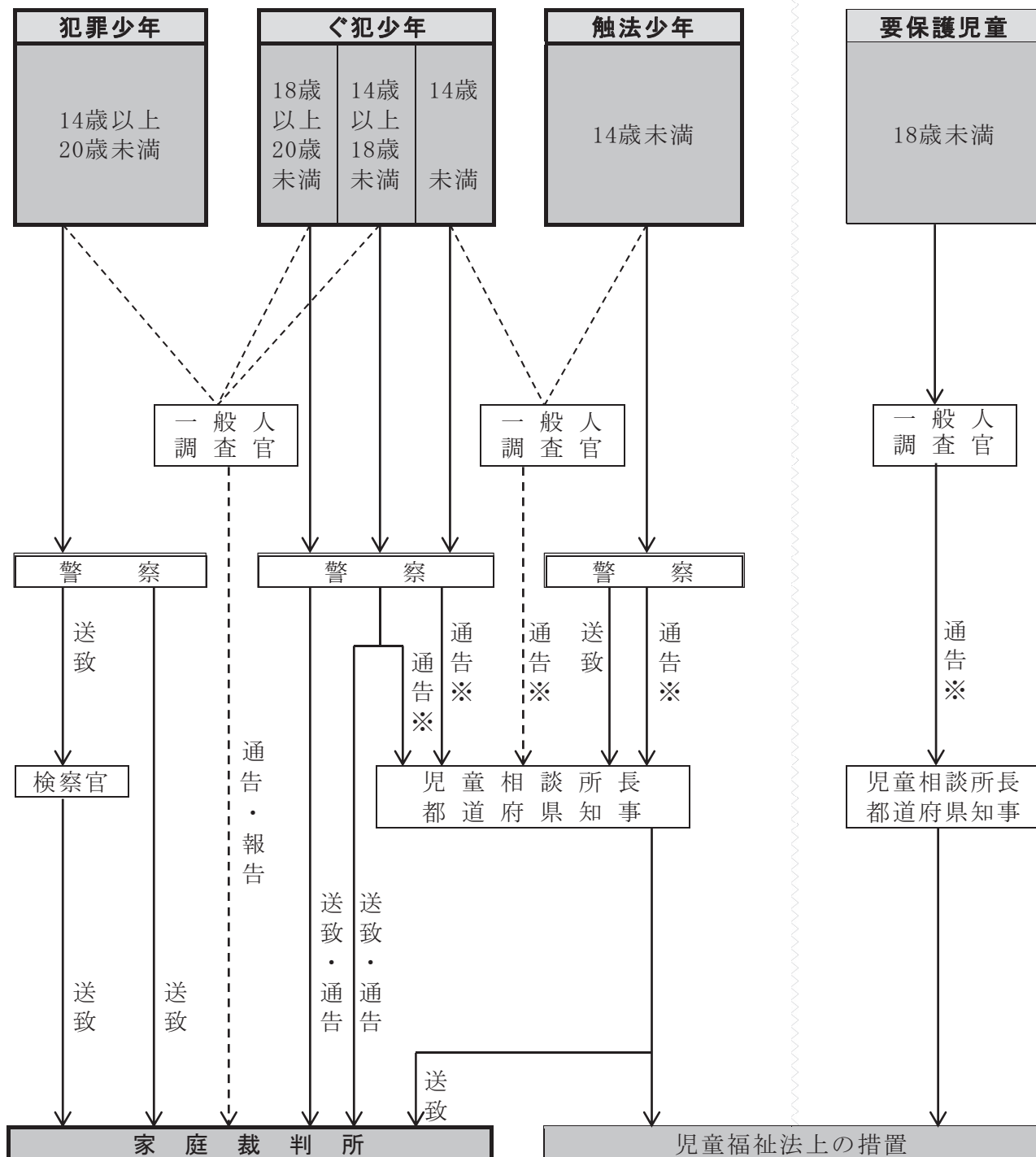
山口県ひとづくり財団奨学センター	☎ 083-933-4770
労働福祉金融制度教育資金(県労働政策課)	☎ 083-933-3210
医師修学資金(県医療政策課)	☎ 083-933-2937
看護師等修学資金(県医療政策課)	☎ 083-933-2928
獣医学生修学資金(県畜産振興課)	☎ 083-933-3434
母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の修学資金(県健康福祉センター・各市町母子・父子福祉担当課・県子ども家庭課)	
県健康福祉センター	
岩 国	☎ 0827-29-1522
柳 井	☎ 0820-22-3777
周 南	☎ 0834-33-6422
山 口	☎ 083-934-2528
(防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇 部	☎ 0836-31-3200
長 門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2664
各市町母子・父子福祉担当課	
下関市	☎ 083-231-1358
宇部市	☎ 0836-34-8330
山口市	☎ 083-934-2960
萩市	☎ 0838-25-3259
防府市	☎ 0835-25-2348
下松市	☎ 0833-45-1836
岩国市	☎ 0827-29-5075
光 市	☎ 0833-74-5910
長門市	☎ 0837-23-1156
柳井市	☎ 0820-22-2111
美祢市	☎ 0837-52-5228
周南市	☎ 0834-22-8460
山陽小野田市	☎ 0836-82-1175
周防大島町	☎ 0820-77-5505
和木町	☎ 0827-52-2195
上関町	☎ 0820-62-0184
田布施町	☎ 0820-52-5810
平生町	☎ 0820-56-7115
阿武町	☎ 08388-2-3115
県子ども家庭課	☎ 083-933-2751

生活福祉資金の教育支援資金(県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会)  
☎ 083-924-2813(県社会福祉協議会)

## その他

○生涯学習相談	
山口県ひとづくり財団	
県民学習部生涯学習推進センター	☎ 083-987-1730
○中学校卒業程度認定試験相談	
県教育庁義務教育課	☎ 083-933-4595
○高校卒業程度認定試験相談	
県教育庁高校教育課	☎ 083-933-4624

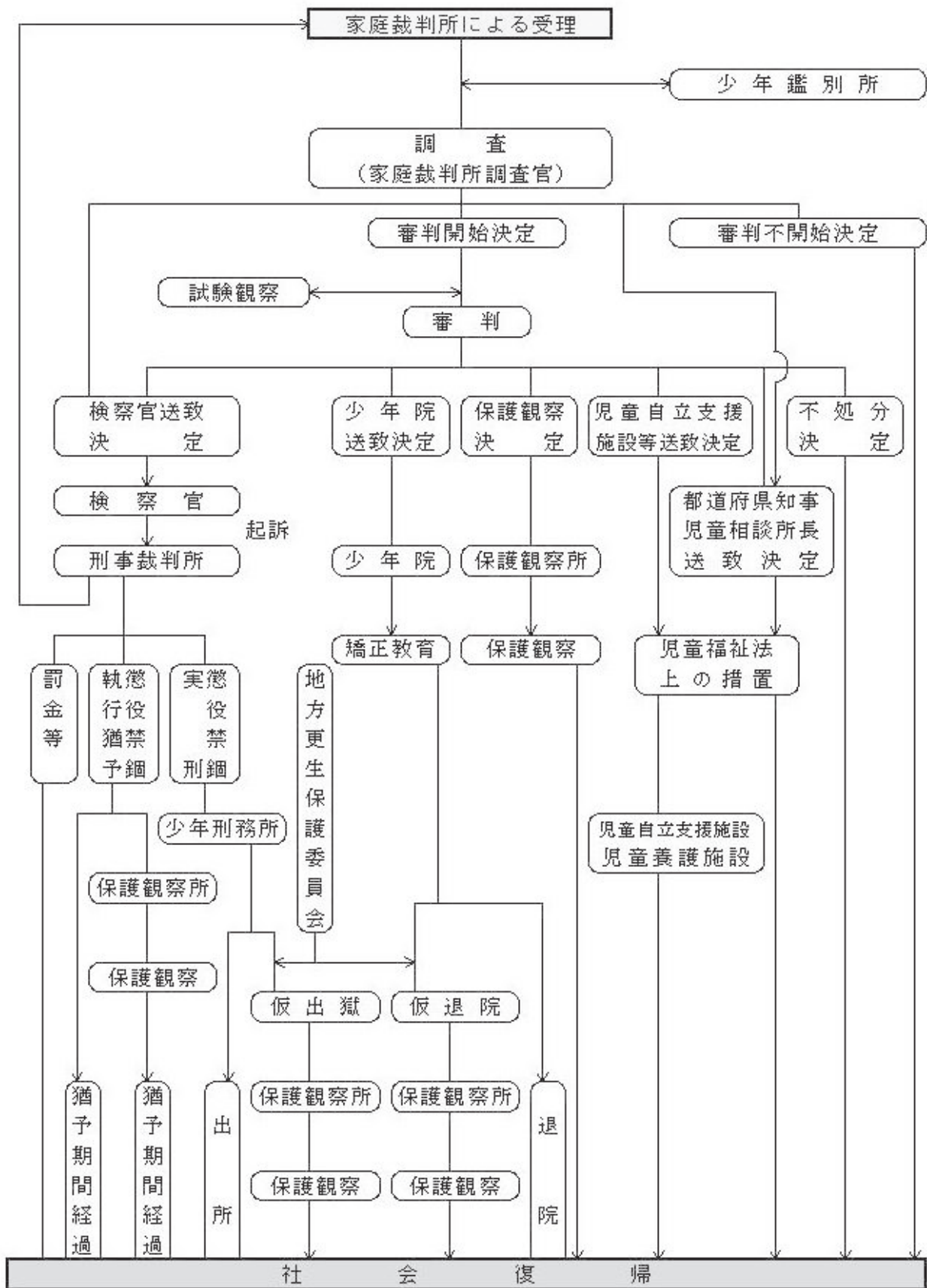
資料4 非行少年発見から家庭裁判所送致まで



※ 保護者がいないか、又は保護者に監護させることが不適當な者に限る。

- |        |   |
|--------|---|
| 犯罪少年   | : 罪を犯した14歳以上から20歳未満の少年  |
| 触法少年   | : 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年   |
| ぐ犯少年   | : 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年 |
| 非行少年   | : 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年  |
| 不良行為少年 | : 非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年                               |

資料5 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで



## 資料6 学校における事件・事故等発生時の報告について

学校等において、下記の事件・事故等が発生した場合は、教育庁学校安全・体育課 山口県学校安全管理班宛て、速やかに報告をお願いします。

また、幼児児童生徒の生命や学校危機につながる「緊急性」の高い事案や、報道の可能性のある事案については、まず電話で概要の第1報を報告するとともに、別紙「速報様式」により速やかに報告してください。

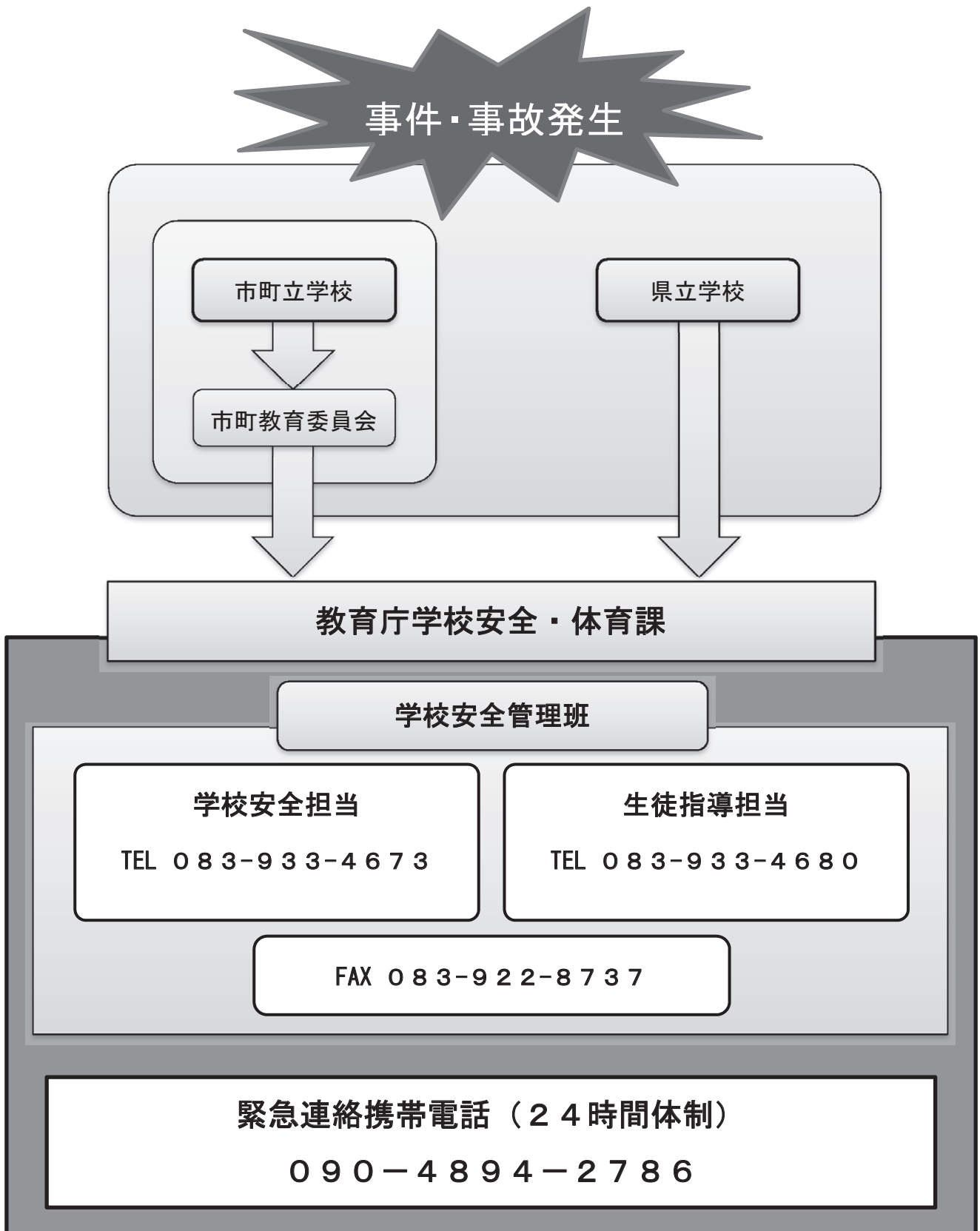
なお、「いじめの重大事態」であると判断される場合、事態の調査、地方公共団体の長への報告等が必要となります。調査の主体が学校か教育委員会かの判断、外部専門家の参加等、所管の教育委員会の指示の下、対応をしてください。県立学校において、学校主体の調査を行った場合、4-3「いじめ事案調査報告書」の様式で報告をすることになります。

### 1 報告の対象となる事件・事故等

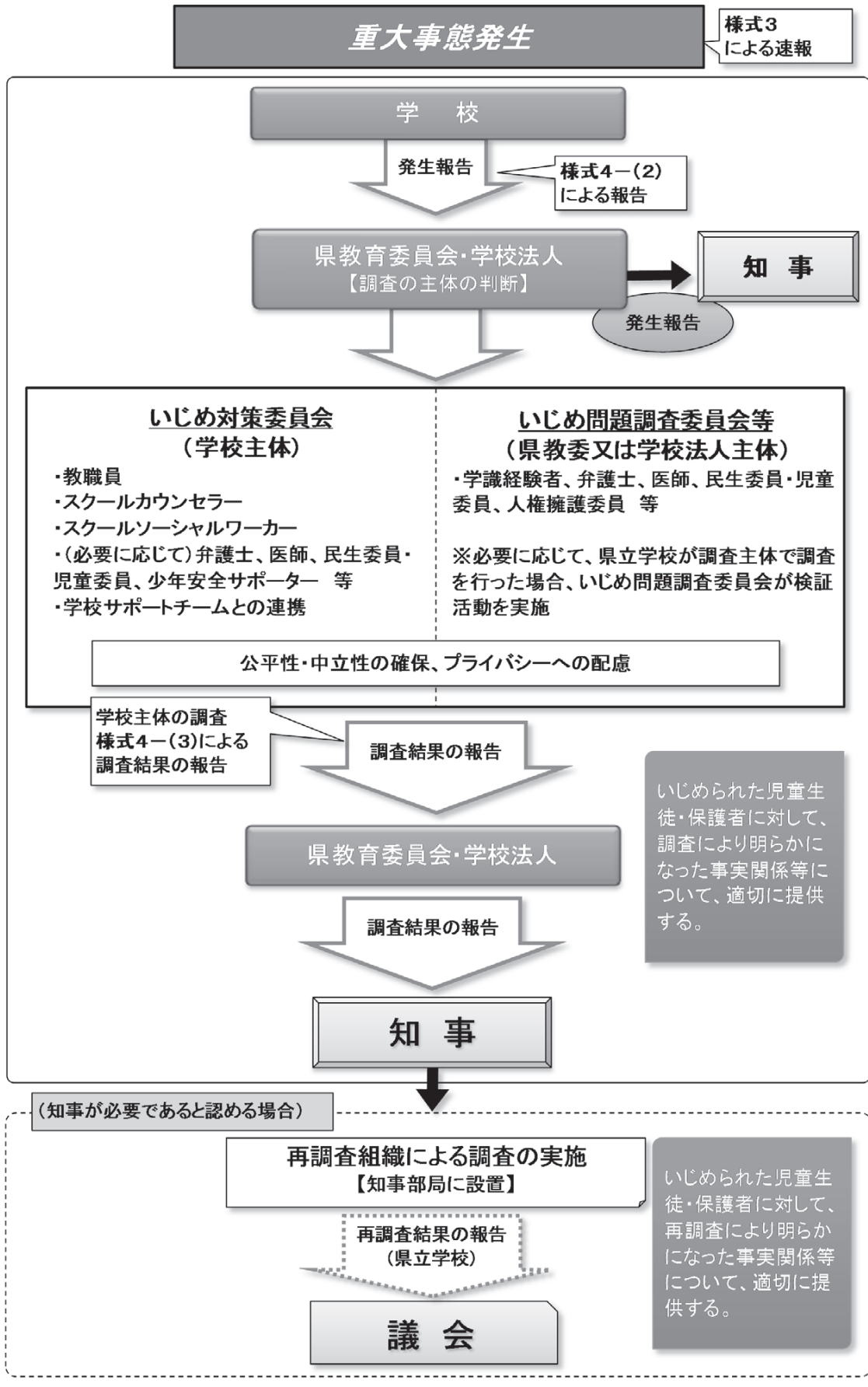
学校安全担当	生徒指導担当
<p>(1) 学校管理下における事件・事故 死亡、又は被災が1週間以上の入院を要する程度の負傷の場合</p> <p>(2) 学校管理下外における事件・事故 死亡、又は被災が特に重傷の場合</p> <p>(3) 交通事故 ア 学校管理下と否とを問わず、1週間以上の治療を要する程度の負傷の場合 イ 交通加害事故で、被害者が負傷した場合</p> <p>※ 学校管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に該当するものをいう。</p> <p>(4) 不審者等による被害 幼児児童生徒へのつきまといや暴力事案など、警察及び近隣校に通報した事案</p> <p>(5) 器物損壊に伴う施設・設備の被害 (爆破・爆破予告を含む)</p> <p>(6) 備品類等の盗難・紛失 薬品・毒劇物の盗難・紛失</p>	<p>(1) 強盗 (2) 強かん (3) 放火 (4) 暴力 ア 複数で個人に対する場合 イ 対教師暴力及び器物損壊 ウ 傷害の程度が大きいもの</p> <p>(5) 恐喝 (6) 危険な遊び ア 生命の安全に影響があるもの イ 死亡、入院を要するもの ウ 失火</p> <p>(7) 性被害 (被害防止の立場から情報提供の必要なもの)</p> <p>(8) 窃盗(万引き等) (集団によるもの、社会的な問題となったもの)</p> <p>(9) 家出 ア 自殺等の問題に繋がる恐れのあるもの イ 3日以上にわたるもの</p> <p>(10) 自殺・自殺未遂・自殺予告 (11) 悪質な行為 (公共物の損壊、列車妨害等)</p> <p>(12) ネット問題(警察と連携したもの) (13) 虐待(関係機関と連携したもの)</p> <p>(14) いじめの重大事態 (①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの、②相当の期間(30日を目安)、欠席を余儀なくされている疑いがあるもの)</p> <p>(15) その他 (性非行、暴走行為、シンナー吸飲等薬物乱用、無断外泊等、学校において、生徒指導上重要と判断されるもの)</p>

○ 報告は、原則として治療等が終了した時点で、別紙「報告様式」により速やかにお願ひします。

2—(1) 報告の手順



○ 重大事態発生時の調査等のフロー



### 3 速報様式

市町教育委員会・学校等から教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班宛ての速報様式 (FAX 等用)

## 学校事件・事故報告 (速報)

教育委員会・学校名		発 信 者	
発 信 日 時	平成	年	月 日 ( ) 午前・午後 時 分

1 件 名					
2 被 害 者 (被 災 者)	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等					
3 加 害 者	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
4 発 生 日 時					
5 発 生 場 所					
6 事故等の概要					
7 学校・教育委員会の措置					
8 そ の 他	警察への被害届	有・無			
	報道発表・取材	有・無			
	特記事項				

教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班  
 学校安全担当 TEL : 083-933-4673 生徒指導担当 TEL : 083-933-4680 FAX : 083-922-8737

平成〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

〇〇市 (町) 教育委員会  
教育長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇市 (町) 立〇〇学校  
校長 〇 〇 〇 〇

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名 (性別) ・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要 (できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項  
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)



〇〇〇〇 第 号  
平成〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

山口県教育委員会  
教育長 〇 〇 〇 〇 様

山口県立〇〇学校  
校長 〇 〇 〇 〇

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名 (性別) ・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要 (できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項  
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)

〇〇〇〇第 号  
平成〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

山口県教育委員会  
教育長 〇 〇 〇 〇 様

山口県立〇〇学校  
校長 〇 〇 〇 〇

印

い じ め 事 案 調 査 報 告 書

- 1 (被害者) 学年・氏名 (性別) ・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景 (集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織 (調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等 (詳細に記述)
- 6 事実経過  
(日時、場所、人物、いじめの態様等について、網羅的に客観的事実を記述)  
(1) 〇月〇日  
(2) △月△日
- 7 被害の程度
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項 (保護者の意見等)

## 資料7 各学校における緊急連絡先一覧の作成について

### (1) 留意事項

- 校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付ける。
- 個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。

### (2) 緊急連絡先一覧（例）

緊急連絡先	電話番号
校長	携帯電話（自宅電話）
教頭	携帯電話（自宅電話）
事務長	携帯電話（自宅電話）
市町教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会緊急連絡 （24時間体制で対応） ■ 児童生徒関係 ■ 教職員関係 ■ 火災・自然災害関係	090-4894-2786（学校安全・体育課） 090-5705-9072（教職員課） 090-6842-6766（教育政策課）
P T A会長	携帯電話（自宅電話）
P T A副会長	携帯電話（自宅電話）
学校評議員	携帯電話（自宅電話）
同窓会長	携帯電話（自宅電話）
学校医	携帯電話（自宅電話）
スクールカウンセラー	携帯電話（自宅電話）
近隣の警察署	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の交番・派出所	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の消防署	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の医療機関	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の児童相談所	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の学校・園等	083-〇〇〇-〇〇〇〇
近隣の駅（J R等）	083-〇〇〇-〇〇〇〇
通学バス会社	083-〇〇〇-〇〇〇〇
防犯システム業者	083-〇〇〇-〇〇〇〇
自動販売機設置業者	083-〇〇〇-〇〇〇〇

**資料8** 児童虐待通告様式

**子ども虐待通告書**（本状含めて\_\_枚）

平成 年 月 日

〔〇〇市・町〕児童相談担当 様  
 山口県〔中央・岩国・宇部・周南・下関・萩〕児童相談所長 様

機関名  
氏名

下記の児童について児童虐待防止法第6条にもとづき通告します。

子 ど も	ふりがな 児童氏名	① ア ②	① 歳（月）男・女 年 月 日生 ②
	住 所	イ	
	(住居状況)	一戸建て・集合・	持ち家・民間借家・公営借家・
	通学・通園先 就学状況	① ウ 未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 (担任: 出席状況:良好 欠席がち 不登校状態 ②	
児童は今どこ	①		②
保 護 者	ふりがな 保護者氏名	エ	
	続柄・年齢	続柄: 年齢: 歳 年 月 日 生	続柄: 年齢: 歳 年 月 日 生
	職業就労状況		
	住 所 電 話 等	オ	
虐 待 内 容	誰から誰に		
	いつ(から)、どこで、どのような、頻度は		
	虐待の種類	(わかれば) 身体的・性的・心理的・ネグレクト (主◎、従○)	
	情報源	通告者は 実際に目撃・悲鳴や音から推測・関係者( )から聞いた	
	保護者の了解	保護者はこの通告を 承知・拒否・知らせていない	
通 告 者	通告者氏名	電話	
	住 所	〒 FAX	
	区 分	①個人として通告	②機関として通告 (機関名:
	関 係	学校・保育所・幼稚園・医療機関・保健所・市町( )・福祉事務所・警察・児童家庭支援センター・主任児童委員・児童委員・母推・人権擁護委員・その他(	
	通告者を保護者に	明かさないで欲しい・明かして良い	
通告の目的			

※これは援助関係者用の書式であって、一般人用ではありません。わからない箇所は空欄のまま構いませんが、**太字**の欄はなるべく埋めてください。

FAX 中央:083-922-7513 岩国:0827-29-1597 周南:0834-21-8650  
 宇部:0836-39-7519 下関:083-234-3141 萩 :0838-22-1165

## 子ども虐待通告書（2枚目／必要に応じて）

	続柄	氏名	年齢	職業、他備考
家族構成				
家庭状況	近隣等の風評：			
対応資源	自分や他の人がこれまでにとった対応、連絡した人、協力できそうな人（親族を含む） ・親族・職場等：  ・関係機関等：			
その他	その他とくに心配されること、気づきなど  重症度についての見解（わかれば、複数可） ・最重度…生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの ・重 度…すぐには生命の危険はないだろうが、健康、成長に大きな影響 ・中 度…今は入院を要するような事態ではないが、長期的には心の発達に影響 ・軽 度…外傷が残らない暴力や健康問題を起こさないネグレクト ・予備軍…虐待はしていないが子育て困難、ハイリスク（「お知らせのみ」で虐待として処理されない） ・疑 い			

※FAX の場合ア～カの固有名詞は記入せず、電話（または別便）で内容連絡を。番号間違いにくれぐれも注意！  
 複数人の場合、①、②…と番号を打ってください。

**中央児童相談所** 〒753-0214 山口市大内御堀 922-1 FAX: **083-922-7513** (TEL:7511)

山口市、防府市、美祢市

**岩国児童相談所** 〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1 FAX: **0827-29-1597** (TEL:1513)

岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

**周南児童相談所** 〒745-0836 周南市慶万町 2-13 FAX: **0834-21-8650** (TEL:0554)

周南市、下松市、光市

**宇部児童相談所** 〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50 FAX: **0836-39-7519** (TEL:7514)

宇部市、山陽小野田市

**下関児童相談所** 〒751-0823 下関市貴船町 3-2-2 FAX: **083-234-3141** (TEL:223-3191)

下関市

**萩児童相談所** 〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1 FAX: **0838-22-1165** (TEL:1150)

萩市、長門市、阿武町

## 引用・参考文献等

- 『子どもを変えた教師の一言』山田暁生著（1997 学事出版）
- 『学校の危機管理ハンドブック』「学校の危機管理」研究会編（2000 ぎょうせい）
- 『教師だからできる5分間カウンセリング』吉本武史編著（2000 学陽書房）
- 『見てわかる学校の危機管理マニュアル』高階玲治編著（2001 東洋館出版社）
- 『犯罪被害者支援の軌跡』大久保恵美子著（2001 少年写真新聞社）
- 『最新教育キーワード137』（2001 時事通信社）
- 『週刊教育資料 NO.724』（2001 日本教育新聞社）
- 『教師のための学校危機対応実践マニュアル』上地安昭編著（2003 金子書房）
- 『[生徒指導・進路指導] 実践チェックリスト』秦政春編（2004 教育開発研究所）
- 『月刊生徒指導 必ず役に立つ問題行動防止ハンドブック』奥野真人著（2004 学事出版）
- 『月刊生徒指導 法律・判例で考える生徒指導』坂田仰著（2004 学事出版）
- 『月刊生徒指導 12月号』（2004 学事出版）
- 『現場即応！あなたの疑問にこたえる生徒指導対応事例80』緑川哲夫・原雅夫編著  
（2005 学事出版）
- 『14歳からの仕事道』玄田有史著（2005 理論社）
- 『チェックリスト 子どもの安全と危機管理』学校安全対策研究会編（2005 第一法規）
- 『インターネットにおけるルールとマナー こどもばん 公式テキスト』  
（2005 財団法人インターネット協会）
- 『青少年の健やかな成長のために 必携・少年補導委員の手引き』  
（2005 社団法人 青少年育成国民会議）
- 『気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ』（2005 警察庁）
- 『指導と評価 4月号』（2005 図書文化社）
- 『詳解 生徒指導必携 改訂版』生徒指導研究会編（2006 ぎょうせい）
- 『月刊生徒指導 10月号』（2006 学事出版）
- 『学校危機対応 教職員ハンドブック 全国版』（2006 全国CRT連絡協議会）
- 『生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～』  
（2006 国立教育政策研究所生徒指導研究センター）
- 『児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）』  
（2006 文部科学省・警察庁）
- 『バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書』  
（2006 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会）
- 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（2009 文部科学省）
- 『生徒指導提要』（2010 文部科学省）
- 『みんなでネットワーク～子ども虐待に関わる援助関係者の連携マニュアル～【三訂版】』  
（2011 山口県健康福祉部）
- 『いじめについて、わかっていること、できること』（2013 国立教育政策研究所編 悠光堂）
- 『生徒指導リーフ』シリーズ（2012～国立教育政策研究所生徒指導研究・進路指導研究センター）
- 『生徒指導支援資料5 いじめに備える』  
（2015 国立教育政策研究所生徒指導研究・進路指導研究センター）
- 『月間生徒指導12月増刊 生徒指導とスクール・コンプライアンス』（2015 学事出版）

### ■各都道府県作成・提供資料■

- 『生徒指導のてびき』（2001 広島県教育委員会）
- 『高等学校生徒指導資料 改訂 生徒指導ハンドブック』（2002 神奈川県教育委員会）
- 『児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料』（2002 栃木県教育委員会）
- 『生徒指導実践の手引き』（2004 滋賀県教育委員会）
- 『学校防災マニュアル（改訂版）』（2006 兵庫県教育委員会） 他多数



## 問題行動等対応マニュアル

～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～

発行年月 平成 19 年（2007 年） 2 月

改訂年月 平成 19 年（2007 年） 7 月

平成 20 年（2008 年） 1 月

平成 24 年（2012 年） 2 月

平成 28 年（2016 年） 3 月

編 集 山口県教育庁学校安全・体育課

発 行 山口県教育委員会